

公益認定等に関する運用について (公益認定等ガイドライン)

平成20年4月

(令和~~8~~~~6~~年~~0~~~~4~~~~2~~月~~最終~~改訂)

内閣府公益認定等委員会

内閣府~~大臣官房~~公益法人行政担当室

本文で引用する FAQ 等の追加など形式的な修正については、適宜の更新を行っていく。

令和6年12月 内閣府公益認定等委員会/内閣府 ~~大臣官房~~ 公益法人行政担当室

目次

第1章 基本的事項(総則).....	1
第1節 ガイドラインの趣旨・目的	2
第1 ガイドライン作成の経緯	2
第2 ガイドラインの趣旨・目的	3
第2節 ガイドラインにおける基本的な考え方	5
第1 認定法の目的	5
第2 公益法人の責務	5
第3 公益行政の基本的考え方	8
第3節 事務処理の原則	10
第1 公益認定等委員会と公益法人行政担当室	10
(1) 公益認定等委員会	10
(2) 公益法人行政担当室(内閣総理大臣)	11
第2 事務処理の原則	11
(1) 迅速・丁寧な対応	11
(2) 事実に基づく判断、効率的・効果的な業務遂行	12
(3) 事前相談など	12
第4節 内閣府と都道府県との連携	13
第5節 行政手続法及び行政不服審査法との関係	14
第1 行政指導等(法に基づく勧告を除く。)	14
(1) 一般原則(行政手続法第32条)	15
(2) 申請に関連する行政指導等(行政手続法第33条から第35条)	15
(3) 監督上の措置に関連する行政指導(行政手続法第34条及び第35条)	16
(4) 複数の者を対象とする行政指導(行政手続法第36条)	16
第2 不利益処分等(行政手続法との関係)	16
第3 審査請求	17
(1) 審査請求	17
(2) 事務処理体制	17
(3) 審理員・審理手続	18
(4) 処分庁としての対応	18
(5) 審査庁としての対応	19

第2章 公益目的事業該当性の判断	20
第1節 総論	23
第1 公益目的事業とは	23
第2 申請書記載事項	2524
(1) 基本的考え方	25
(2) 記入要領	26
(3) 既に認定されている公益目的事業に係る申請書記載事項の取扱いについて	30
第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準	36
(1) 事業の趣旨・目的についての確認事項	36
(2) 事業の概要についての確認事項等	37
(3) 受益の機会についての確認事項	38
(4) 受益者の義務・受益の条件についての確認事項	39
(5) 事業の合目的性の確保の取組についての確認事項	39
(6) その他横断的な注記事項	4041
第4 変更認定事項と変更届出事項	4342
(1) 基本的考え方	4342
(2) 現行法人の移行措置について	4443
(3) 緊急事態における対応	4443
第5 監督に当たって特に考慮すべき事項(第6章監督 参照)	4544
(1) 事業の趣旨・目的について	4544
(2) 法人の事業の概要について	4544
(3) 事業の受益の機会について	45
(4) 受益者の義務・受益の条件について	4645
(5) 事業の合目的性の確保	4645
第2節 具体的な事業区分ごとの当てはめ	4746
第1 基本的考え方	4746
第2 19事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント	4948
(1) 検査検定	4948
(2) 資格付与	5049
(3) 講座、セミナー、育成	5150
(4) 体験活動等	5251
(5) 相談、助言	5352
(6) 調査、資料収集	5453

(7) 技術開発、研究開発	5554
(8) キャンペーン、〇〇〇〇月間	5554
(9) 展示会、〇〇〇〇ショー	5655
(10) 博物館等の展示	5756
(11) 施設の貸与	5857
(12) 資金貸付、債務保証等	5958
(13) 出資	6059
(14) 助成(応募型)	6463
(15) 奨学金	6564
(16) 表彰、コンクール	6766
(17) 競技会	6867
(18) 自主公演	6967
(19) 主催公演	7068
第3 19事業区分非該当事業の公益目的事業のチェックポイント	7069

第3章 公益認定基準等 8281

第1 公益認定基準(認定法第5条)	8382
(1) 法人の主たる目的(認定法第5条第1号)	8382
(2) 経理的基礎及び技術的能力(認定法第5条第2号)	8382
(3) 特別の利益(認定法第5条第3号及び第4号)	9088
(4) 公益法人としてふさわしくない事業等(認定法第5条第5号)	9390
(5) 公益目的事業の収入及び費用(認定法第5条第6号)	9492
(6) 公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ(認定法第5条第7号)	9492
(7) 公益目的事業比率(認定法第5条第8号)	9592
(8) 使途不特定財産額の保有の制限(認定法第5条第9号)	9592
(9) 理事・監事と特別利害関係があるものの割合(認定法第5条第10号)	9592
(10) 他の同一の団体の理事・使用人等の割合(認定法第5条第11号)	9593
(11) 理事と監事との間の特別利害関係の排除(認定法第5条第12号)	9694
(12) 会計監査人の設置(認定法第5条第13号)	9794
(13) 役員等の報酬等の支給基準(認定法第5条第14号及び第20条)	9895
(14) 理事、監事の外部からの選任(認定法第5条第15号及び第16号)	103101
(15) 社員の資格得喪に関する条件等(認定法第5条第17号)	106103
(16) 他の団体の意思決定に関与することができる財産(認定法第5条第18号)	

.....	106104
(17) 不可欠特定財産(認定法第5条第19号)	107104
(18) 残余の財産の贈与、帰属先(認定法第5条第20号及び第21号) ..	108106
第2 欠格事由(認定法第6条)	110107
第4章 認定の申請等	114112
第1 行政庁(認定法第3条)	115113
(1) 事務所	115113
(2) 事業を行う地理的範囲	116114
第2 公益認定の申請(認定法第7条)	117115
第3 変更の認定(認定法第11条)	120118
第4 変更の届出(認定法第13条)	124122
第5 合併等の届出(認定法第24条)	127125
第6 合併による地位の承継の認可(認定法第25条)	130127
第7 解散の届出(認定法第26条)	131128
第8 公益認定取消しの申請(認定法第29条第1項第4号)	131128
第9 定款に関する留意事項	132129
(1) 役員等(理事、監事及び評議員)以外の者に一定の名称を付すこととする 場合	133130
(2) 法律上の名称を定款において通称名で規定する場合	133131
(3) 代議員制度	134131
(4) 社員総会及び評議員会の決議要件(定足数)並びに理事の選任議案の __決 議方法	136133
(5) 社員総会及び評議員会の理事の選任権限と第三者が関与できる範囲	138135
(6) 評議員の構成並びに選任及び解任の方法	138135
(7) 代表理事の選定方法	140137
(8) 理事会・評議員会の運営方法	141138
第5章 公益法人が遵守すべき財務規律等	143140
第1節 財務規律	144141
第1 公益目的事業の収入及び費用(認定法第14条及び <u>令和6年改正法附則</u> <u>第3条並びに</u> 認定規則第15条から第23 —条まで、第46条及び附則第2項か	

ら第6項まで)	144141
(1) 規律の趣旨	144141
(2) 中期的収支均衡の判定方法	145142
(3) 公益充実資金(認定規則第23条及び第46条)	157154
(4) 公益認定申請時の確認(認定法第5条第6号)	161159
第2 公益目的事業比率(認定法第15条)	164162
(1) 公益目的事業比率の趣旨	164162
(2) 公益目的事業比率の確認	164162
(3) 公益目的事業比率の算定	164162
第3 使途不特定財産額の保有の制限(認定法第16条)	171169
(1) 使途不特定財産規制の趣旨	171169
(2) 使途不特定財産額の算定	171169
(3) 使途不特定財産の保有上限額の算定等	180178
(4) 公益認定申請時の確認(認定法第5条第9号)	182180
第4 公益目的事業財産、公益目的取得財産残額及び区分経理(認定法第18条、 第	
19条及び第30条並びに認定規則第39条から第43条まで及び第65条から 第70条まで)	182180
(1) 公益目的事業財産(認定法第18条及び認定規則第41条)	182180
(2) 区分経理(認定法第19条及び認定規則第42条及び第43条)	188185
(3) 公益目的取得財産残額(認定法第30条及び認定規則第65条から第70条 まで)	191188
第2節 情報開示	197194
第1 財産目録等の備置き・閲覧、公表等(認定法第21条及び第22条) ..	197194
(1) 事業年度開始前に作成・備置きする書類(認定法第21条第1項) ..	198195
(2) 事業年度終了後に作成・備置きする書類(認定法第21条第2項) ..	201197
(3) 閲覧請求等について	212209
(4) 行政庁への提出等(認定法第22条第1項)	213209
(5) 行政庁による公表(認定法第22条第2項)	215212
第3節 その他規律等	218214
第1 名称等(認定法第9条)	218214
第2 寄附の募集に関する禁止行為(認定法第17条)	218214
第3 会計監査人の権限等(認定法第23条)	218214

第6章 監督	219215
第1節 監督の基本方針	220216
第1 監督の目的及び監督の基本的考え方	220216
(1) 監督の目的	220216
(2) 監督の基本的考え方	221217
第2節 定期提出書類の確認	225222
第3節 報告徴収の実施方針(認定法第27条)	226223
第1 報告徴収の趣旨	226223
第2 報告徴収の実施方針	227224
第3 報告徴収結果の処理	227224
第4節 立入検査の実施指針(認定法第27条)	229226
第1 立入検査の趣旨	229226
第2 重点検査	229226
(1) 重点検査の実施方針	229226
(2) 重点検査結果の処理	230227
第3 点検調査	230227
(1) 点検調査の実施方針	230227
(2) 点検調査結果の処理	231228
第4 立入検査の手続について	231
第5節 情報提供の取扱い	232229
第1 情報提供の意義	232229
第2 情報提供の取扱いに係る留意事項	232229
第3 情報提供への対応	233230
第6節 監督処分等の適用方針(認定法第28条及び第29条)	234231
第1 監督処分等の趣旨	234231
第2 監督処分等の適用方針	234231
第3 行政手続法の手続	236233
第7章 公益法人行政担当室の業務運営方針	237234
第1節 事務処理状況の公表	238235
第2節 行政庁による公表(認定法第22条第2項)	239236
第3節 国の支援(認定法第3条の2第2項)	239237

第8章 移行法人	241238
第1節 公益目的支出計画等(整備法第119条)について	242239
第1 公益目的支出計画が「適正」であることについて(整備法第117条第2号)	242239
(1) 公益目的支出計画に記載された実施事業等について、整備法第119条第2項	
第1号の「イ」、「ロ」又は「ハ」に該当していることについて	243240
(2) 特別の利益	243240
(3) 技術的能力	243240
(4) 公益目的支出計画における実施事業等に係る収入と支出の計算が整備法及び整備規則に則って行われていること	244241
第2 公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることについて(整備法第117条第2号)	245242
第3 移行法人の計算書類について(整備規則第42条)	245242
第2節 実施事業等の変更に伴う公益目的支出計画の変更認可の必要性	246243
第1 事業を廃止する場合	246243
(1) 事業の一部の廃止により計画期間が変わらない又は短くなる場合	246243
(2) 一の事業の廃止により計画期間が変わらない又は短くなる場合	246243
(3) 事業廃止により計画期間が長くなる場合	246243
第2 事業を追加する場合	246244
第3節 公益目的支出計画の完了確認請求について	247244
第9章 公益法人が公益信託に関わる場合	248
第1 公益法人が公益信託の受託者となる場合	249
第2 公益法人が公益信託の信託管理人となる場合	251
第3 財務規律の適用について	251
第4 情報開示について	253
第5 行政庁間の連携	253

凡例

主な法令の略称は以下のとおり。

- ・ **認定法**: 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)
- ・ **認定令**: 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成19年政令第276号)
- ・ **認定規則**: 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)
- ・ **法人法**: 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18 年法律第48号)
- ・ **法人法規則**: 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)
- ・ **整備法**: 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)
- ・ **整備規則**: 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第69号)
- ・ **令和6年改正法**: 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第29号)
- ・ **行政手続法**: 行政手続法(平成5年法律第88号)
- ・ **行審法**: 行政不服審査法(平成26年法律第68号)
- ・ **信託法**: 信託法(平成18年法律第108号)
- ・ **公益信託法**: 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)

その他の主な略称は以下のとおり。

- ・ **一般法人**: 一般社団法人及び一般財団法人
- ・ **公益法人**: 公益社団法人及び公益財団法人
- ・ **旧ガイドライン**: 令和6年12月に改訂される前の公益認定等ガイドライン(平成20年4月)
- ・ **令和6年公益法人会計基準**: 公益法人会計基準について((令和6年12月20日新規制定)内閣府公益認定等委員会決定。)
- ・ **平成20年会計基準**: 公益法人会計基準((平成20年4月11日新規制定)内閣府公益認定等委員会決定。)

- ・ 令和6年会計基準運用指針:「公益法人会計基準」の運用指針(令和6年12月20日新規制定))内閣府公益認定等委員会決定。)
- ・ 平成20年会計基準運用指針:「公益法人会計基準」の運用指針(平成20年4月11新規制定))内閣府公益認定等委員会決定。)

第1章 基本的事項(総則)

第1章 基本的事項(総則)

第1節 ガイドラインの趣旨・目的

第1 ガイドライン作成の経緯

〇〇 現行の公益法人制度は、民法に基づく従来の制度において、主務官庁の許可主義の下、法人設立が簡便でなく、また、公益性の判断基準が不明確であるなどの批判があったことを踏まえ、主務官庁の裁量権を排除し、できる限り準則主義に則った認定等を実現することを目的に、平成18年の公益法人制度改革において成立した。この改革は、「民による公益の増進」を目的としつつも、不祥事の発生を契機として、旧制度への反省等にたち議論された経緯もあり、公益法人の「規律の確保」が重視されていた。

〇〇 現行制度の施行に先立ち、公益認定等委員会は、制度の詳細のうち、明確にしておくことが、申請者にとっても、国・都道府県の審査当局にとっても有益であると考えられる事項について審議を行い、「公益認定等に関する運用について」(公益認定等ガイドライン)を取りまとめた。あわせて、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか」の事実認定に当たっての留意点として「公益目的事業のチェックポイント」を取りまとめた。

〇〇 令和6年の改訂前の旧ガイドライン(「公益目的事業のチェックポイント」を含む。)には、制度をよく理解し、中立・公正に判断する公益認定等委員会が運用するという前提で、制度趣旨に関する記載や、公益認定等委員会及び行政庁の判断を制限する記載はほとんど置かれていなかった。

〇〇 また、現行制度の運用に当たっては、公益認定等委員会は、「暖かく」審議に臨み、「法人の創意工夫や自主性を尊重する姿勢で取り組み」、「柔軟性をもって判断」することとされた(「審議の基本方針」(平成19年4月公益認定等委員会))。

〇〇 こうした運用により、旧制度の公益法人の多くが新たな制度での公益法人として再出発を果たした。この間、行政庁や公益認定等委員会での判断等により運用が積み重なり、「公益法人制度等に関するよくある質問」(以下「FAQ」という。)の改定等が行われることはあったが、旧ガイドラインの実質的な見直しは行われていなかった。

〇〇 しかし、先例に従った対応が増加する一方、不認定や勧告など例外的な事例でしか判断の考え方が示されない中、法人関係者から、「不透明」で「予見可能性がない」といった指摘を受けるに至った。また、本来、柔軟に対応することを期待して具体的な基準等を示さなかった規律が、「行政庁や担当ごとに指摘がバラバラである」、「制度趣旨を考慮しない一律の指導がなされている」、「公益認定基準に係る指摘か、運営改善のための助言か分からない」などの指摘が生じるに至った。

(令和6年のガイドラインの抜本見直し)

〇〇 新制度施行から十数年を経る中、民も公益を担う社会の更なる発展に向けて、社会の変化等に柔軟に対応し多様な社会的課題の解決に向けて民間の力を引き出していくための制度改革が必要であるとの認識に基づき、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)の下、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」が令和4年10月から開催された。

〇〇 令和5年6月に取りまとめられた同有識者会議の最終報告(以下、単に「最終報告」という。)においては、公益法人が、より柔軟・迅速な公益活動を展開していくことが可能となるよう、法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みにするとともに、国民からの信頼・協力を得られる存在となるよう、公益法人のガバナンスや説明責任の充実を図るため、制度の抜本的な改革を行うこととされた。

〇〇 最終報告を踏まえた法令の改正に伴いガイドラインの見直しは必要となるが、最終報告で求められた「予見可能性の向上」「認定等に関する行政の判断のぶれやばらつきの抑制」、「事前の一律チェックから事後の重点的なチェックへの転換」を徹底する観点からは、ガイドラインの全面的な見直しが必要とされた。

〇〇 このため、「創意工夫や自主性を尊重」「柔軟性をもって判断」との精神は維持しつつ、合議制機関が中立・公正に判断するからガイドラインには細かく書かないという考え方を改め、①法人や国民など利用者から見て、分かりやすく予見可能性が高いものとする、②行政による恣意的又は硬直的な運用を抑制する、③事前の審査より事後のチェックを重視するという観点から、ガイドラインの全面的な見直しを行ったものである。

〇〇 なお、見直しに当たっては、従来、FAQFAQ、申請書添付書類や提出書類の様式、記入の手引き等において示されていた法令解釈もガイドラインに取り込むこととしている。FAQFAQに記載されていた規律は、脚注においてその旨を明らかにしている。

第2 ガイドラインの趣旨・目的

〇〇 ガイドラインは、法令の適用に当たり留意すべき事項(法令等の解釈・運用)及び審査・処分

- ・ 公益法人(公益認定を検討する者を含む。)が、法人自治の下で、各種申請や事業遂行を行う際の参考(行政庁の対応についての予見可能性の向上)
- ・ 行政庁である内閣総理大臣(公益法人行政担当室職員を含む。)及び公益認定等委員会(事務局職員を含む。)が職務を遂行する上での指針

- ・ 公益法人の活動を支援し、チェックする国民の物差しとして使用されることを想定している。

〇〇 また、~~本~~ガイドラインは、技術的助言として都道府県知事に通知することを想定しており、行政庁である都道府県知事(職員を含む。)及び合議制機関(その庶務を司る職員を含む。)の指針として活用されることを期待している。

〇〇 行政庁及び公益認定等委員会は、ガイドラインを踏まえた判断を行うことが求められる。これは、杓子定規の取扱いを求めるものではない。法令の規定及び趣旨を勘案した上で、個別の事情に応じて、又は社会経済の変化を踏まえ、柔軟な対応を行うことは当然であり、合議制機関を置くこととした制度の趣旨に合致する取扱いと言える。

〇〇 ガイドラインは、社会情勢の変化、判断の蓄積、関係者(公益法人、都道府県、国民・企業等)の要望等を踏まえ、少なくとも年に1回は見直しを検討するものとする。

〇〇 また、法運用の透明性を確保し、正確な理解を促進する観点から、具体的事情を踏まえた判断事例を明らかにすることが重要であることを踏まえ、認定法等に係る各種判断について、「事例集」を作成し、ガイドラインの付属資料として位置付けるものとする。

第2節 ガイドラインにおける基本的な考え方

第1 認定法の目的

- 〇〇 認定法は、「内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることに鑑み、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め」、もって「公益の増進及び活力ある社会の実現に資すること」を目的としている(認定法第1条)。
- 〇〇 公益認定制度の創設や公益目的事業の適正な実施を確保するための措置は、手段であり、目的は、「公益の増進及び活力ある社会の実現に資すること」である。

第2 公益法人の責務

- 〇〇 公益法人は、認定法別表に掲げる公益目的を実現し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益活動を実施する存在であり、その活動により、公益の増進及び活力ある社会の実現に寄与することが期待されており、税制上の優遇措置の下、国民や企業からの寄附等の支援を受けている。
- 〇〇 こうした期待に公益法人が応えていくためには、公益法人が行う公益目的事業について、事業の効果等について確認しつつ、社会のニーズに応え、その種類や内容、実施方法等を不断に見直し、事業の質を向上させることが求められており、その実現に向けて、
- ア 事業内容、規模、財務状況等が多種多様な公益法人が、継続的・発展的に事業展開を行うため、自らの実態に応じて必要な理事等の人材やガバナンス体制の構築等の運営体制の充実を図るとともに、
- イ 財務状況や事業運営について、適正に説明責任を果たし、国民や社会からのフィードバックを得て事業を改善していくため、運営における透明性の確保に取り組むことが求められる。
- 〇〇 法人法及び認定法において、ガバナンスや情報開示の仕組みは整備されているが、これらは、全ての公益法人が遵守する必要がある最低限の仕組みに過ぎない。公益法人が、国民からの理解や寄附等の支援を積極的に得つつ、継続的・発展的に活動していくために、法令の基準を超えて、自主的・自律的に、実情に応じたガバナンスを構築し、透明性の向上を図ることが期待される。
- 〇〇 令和6年の公益法人制度改革で、法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みとされる中、公益法人は、行政から自立して、ステークホルダーの信頼を確保しつつ、自らの責任の下で経営判断を行い、仮に問題が発生した場合には、法人自らが自浄作用を働かせ、問題を解消することが求められる。そのためにも、自らコンプライアンスの確保や説明責任の充実に取り組むことが重要である。

- 〇〇 公益法人が取り組んだ運営体制の充実を図るための取組や、公益目的事業の実施状況については、事業報告に記載することとされており(認定法第21条第4項)、これらが HP ~~ホームページ~~等により分かりやすい形で公表される(認定法第22条第2項)。公益法人の関係者が、他の法人の取組を知り、自らの運営の改善に役立てるとともに、国民や企業が、ガバナンスの充実や透明性の向上に取り組む法人に対して寄附等の支援を行うことなどを通じ、ガバナンスの充実・透明性の向上が進むことが期待される。
- 〇〇 こうした自主的・自律的な公益法人の取組を促進するため、国としても、情報の収集・提供その他の必要な支援を行っていく(認定法第3条の2第2項)。

(参考) 公益法人とは何か

- 公益法人は、準則主義により簡便に設立することができる非営利法人(剰余金の分配を目的としない法人)である一般法人であることを前提としている。
 - 一般法人の目的に制限はなく、公益、共益等の多様な目的の法人が存在している。
 - 一般社団法人は、二人以上の人(社員)が集まり、定款を作成し、設立する法人であり、社員総会の決議により役員を選任するなど、社員総会が、法人の組織、運営等に関する権限を行使する。
 - 一般財団法人は、設立者が、定款を作成するとともに財産を拠出して設立する法人であり、定款の定めに従い選任された評議員で構成される評議員会が、定款及び法律に従い、役員の選任などの権限を行使する。
 - 機関等のガバナンスについては、法人法において詳細な規律が置かれている。
- 一般法人のうち、民間有識者からなる第三者委員会による公益性(公益認定基準適合性)の審査を経て、行政庁(内閣総理大臣又は都道府県知事)から公益認定を受けたものが公益法人である。
 - 公益法人は、認定法に基づき、活動規模の半分以上を公益認定を受けた公益目的事業とする、公益目的事業に関連して得た収入を、中期的に公益目的事業のため使うなどの規律に従うほか、一般法人以上の情報開示やガバナンスなどが求められる。
 - 公益法人は、「公益社団法人」又は「公益財団法人」を名乗ることができるほか、寄附金控除や公益目的事業の非課税など手厚い税制優遇措置が講じられている。
- 公益法人は、多種多様な公益を目的とする法人が含まれている(注)ことに特徴があり、学校法人、社会福祉法人など特定の政策に係る公益を目的とし、当該政策を所管する官庁の監督を受ける法人とは異なる。

(注) 認定法別表に掲げられた公益目的は、その性質上何らかの形で不特定かつ多数の者に利益をもたらすと考えられるものとして、国民の利益のために制定されている様々な法律の目的規定を抽出・集約し、列挙されたものである。
- 幅広い公益を目的とし、高い税制優遇を受ける認定特定非営利活動法人(以下「認定NPO法人」という。)と類似する点が多いが、公益法人については、①公益認定基準に適合することについて合議制機関の判断を経て行政庁が判断し、認定後も、行政庁が公益認定基準の適合性について継続的に監督する他、②ガバナンスを確保するためのルールが詳細に法定されている(例:理事会の規律、監事の権限行使を確保するための規律(任期、理事の行為の差し止め、報酬など)、役員等の損害賠償責任など)。
 - 一方、認定 **NPO**法人は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)で規定された特定非営利活動(保健、医療又は福祉の増進を図る活動等20種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするもの)に寄与することを目的としている法人であり、認定 **NPO**法人になるための要件であるパブリック・サポート・テスト(「**PST**」、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準)等を満たす法人である。
 - このように、公益法人制度と **NPO**法人制度は、その成り立ちや仕組みに違いがあり、法人を設立しようとする場合には、それぞれの制度の相違点を十分に踏まえ、当該団体として、それぞれの実情、ニーズに合った法人形態を選択できることに意義がある。

第3 公益行政の基本的考え方

○ 公益行政(公益目的事業の適切な実施を確保する等により、公益の増進及び活力ある社会を実現するための行政をいう。以下同じ。)は、次の考え方に従い、実施するものとする。

○ 公益行政は、法律の根拠に基づき行う。認定法に基づく処分等(勧告を含む。)は、法律及び法律に基づく命令の根拠に従って行わなければならない。法律の根拠なく、委員や職員の考えるあるべき公益法人像に従って、審査や監督を行うことは許されない。こうしたあるべき公益法人像を目指して公益法人を支援¹する場合は、法律に基づく審査や監督とは峻別する²。

○ 公益行政は、公益法人が自主的・自律的に構築したガバナンスの下で、コンプライアンスを確保し、適切に業務運営を行うことを前提に、寄附者等の意思、法人の伝統や創意工夫、自律的な判断など法人の自治を最大限に尊重して行う。審査や監督は、法律に従い、プリンシプルベースで行うことを原則とし、行政庁・合議制機関において法人が従うべきルールを一方的に設定し、これを押し付けることは、厳に慎む。

○ 一方、株式会社においては経済的に直接の利害関係を持っている持分権者である株主が持分価値の最大化を図ることにインセンティブを持つことに比べ、公益法人において実効的なガバナンスを構築することは、必ずしも容易ではない。このため、公益法人が適正に運営され、社会的信用を確保していく上で、行政庁による審査や監督は重要な意義を持つ。

○ 公益行政の目的は、民間公益を活性化し、活力ある社会を実現することであり、「公益法人の適正な運営の確保」は手段である。公益法人が、高い規律を持つことは重要であるが、いたずらに高い規律を求めることは、かえって民間の公益活動を阻害しかねないことに留意する。

○ また、法人のチャレンジが活力ある社会に不可欠であることを踏まえると、法人の創意工夫や新たな事業展開を促進する観点から、事後のチェックにより対応が可能である場合には、法人が自らのガバナンスの下でコンプライアンスを確保し、適切に事業運営を行っていく前提で、法人の申請の内容が、公益認定基準に適合するか否かを確認して認定を行うことを原則とする。

○ 公益行政においては、法人自治を尊重するとともに、法人支援の視点を持ちつつも、問題のある公益法人に対しては、果断に監督上の措置を講ずるものとする。公益認定基準への重大な違背(申請時に行政庁に対して実施を表明した事項が履行されない場合を含む。)その他重大・明白な認定法違反が明らかになった場合は、速やかに勧告等の措置を講ずるものとする。

○ また、令和7年4月からは、法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みを目指した制度改正が施行され、事後チェックの重要性が高まる。いかなる組織においても不祥事は生じ得るものであり、法人の自律的なガバナンスの下で適切に対応が行われる場合は監督上

¹ 公益法人に対する支援は、法令に基づく組織の任務及び所掌事務の範囲で行われる必要がある。

² 本ガイドラインにおいて「望ましい」としている事項は、法律に基づく審査や監督の対象となる規律ではない。

の措置は不要であることも多いが、ガバナンスが機能せず不祥事が繰り返される場合や、態様が悪質な場合等には果断に監督上の措置を講ずるものとする。

〇〇 公益行政は、認定法に基づく審査・監督のほか、公益法人の自主的な取組の支援(認定法第3条の2第2項)や公益法人の活動の紹介、公益法人等に対する寄附の拡大など、公益行政の目的達成に向けた活動を展開するものとする。

第3節 事務処理の原則

第1 公益認定等委員会と公益法人行政担当室

(1) 公益認定等委員会

○ 公益認定等委員会は、国民の意向を適切に反映しつつ、行政官庁から独立かつ中立的に判断するとともに、法人の様々な活動に対応できる専門性等を有する機関として、公益目的事業該当性及び公益認定基準適合性を実質的に判断する役割を担っている。このため、行政庁が、次の処分等を行おうとする場合には、公益認定等委員会が諮問を要しないと認めたものを除き³、公益認定等委員会への諮問が必要とされている(認定法第43条第1項、第3項)。

- ① 公益認定・変更認定・合併による地位の承継の認可の申請に対する処分(欠格事由又は形式不備により処分する場合を除く。)³又はこれらに係る審査請求に対する裁決(不適法却下する場合を除く。)
- ② 監督処分等(①欠格事由又は法人の取消申請に基づく処分、②法律に基づく届出又は定期提出書類の提出がないことに基づく処分、③公益認定等委員会による勧告に基づく処分を除く。)³又はこれらに係る審査請求に対する裁決(不適法却下する場合を除く。)

公益目的事業該当性:認定法第2条第4号に規定する「公益目的事業」に該当するか否かであり、詳細は第2章に記載しています。

公益認定基準適合性:認定法第5条各号に掲げる公益認定の基準に適合するか否かであり、内容の詳細は第3章に記載しています。

監督処分等:認定法第28条第1項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は認定法第29条第1項若しくは第2項の規定による公益認定の取消しをいいます。公益法人の適正な運営を担保する重要な手段であり、その適用方針等について第6章に記載しています。

○○ 加えて、公益目的事業該当性や公益認定基準適合性等に係る政令・内閣府令の制定・改廃についてもも諮問が必要とされており、公益目的事業該当性や公益認定基準適合性等に係る運用についても、公益認定等委員会が実質的判断を行うことが期待されている(認定法第43条第2項)。

○○ また、公益法人に対する実質的な監督は、公益認定等委員会が担うこととされており、公益法人に対する報告徴収及び立入検査の権限(認定法第27条第1項。欠格事由該当性に係る調査に関するものを除く。)は、公益認定等委員会に委任されている(認定法第59条第1項。都

³ 内閣府を行政庁とする公益法人について、認定法第11条第1項第1号に掲げる変更(行政庁の変更を伴うものに限る。)のみを内容とする申請(公益認定基準適合性について、公益認定等委員会で特に審議すべきと認められるものを除く。)については諮問を要しないものとされている。(「公益認定等委員会への諮問を要しない事項について」令和7年5月23日公益認定等委員会決定)

道府県知事が行政庁である場合は、合議制機関が当該権限を行使することとされている(同条第2項))。公益認定等委員会は、公益法人からの届出書類や定期提出書類(認定法第45条第1項)、許認可等行政庁の意見(同条第2項)、報告徴収・立入検査等において把握した事実等を踏まえ、必要がある場合には、監督処分等を行うよう、内閣総理大臣に対して勧告することができる(認定法第46条第1項)。

(2) 公益法人行政担当室(内閣総理大臣)

〇〇 行政庁である内閣総理大臣は、公益認定等委員会が公益認定基準適合性に係る実質的な審査を行うことを前提に、公益法人の認定や監督に関するその他の業務をつかさどる。すなわち、申請書に係る形式的な審査、欠格事由該当性の審査・監督等、定期提出書類の受理などである。内閣総理大臣は、答申・勧告を尊重して処分等を行う。

〇〇 また、税法に基づく証明(税額控除に係る証明、譲渡所得等の非課税措置における基金に係る証明)等の業務も、行政庁の業務とされている。

加えて、内閣総理大臣は、法所管として、制度の企画立案を担っており(公益認定基準等に係る政令・内閣府令の制定・改廃については公益認定等委員会に対する諮問が必要(認定法第43条第2項第1号))を担っており、諮問を行うほか、

- ・ 公益法人の自主的なガバナンスの充実・透明性の向上の取組を促進するための支援(認定法第3条の2第2項)
- ・ 公益法人の活動状況、公益法人に対して行政庁が取った措置等についての調査・分析・資料の作成及び情報の提供(認定法第57条)
- ・ 地域間の均衡を図るために特に必要と認める場合における都道府県知事への指示(認定法第60条)

等を行うこととされている。

第2 事務処理の原則

(1) 迅速・丁寧な対応

〇〇 公益法人は、社会の変化に機動的に対応して公益活動を行うことに大きな意義があり、申請書類の審査は、迅速に行う必要がある。申請については、原則として、標準処理期間⁴内に処

⁴ 内閣府においては、認定法第4条の認定に係る標準処理期間を4か月、認定法第11条の認定及び整備法第125条第1項の認可に係る標準処理期間は40日としている(「公益認定等に関する標準処理期間について」平成23年8月1日内閣府大臣官房公益法人行政担当室)。

理するよう努める⁵。また、標準処理期間内の処理を確保する観点から、審査に要した期間の状況を公表するものとする。

〇〇 申請者である公益法人等の役職員に対しては、所掌事務の範囲で、丁寧に対応する⁶。

〇〇 公益法人の活動に問題がある場合は、速やかな是正が必要であり、監督業務においても迅速な対応が求められる。監督に当たっては、事実即して毅然とした対応を行う必要があるが、十分な根拠のない中での決めつけや高圧的な態度をとることがないように留意する。

〇〇 上記のほか、職員が、外部の者と面談、電話、電子メール等によりやり取りをする場合は、綱紀及び品位の保持に努め、対応の方法、場所、時間帯、参加者等がやり取りの目的・内容に照らして相応しいものとなるよう留意する。

(2) 事実に基づく判断、効率的・効果的な業務遂行

〇〇 公益行政は、必要な情報を適切に収集した上で、事実に基づき適正に行う。一方、公益法人等にとって、行政^庁への対応に係る業務は、~~一~~負担であり、行政^庁が情報収集を行うに当たって公益法人等の負担は最小限とする必要がある。

〇〇 また、行政^庁においても、公益行政を担う職員の数は限られており、目的に照らして効果的・効率的に行う。

(3) 事前相談など

申請後に不備や課題が明らかになり、処分までに長期間を要し、公益法人等が予定どおりに事業を実施できなくなることがあり得る。このため、法人の要望を受け、申請書類の内容等について事前の相談に応じることとする。その際には、行政^庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない(行政手続法第9条第2項)ことを踏まえ、適切に対応する。なお、事前相談を実施していることを理由として、申請を妨げることはできないのは当然である。

⁵ 内閣府においては、申請事案については遅くとも1年以内に処理することを目指し、原則として、申請から8か月の時点で法人から必要な情報が提出されない場合には、不認定とすることを検討する。

⁶ 公益法人の役職員は、行政から自立した民間法人の役職員として、法人法その他の法令を自ら学習し、コンプライアンスを確保しつつ法人として意思決定を行い、法人を運営することが求められる。申請に必要な情報の提供(行政手続法第9条)の範囲を超える、法人運営等についての一般的な情報提供や助言は、公益法人に対する「支援」の一環として行うことは妨げられないが、行政職員として対応する義務があるわけではないことに留意する。

第4節 内閣府と都道府県との連携

〇〇 都道府県知事が行政庁として行う事務は、自治事務と整理されており、都道府県知事は、認定法・認定令・認定規則に従い、地域の実情等に応じた事務処理を行うこととなる。

一方で、公益法人の中には、地域毎に同一趣旨の法人が設けられている場合も多く、理由なく運用がバラバラとなる場合には、制度に対する信頼を失わせることになりかねない。最終報告においても、行政の判断のぶれやばらつきを極力なくす必要性が指摘されている。このため、内閣府は、審査・監督の判断事例その他認定法の運用について、都道府県の運用を把握するとともに、内閣府における運用と併せて幅広く情報提供を行うことで、行政庁間で情報共有を図り、可能な限り、共通の考え方の下で運用が行われるよう努めるものとする。

〇〇 また、都道府県と情報共有を図る中で、都道府県の意見も踏まえ、必要に応じ、ガイドラインの見直しを行うこととする。

〇〇 なお、このような取組にも関わらず、都道府県知事の事務処理が法令に違反しているか、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときには、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の5の規定に基づき、是正の要求を行うこととなる。

〇〇 加えて、公益法人は、行政庁が都道府県であっても、所得税、法人税等の国税の優遇措置を受けることとされており、全国で整合性のある法運用が行われることが特に求められている。このため、地域間の均衡を図るために特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、都道府県知事に対し、認定法の規定による勧告、命令、公益認定取消しその他の措置を行うべきことを指示することとされている(認定法第60条)。

第5節 行政手続法及び行政不服審査法との関係

〇〇 内閣府の公益行政は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)など行政に関連する各種法令に従い実施される。中でも行政手続法及び行審法は、公益行政の公正性・透明性を確保する上で重要である。

〇〇 特に、行政手続法は、

- ・ 申請に対する処分については、予め審査基準及び標準処理期間を設定する、申請が到達したときは遅滞なく審査を開始する、申請者に対して審査の進行状況等を示すよう努める、申請を拒否する処分を行う際には理由を提示する等を定め、
- ・ 不利益処分については、処分基準をできる限り定め公表する、不利益処分をしようとする場合に聴聞又は弁明の機会を付与する、処分に当たり理由を提示する、
- ・ 行政指導は各種原則(後述)に従う
- ・ 命令等を定めるに当たっては意見公募手続を行う ~~など~~

~~など~~、認定法の審査・監督等を行うに当たって遵守すべき基本原則が定められている。

〇 この節においては、これまでの公益行政に対する批判等を踏まえ、行政指導を中心に記載するが、これに留まらず、行政手続法を遵守し、同法の趣旨⁷等を踏まえた対応を行うことは、極めて重要である。

第1 行政指導等(法に基づく勧告を除く。)

〇〇 職員は、法人等からの相談、定期提出書類のチェック、立入検査など、様々な場面で法人等に対し「指摘」を行うことが想定される。こうした「指摘」は、行政手続法第2条第6号に規定する「行政指導」に該当しないことも多いと考えられるが、行政庁及び公益認定等委員会の職員は、常に、行政手続法の趣旨を踏まえて業務を遂行する必要がある⁸。

〇〇 特に、申請者に対して申請内容の見直しや申請の取下げを求め、又は公益法人に対して事業内容の見直し等を求める場合には、行政手続法の規定に則り、適切な対応をしなければならない。

⁷ 行政手続法の趣旨等については、行政手続法の施行に当たって(総務事務次官通知平成6年9月13日付け総管第211号)等に記載されている。

⁸ 地方公共団体の機関が行う行政指導については、行政手続法上の行政指導に関する規定(第4章)は適用除外となり(行政手続法第3条第3項)、各地方公共団体の行政手続条例の規定に従うこととなる。

(1) 一般原則(行政手続法第32条)

〇〇 行政指導等(情報提供、相談、助言など必ずしも行政手続法第2条第6号に規定する「行政指導」に含まれないものを含む。以下同じ。)の内容は、あくまで相手方の任意の協力によってのみ実現するものであることに留意する必要がある。

〇〇 また、相手方が行政指導等に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(2) 申請に関連する行政指導等(行政手続法第33条から第35条)

〇〇 申請の取下げ又は変更を求める行政指導等にあつては、申請者が当該行政指導等に従う意思がない旨を表明したにも関わらず当該行政指導等を継続すること等により、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない(行政手続法第33条)。

- ・ 申請書記載事項の不備、必要な添付資料の不足等の申請の形式上の要件に適合していないことからその補正を求めるものは対象外であるが、「形式上の要件に適合しない」との判断は厳格に行う必要があり、申請内容の明確化を求めるものや、「行政庁が必要と認める書類」として本ガイドラインに記載していない書類の添付を求めるものは、「申請の変更を求める行政指導」に該当すると考えられる。
- ・ 申請者が行政指導等に従わない意思を表明した場合には、行政指導等を中止し、申請に対し速やかに適切な対応を講ずることが求められる。公益認定等委員会に諮問をしていない場合には、速やかに諮問を行い、又は、行政手続法第7条の規定に基づく申請の拒否若しくは認定法に基づく処分を行うものとする。

〇〇 不認定等の処分を行うことができるか明らかではない場合等において、当該処分ができる旨を殊更に示すことにより、相手方に行政指導に従うことを余儀なくさせることをしてはならない(行政手続法第34条)。

〇〇 また、申請の取下げ又は変更を求めるものも含め、行政指導を行う際には、①当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項、②当該条項に規定する要件、③当該権限の行使が当該要件に適合する理由を示さなければならない(行政手続法第35条第2項)、行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から書面の交付を求められたときは、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない(同条第3項)。④このほか、行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならないとされていることに留意する(行政手続法第9条第1項)。

(3) 監督上の措置に関連する行政指導(行政手続法第34条及び第35条)

〇〇 監督上の措置を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にも関わらず、当該措置を行使し得る旨を殊更に示すことにより、相手方に行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない(行政手続法第34条)。監督上の措置についても、上記の行政指導の明確化及び書面交付請求の対象となる(行政手続法第9条第1項、第35条第2項、第3項)。

〇〇 定期提出書類のチェックや、立入検査に当たり、公益目的事業の質の向上やガバナンスの確保の観点から、公益法人に対して助言等を行うことは、民間公益の活性化を図るためにも有益であるが、法に基づく監督と公益法人の支援(助言等)は峻別し、行政手続法の趣旨に従って助言等を行う。

(4) 複数の者を対象とする行政指導(行政手続法第36条)

同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、予め、事案に応じ、「行政指導指針」を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない(行政手続法第36条)。「行政指導指針」の策定には、原則として意見公募手続が必要である(行政手続法第39条第1項)。

第2 不利益処分等(行政手続法との関係)

〇〇 公益法人に対して不利益処分を行うに当たっては、認定法の要件を個別に検討するほか、多数の国民や企業が被害を受けるかどうかなど事案の重大性、公益法人制度に対する信頼性を損なう悪質なものであるか等を考慮の上、不利益処分の是非及び内容を判断する。

〇〇 公益法人に対して不利益処分を行う際には、理由を示さなければならない。認定法に基づく不利益処分としては、同法第28条の命令及び第29条の公益認定の取消し(公益法人から申請があつた場合を除く。)がある。

〇〇 なお、公益法人に対する勧告は、直接、公益法人に対して義務を課し、又は権利を制限する処分ではないことから、不利益処分には該当しない。しかしながら、公益法人に対する勧告の内容は、公表しなければならないとされ、また、正当な理由なく勧告に係る措置を執らないときには、「命令」することができるとされているなど、事案の重大性を踏まえると、勧告を行うに当たって理由を付すことが適切である。

〇〇 また、報告徴収については、行政手続法の不利益処分に係る規定は適用されない(行政手続法第3条第1項第14号)。

〇〇 行政庁が、公益認定の取消処分(公益法人から申請があった場合を除く。)を行おうとするときは、聴聞手続を行う必要がある(行政手続法第13条第1項第1号イ)。なお、公益法人に対する命令についても、命令内容の重大性等を勘案して、聴聞手続を行っても差し支えない。

公益法人に対して命令を行おうとするときは、聴聞手続を行う場合を除き、弁明の機会を付与しなければならない(同項第2号)。なお、公益法人に対する勧告についても、その重大性に鑑み、事前に反論の機会(報告徴収への回答を含む。)を与えることが望ましいと考えられる。

〇〇 このほか、聴聞手続その他不利益処分を行うに当たっては、「行政手続法の施行に当たって(総務事務次官通知平成6年9月13日付け総管第211号)」の「第三 不利益処分関係」の内容を踏まえ、適切に行う。

第3 審査請求

行政庁の処分等に関し、簡易迅速かつ公正な手続の下で不服申立てをすることができる制度として、行審法に基づく審査請求の制度がある。審査請求の事務処理については、「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」(令和4年6月 総務省行政管理局)を参照することを前提に、本節では、認定法の性格に照らして特に追記が必要な事項について記載する。

(1) 審査請求

〇〇 行政庁⁹の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる¹⁰¹¹(行審法第2条)。認定法に基づく「行政庁の処分」として、公益法人等の申請を拒否する処分や公益法人等に対する命令や認定取消しなどがあり、処分等を行った行政庁が審査請求先となる(行審法第4条第1号)。

○ また、行政庁に対して認定法に基づく申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにも関わらず、行政庁が申請に対して何ら処分をしない場合には、当該不作為について審査請求をすることができる(行審法第3条)。

(2) 事務処理体制

⁹ 行審法においても「行政庁」の用語が使われている。認定法の「行政庁」と本来の意味は異なる。

¹⁰ 認定法に基づく処分に関して、再調査の請求(行審法第5条)・再審査請求(行審法第6条)の制度は用意されていない。

¹¹ 審査請求をすることができる処分を行う際には、行政庁は、当該処分について審査請求をできる旨並びに審査請求をすることができる行政庁及び審査請求をすることができる期間を書面で教示しなければならない(同法第82条第1項)。なお、訴訟に関しても同様の教示が必要である(行政事件訴訟法第46条第1項)。

〇〇 認定法に基づく処分等に係る審査請求については、処分を行った行政庁(処分庁)と同一の行政庁が審査庁となるとともに、行政不服審査会への諮問ではなく、認定法に基づき、合議制機関へ諮問することが原則である。

〇〇 行審法の手続には、行政側において~~は~~、以下の4つの立場の者が関与することになるが、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るとの行審法の趣旨を踏まえ、内閣府においては、これらの立場で事務を処理する担当者について~~は~~、処分庁としての事務を行う者以外は、原処分に関係しない者を充てるものとしている。

審査庁 → 審査請求の形式審査、審理員の指名、合議制機関への諮問、裁決 等

審理員 → 審理手続の進行(争点の整理、意見聴取など)、審理員意見書の作成~~—~~等

合議制機関 → ~~—~~裁決案の審議・答申

処分庁 → 弁明書の作成・提出、証拠書類の提出~~—~~等

(3) 審理員・審理手続

○ 行審法においては、審査請求の審査の公正性・透明性を高めるため、行政庁が指名する「審理員」が審理手続を行うこととしている(第9条)。手続の公正性・透明性を確保する上で審理員の役割は特に重要であり、審査請求に係る処分に関与した者(不作為の審査請求にあつては処分に関与することとなる者)等は審理員になることが~~が~~できない(同条第2項)とされており、原則として、処分に関与しない部局の管理職級の職員又は弁護士等の外部有識者を審理員に指名するものとする¹²。

〇〇 審理員は、口頭意見陳述を主~~に~~ ~~主~~ ~~権~~ (行審法第31条)するなど自らの名前で審理手続を行い、審理員意見書¹³を作成する(行審法第42条)。行審法は審理手続に関する権限を審理員に帰属させており、審理員は、個々の事件に関する個別具体的な審理手続については、審査庁から指揮を受けることなく、自らの名において審理を行う。したがって、内閣府においては、公益認定等委員会及び公益法人行政担当室は、個々の事件に関する審査手続について、審理員に対し、個別具体的な指示等を行わないこととしている。

(4) 処分庁としての対応

¹² 内閣府では、内閣府大臣官房参事官を充てることとしている。

¹³ 審査庁がすべき裁決に関する意見書であり、「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」では、裁決書の記載事項に対応して、事案の概要、事実関係及び審理関係人の主張の要旨を整理し、当該事件の争点を明示した上で、審査請求に対する結論及びその理由を記載することが望ましいとされている。審理員意見書は、裁決書に添付する必要がある(行審法第50条第2項)、審理員意見書と異なる裁決をする場合には、その理由を裁決書に記載しなければならない(同法第50条第1項第4号)。

認定法上の処分庁の担当者は、審理員の求めに応じて、弁明書を提出するほか、処分の理由となる事実を証する書類¹⁴を提出することができる(行審法第32条第2項)。審理員に提出した資料は、審査請求人による閲覧又は写しの交付の請求の対象となり、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由¹⁵があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができないとされている(行審法第38条第1項)ことに留意する必要がある。

(5) 審査庁としての対応

〇〇 審理員意見書の提出を受けたときは、原則として、速やかに合議制機関に諮問するものとする(行審法第43条第1項、認定法第43条3項)。諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添付して行う(行審法第43条第2項)。

〇〇 争点となっていて裁決をする際に必要と考えられる事項について、審理員意見書に記載がない場合は、審査庁は職権で調査を行うこともできるが、行政不服審査制度の趣旨を踏まえると、審査請求人に反論の機会を与えることなく審査請求人が了知しない事実や論点に基づき判断を行うことは適当ではないため、新たに調査して把握した事実については、審査請求人に職権で交付等することが望ましい¹⁶。

〇〇 なお、欠格事由に該当することを理由とする処分や、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しないために行政手続法第7条に基づき認定を拒否した処分に対して適法な審査請求があった場合は、合議制機関に諮問することとされておらず、審査請求人から行政不服審査会への諮問を希望しない旨の申し出がされている場合を除き、行政不服審査会等に諮問する必要があることに留意する。

¹⁴ 内閣府では、当該事案に係る公益認定等委員会の審議資料等を提出することとしている。

¹⁵ 「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」において、「『正当な理由があるとき』とは、具体的には、例えば、第三者の個人識別情報が含まれている場合や、閲覧等により、行政機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合など、個人情報保護に関する法律第78条各号に規定する不開示理由と重なるもの、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等における不開示理由と重なるもの、対象となる資料が膨大かつ整理されていない場合など事務負担が過大であって審理手続の遂行に支障を来す場合が想定される。」とされている。

¹⁶ 行政不服審査会の調査審議においては、審査関係人は、審査会に提出された資料等の閲覧等を求めることができ、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない(行審法第78条)。

第2章 公益目的事業該当性の判断

第2章 公益目的事業該当性の判断

(公益目的事業該当性の判断基準をガイドラインに記載する趣旨)

〇〇 どのような事業が公益目的事業に該当するかは、認定法第5条に定める公益認定基準への適合性を判断する上での前提であり、「公益性」の判断における最も重要な論点と言える。公益認定に際しては、申請書及び添付書類に記載された事業内容や計画(認定後に事業内容が変わる場合等)が公益目的事業に該当するかが審査される。また、認定後においては、公益目的事業が公益認定を受けた内容に即して実施されているかが監督の対象となる。

〇〇 旧ガイドラインにおいては、公益目的事業に該当するか否かについては、有識者で構成される委員会等において判断するものであるとし、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか」の事実認定に当たっての留意点として、ガイドライン中の参考として「公益目的事業のチェックポイント」が示されるに留まっていた。申請書には、「公益目的事業の種類及び内容(認定法第7条第1項第3号)」を記載することとされているが、「内容」として具体的に何を記載するかは法令及びガイドラインに示されておらず、「申請の手引き」において具体的に記載するよう求めるのみであった。

〇〇 こうした仕組みは、旧制度の公益法人が現行制度に移行するに当たり、あらかじめ枠を設定することなく柔軟に判断できる枠組みとして有効であったが、制度運用が進む中で、「チェックポイントに記載がない観点から公益目的事業該当性が判断されることがあり、判断の透明性・予見可能性に欠ける」、「ガイドライン等で明記されていない書類を求められることによって、法人に必要以上の負担をかけるとともに、審査期間の長期化を招いている」、「申請書に詳細に記載した結果、事業を少し変更するだけで変更認定申請が必要になる」、「変更認定申請と変更届出の違いが分からない」といった指摘を受けるに至った。

〇〇 最終報告においては、公益法人が、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応して公益目的事業を展開していくことができるよう、手続を簡素化・合理化した上で、手続に関する公益法人の予見可能性を高める観点から、基準や必要な書類を可能な限り明確化することとされた。その際には、事業の公益性に実質的に大きな影響を与えない変更であって、当該変更後に不適切な事態が発生した場合ににおいても事後の監督手段で是正し得ると想定されるものは、届出事項とすることとされている。

〇〇 最終報告を受けた令和6年のガイドライン見直しにおいては、これらの課題を踏まえ、公益性の判断基準の明確化、申請書記載事項の明確化、変更認定事項の届出事項への見直しを一体的に進めた。

〇〇 まず、公益目的事業に該当するか否かについての判断事例を整理して、判断基準の明確

化を図るとともに、これを単なる留意事項ではなく、審査基準¹として位置付けることとした。

次に、明確化された判断基準への適合性の確認のためには申請書に何が記載される必要があるか、添付書類として何が必要であるかを明らかにすることとした。このその際には、法人の経営判断により、で機動的に社会変化に対応した事業展開を行うことができるよう、事業の拡大・縮小など、法人の経営判断に委ねて差し支えない事項は事業計画書等に記載されることを前提として、申請書記載事項はできる限り簡素化することとした。これにより、申請書記載事項を変更する場合には、原則として変更認定申請が必要とする枠組みを維持しつつ、変更認定申請が必要な場合は、相当程度、限定されることとなつた。(第2章第1節第2参照)

さらに、これまでの制度運用により、公益目的事業への該当性に影響がないことと類型化できるものについては、ガイドラインにおいてチェックポイント毎の判断基準を個別に明らかにすることで、公益法人の負担軽減を図ることとした。(第2章第1節第3参照)

〇〇 これらにより、公益目的事業に該当するかの判断について予見可能性が高まり、機動的・柔軟に公益目的事業が展開されることが期待される。

¹ 審査基準については、「行政庁の判断過程の透明性を向上させることが、行政運営における公正を確保し、処理の迅速化、円滑化に資するとの観点」から制度が設けられていることから、「行政庁に裁量を与えられている場合には、裁量権行使に当たっての行政庁の考え方が具体的に明らかにされることが重要であって、処理を画一化すること自体が目的ではないので、個々の申請についての当てはめ基準の作成が困難である場合であっても、審査に当たって、どのような要素が考慮されるのか、個々の要素はどの程度の評価を与えられることになるのかといったことをできる限り示しておくことが必要」(行政手続法の施行に当たって(第1章脚前掲注76))とされている。

第1節 総論

第1 公益目的事業とは(認定法第2条)

- 公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう(認定法第2条第4号)。

別表各号は、その性質上、何らかの形で不特定かつ多数の者に利益をもたらすと考えられるものとして、国民の利益のために制定されている立法当時有効な法律の目的規定を抽出・集約し、列挙したものである。よおよそ公益と考えられる事業目的は、別表各号のいずれかに位置付けることができると考えられる。

- 公益目的事業に該当する、即ち、認定法別表各号に該当する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという事実があるかどうかを認定するためには、

- ① まず、法人の掲げるその事業の「趣旨・目的」が、認定法別表各号に該当し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであることが求められる。

また、「趣旨・目的」だけでなく、その「事業内容」及び「手段」についてが、

- ② 当該趣旨・目的を実現するためのものであること(事業の合目的性)を合理的に説明できること

- ③ 当該目的を実現するための事業の質(専門性や公正性、不利益発生排除など)が確保されていること

- ④ 特定の者又は特定の集団の利益に留まらないこと(受益の機会の公開など)

- ⑤ 事業内容に透明性があること²

の確認が必要である。

あわせて、公益法人制度は、民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域³を担っていくことが期待されて立法された制度である。公益認定を受けた法人は、「公益」を名乗り、行政庁の監督の下で社会的な信用を得るとともに、高い税制上の優遇措置を受けるなど、広く社会的なサポートを受けつつ、民間公益活動ならではの領域を切り開き、市場や政府では十分に供給できない新た

² 従来のチェックポイントにおいても目的を「適当な方法で明らかにすること」のほか、実績等の「公表」等が挙げられていた。

³ 民法に基づく旧公益法人制度においては、事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合し得る状況となっている場合があり、そのような場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けた措置を講ずるが、そのような措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこととされていた。

な価値を生み出していくことが期待されている⁴。これらを踏まえると、

- ⑥ 営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があること⁵

について、を事業内容等に応じて必要な確認をすることが求められる

(上記①から⑥の全てに該当することを「公益目的事業該当性」という。以下同じ。)

〇〇 一方、公益目的事業は多種多様であり、事業ごとに、公益目的事業該当性の判断に当たって重視すべき内容は異なる。事業の性質に照らして当たり前のことについては、法人に明示的な説明を求める必要はないにも関わらず、どの事業にも一律・網羅的な確認を行うことは、公益法人及び行政庁の双方にとって無用な負担となるだけでなく、公益法人の自発的な活動を阻害し、法目的の実現を妨げることにもなりかねない。

〇〇 このため、公益認定の審査・監督に当たっては、原則として、公益目的事業として求められる趣旨等に応じて、重点的にチェックを行う必要がある事項のみ確認をし、それ以外の事項については、法人の事業内容に照らして当該事情を確認すべき特段の事情がある場合を除いて、法人のガバナンスに委ねることが適切である⁶。

〇〇 こうした観点から、典型的な事業については、公益目的事業該当性を簡便に判断することができるよう、事業区分ごとのチェックポイントを示すこととする(第2章第2節参照)。

チェックポイントに示した事業区分は、多種多様な公益目的事業の一部に過ぎず、それ以外のチェックポイントにない事業については、事業の特性に応じて軽重を付け、重要事項に集中して確認を行うものとする。

⁴ 公益法人が行わなくとも社会的に望ましい形で実施される事業について、公益法人が実施する意義は乏しいと言える。

⁵ この点については、公益法人は、財務規律等の遵守が求められるほか、出資を受けられず利益分配もできないなどの制約があるのだから営利企業等とイコールフットイングを求めるべきではなく、「公益目的事業としての特徴」という曖昧な基準を設けるべきではないという意見もあったが、これまでの制度運用を踏まえ、本文記載の考え方にに基づき、「公益目的事業としての特徴」を求めることとしている。制度の運用に当たっては、透明性を確保するとともに、本ガイドラインに基づく具体的な運用状況を踏まえ、更なる見直しの必要性について検討を行う。

⁶ 例えば、「施設の貸与」を行う公益目的事業において、「目的を実現するための事業の質(専門性や公正性、不利益発生排除などの確保)」は当然に必要であると考えられるが、一般には、当該事業を行う事業者として当たり前のことであり、その具体的内容について行政として個別にチェックする必要性は乏しい。一方、施設の貸与事業であっても、具体的な事業内容に照らして事業の質の確保が特に重要となることもあり得ないわけではない。また、実際の事業運営に当たり、一定の質の確保は公益目的事業として不可欠の要素である(実際の監督の場面では、「公益目的事業を行うのに必要な技術的能力」がないと判断されることが多いと考えられる。)

第2 申請書記載事項

○● 公益認定の申請書には、「公益目的事業の種類及び内容」を記載することとされている（認定法第7条第1項第3号）。「公益目的事業の種類又は内容の変更」をしようとするときは、認定規則で定める軽微な変更の場合を除き、原則として変更認定が必要となる。（認定法第11条第1項第2号）

○● また、公益法人の監督は、申請書に記載された「公益目的事業の種類及び内容」を基礎として実施される。

(1) 基本的考え方

○● 公益目的事業該当性は、「公益目的事業の種類及び内容」として申請書に記載された事項（以下「申請書記載事項」という。）（申請書様式別紙2 2.(1)[1]及び[2]）及び申請書の補足情報として記載された事業の公益性等に関する説明⁷（以下「事業の公益性等に関する説明」という。）（申請書様式別紙2 2.(1)[3]）並びに事業計画書、事業報告その他の添付書類によって判断する。

なお、当該法人が事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合は、公益認定申請及び変更認定申請において、認定法第5条第1号に規定する事由について、行政庁は許認可等行政機関の長の意見を聴くこととされており（認定法第8条第1項第1号）、公益認定又は変更認定の審査における公益目的事業該当性の判断に当たっては、許認可等行政機関の意見も情報源となる（第4及び第4章第3）。また、行政庁が、独自的手段によって取得した情報を参照することもあり得る。

○● 申請書記載事項は、法人が自らの意思で記載し、当該記載により公益認定を受けたものである。4その変更には、原則として、変更認定を必要とする（1第2章第41参照）。このような申請書記載事項は、「国民に対する約束」ということができ、備置き・開示等の対象となる書類と位置付け（認定規則第45条第4号）、認定法第22条第2項に基づく公表対象（第5章第2節第1(1)(2)参照）とされている。

○ 申請書記載事項から読み取ることができない事業や、申請書記載事項に従って実施されない事業は、公益目的事業として認められず、公益法人は、申請書記載事項に従って事業計画書

等を定め、公益目的事業を実施する必要がある⁸⁾。行政庁は、申請書記載事項に沿って公益目的事業が実施されているかを監督する。

〇〇 事業の公益性等に関する説明は、従来、申請書の別紙2(申請書様式別紙2 2.(1)[3])においてチェックポイントに該当する旨の説明及び事業を継続的に行うために必要な許認可等について(申請書様式別紙2 2.(1)[4])記載を求めていたものである。これらについては、引き続き申請書への記載を求めるが、申請書記載事項とは扱わないものとする(すなわち、当該記載の変更のみに留まる場合は、変更認定申請は不要となる。) ものとする。

〇〇 申請書記載事項には、「国民に対する約束」として公益目的事業のコンセプトを明確にしつつ、法人の経営判断による機動的・柔軟な事業展開が可能となるよう申請書記載事項として、公益目的事業の趣旨・目的や事業概要、受益の機会、受益者の義務、事業の合目的性確保の取組等に関する基本的な考え方及び原則が示されていれば足りることとし、事業の規模や詳細設計など法人の毎年の経営判断で行われるべき事項は、事業計画書等に記載することを原則とする¹⁰⁾。これにより、行政手続に係る法人の負担は軽減される。

〇 申請書 記載事項のに記載を求める 具体的内容は、下記「(2)記入要領」に記載のとおりであり、公益認定の審査に当たっては、申請書記載事項に加え、事業の公益性等に関する説明、事業計画書等¹¹⁾に記載された具体的な事業内容及び事業報告に記載された実績等により、公益目的事業該当性を判断する。

〇〇 申請書には、事業の外延を画し、公益目的事業としての性格を担保するために必要な基本的事項が記載されている必要がある¹²⁾。公益法人は、申請書記載事項に沿って事業計画等を定め、公益目的事業を実施することが求められ、行政庁は、申請書記載事項に沿って公益目的事業が実施されているかを監督する。公益目的事業としての基本的考え方及び原則が申請書に明確に記載されていない場合¹³⁾には、公益目的事業としての外延が画されておらず、内容が不明確であるために、不認定となることがあり得る。

⁸⁾ 平成28年1月に内閣総理大臣が日本ライフ協会に対して行った勧告においては、公益目的事業の手段として、申請書に記載されていた「三者契約」を、変更認定を受けることなく「二者契約」に改めたことが問題となった。

⁹⁾ 一方、事業の一部廃止は公益法人自体の判断で可能(認定規則第9条第3号イ)であり、申請書に記載された事業の全てを、毎年度、必ず実施しなければならないわけではない。

¹⁰⁾ 事業内容の変更を想定していない法人等について、法人の意思で詳細に記載することは排除されない。

¹¹⁾ 「事業計画書」以外に、法人が策定し、公表(原則)する各種規程、募集要項などを含む。その場合、事業計画書への添付を求める。申請時において、事業計画書等又は事業報告に記載がない場合は、申請書とは別に「行政庁が必要と認める書類」として詳細の情報を求める。申請書には、公益法人が守るべき約束として、「〇〇については事業計画等に記載し、実績を事業報告に記載する」旨を記載するよう求める。

¹²⁾ 法人の経営判断のみで変更することが許されない(変更認定申請が必要^な)事項は、申請書に記載されている必要がある。

¹³⁾ 事業計画書は、法人の経営判断で変更できることに留意する。

○ ○ その他、公益目的事業該当性を判断するために合理的に必要と考えられる添付書類は、「判断基準」として、本ガイドラインにおいて定める(第2章第1節第3・及び第2章第2節参照)。本ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、行政庁は、申請法人に対して当該書類を必要とする理由を示すものとする。

(2) 記入要領

- 申請書記載事項の記入に当たっては、事業の実態を踏まえ、同一の趣旨・目的の下、密接に関連して実施される事業は一つにまとめる。社会通念に照らして、密接関連性が自明ではない事業をまとめる場合には、それらの事業の関連性について説明する¹⁴。ただし、収益や共益を目的とする事業などを収益事業等としてまとめることはできない。なお、一つにまとめた事業の一部に公益性が認められなければ、全体の公益目的事業該当性が否定されることに留意する。
- そのほか、申請書記載事項の記入に当たっては、下記の①～⑥のとおりとする。

① 事業の趣旨・目的

- ア: 事業(及び法人)の趣旨・目的を端的かつ簡潔に記載する。

事業の趣旨・目的は、③受益の機会の公開や⑤公益目的事業の合目的性等の判断に当たって常に参照される原則であり、公益目的事業として基本的な理念が記載されている必要がある。

受益の機会を限定する場合や、営利企業等が行う事業と類似する事業を行う場合などには、事業の趣旨・目的との関連性が特に重要であることに留意して記載する必要がある。

なお、定款の範囲内で、かつ、公益目的事業の具体的な対象や実施地域など法人(理事会)の毎年の経営判断により変更することが想定される事項は、事業計画書等に記載することとして差し支えない。

- イ: アのほか、以下を記載する。
 - (i) 事業の種類(別表該当性)についての説明
 - (ii) 趣旨・目的の公表方法

② 事業の概要

- 公益目的事業の内容を端的かつ簡潔に記載する。①アに記載された趣旨・目的を実現する

¹⁴ 事業をまとめた結果、チェックポイントの複数の事業区分に該当する場合には、事業の公益性等に関する説明において、該当する複数の事業区分のチェックポイントを用いて説明する必要がある。

ため、幹となる事業としてどのような種類の事業を行うか(例:検査検定、資格付与など)、どのような者を受益者として、どのような方法で行うかなど、公益目的事業の外延が明確にわかるよう記載する(③~⑥に記載される事項について、重複して記載する必要はない。)。法人(理事会)の毎年の経営判断により変更することが想定されるが見込まれる事項(対象者の具体的範囲や数など)は、原則として、事業計画書に記載するとともに、実績を事業報告に記載する旨を明らかにする。

- 〇〇 申請書の事業の記載は定款や事業計画書等の事業と完全に一致している必要はないが、定款上の事業や事業計画書等と対応関係が明らかとなるように定める。
- 同一の趣旨・目的の下、同種の事業を複数行うことが想定される場合は、事業計画等への記載を前提に、申請書には端的かつ簡潔に記載する。
- 幹となる事業の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模¹⁵で行う事業(法人税法施行令(昭和40年政令第97号。以下「法人税令」という。)第5条に掲げる事業であって相応の対価が見込まれるものを除く。以下「付随的事业¹⁶」という。)については、事業計画書等への記載を前提に、申請書には記載不要とする。付随的に行う事業の規模が大きくなると想定される場合は、当該事業の趣旨・規模等を申請書記載事項に明記する(事業の詳細は事業計画書への記載で可)。なお、付随的事业は、幹となる事業の効果的な実施等のために行われる事業であり、幹となる事業が実施されない場合には実施されることがないものが想定される。
- 法人税令第5条に掲げる事業¹⁷(相応の対価が見込まれる場合に限る。)を公益目的事業として実施する場合には、申請書への記載を要するものとする。その際には、当該事業を公益目的事業として行う必要性・意義等について記載する¹⁸。
- 幹となる事業内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合には、公益目的事業としての特徴を記載する。
- 〇〇 公益目的事業実施のための財源については、収支予算書、事業計画書及び財務諸表により確認できることが必要である。
- 〇〇 不可欠特定財産(第3章第1(17)参照)がある場合は、どの事業の用に供するかを記載する。その他公益目的事業実施のために必要な資産については、収支予算書、事業計画書及び財務諸表により確認できることが必要である。

¹⁵ 「小さな規模」については第2章第3(2)参照。

¹⁶ 「付随的事业」には、チェックポイントを異にする事業も含まれる。申請書に記載しない場合、申請書の別紙2の2.(2)においてチェックポイントに該当する旨の説明も不要である。

¹⁷ 法人税令第5条第2項各号(第1号を除く)に掲げる事業は含まれない。

¹⁸ 収益性が高い事業を行う場合には、透明性を確保する必要性が高いほか、申請書に記載されていない場合には、当該事業が公益目的事業に含まれるか必ずしも明らかではないために、税務行政の適正な執行にも問題が生じ得る。

〇〇 事業を受託(請負を含む。)により行う場合は、委託元とからの受託内容が事業計画書及び事業報告において確認できることが必要である。補助金等が交付されている場合(補助金等の申請を予定している場合を含む。)は、原則として、事業計画書及び事業報告により確認できることが必要である。

〇〇 事業の重要な部分を委託している場合には、事業計画書及び事業報告において委託の事実及び委託している業務内容を確認できることが必要である。

〇〇 事業において発生する知的財産権について、法人以外の者が取得する場合は、原則として記載する。

③ 受益の機会について

〇〇 事業の受益の機会(応募要件、参加要件等)について記載する。募集等を行う場合は、募集等の方法を記載する(募集等の方法は、事業計画書において記載する旨の記載で可)。受益の対象は、スポーツ大会事業において参加選手のほか、観客も受益者となることが想定されるなど、事業内容に応じて多様な受益者が存在する可能性があることに留意する。

申請書に助成対象を「〇〇学その他事業計画書に定める分野」とするなど、事業計画書等の定めに従い、受益の機会を広げ得ることを申請書に記載できる。

○ 応募や参加の条件を特定の属性を有する者に限るなど、受益の機会を特定の集団に限るような場合には、当該条件を付す理由及び当該条件によっても、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することになる理由を記載する。

○ なお、店舗における物品の販売や劇場における公演など、受益の機会が開かれていることが明らかな事業については、受益の機会についての記載を要しない。

④ 受益者の義務・受益の条件について

○ 受益者の義務(受益の条件(対価など))及びその公表方法について記載する¹⁹。

対価については、「市価より低額とする」「需給に応じた変動価格とする」「国民が気軽に観覧できる価格とする」等の対価設定の原則を申請書に記載した上で、具体的な価格等は事業計画書に記載(頻繁な変更が想定される場合は法人のHPホームページや事業所への掲示で可)することを原則とする。

公表方法については、事業の内容に応じて、「事業計画書に記載する」「HPホームページにおいて公表する」等の記載で可とする。

¹⁹ 社会通念に照らして当然の義務・条件は、記載を要しない。

⑤ 事業の合目的性の確保の取組

ア 受益者等の選定方法

- 応募を前提とするか否かに関わらず、一定の範囲の中から受益者等を選定する場合には、選定の方法等を記載する。その際、事業の趣旨・目的に応じた公正で質の高い選定を確保するための取組について記載する。
- 申請書記載事項には基本的考え方や原則を記載し、詳細は事業計画書又は規程に記載する。この場合、規程は事業計画書の添付書類とする。
- 理事会や既存組織の専門性等で公正性や質を確保する場合には、事業計画書又は事業報告において、理事会や既存組織の構成を説明する。
- 選定結果や選定理由の公表は、選定の公正性や質の高さを担保する有力な手段となる。

イ その他事業の質(合目的性)を確保する手段

アのほか、具体的な事業内容が、①④の趣旨・目的に適合することを確保するための取組について記載する。考え方を簡潔に記載し、具体的な取組は事業計画書において記載することで可。

ウ 事業の実施による不利益を排除する取組

法人の実施する事業の性質上、重大な不利益が発生する蓋然性があるものについては、重大な不利益を排除するための取組を記載する²⁰。

(具体例)

- (i) 機微な個人情報を大量に扱う事業 ⇒ 個人情報保護の取組
- (ii) 事業の中断等が弱い立場にある受益者等に重大な不利益を及ぼすため、安定的な実施が特に必要な事業 ⇒ 財源及び財政基盤確保の取組
- (iii) 生命・身体・財産に危険を及ぼす蓋然性がある事業 ⇒ 安全性確保の取組
- (iv) 公費等による巨大プロジェクト ⇒ 事業の透明性確保・不正防止の取組
- (v) 犯罪、違法行為の危険性がある事業 ⇒ 犯罪・違法行為を防止する取組
- (vi) 代価の受領とサービスの提供に大きな時間差がある事業 ⇒ 財産保全の取組

²⁰ 「申請事業が不特定かつ多数の者の利益を増進する側面を有する反面、同時に一定の者に不利益を与える側面をも有している場合において、申請事業が増進すべき利益の大きさやその帰属主体の数に鑑み、当該不利益の大きさ及びこれを受け得る者が相対的に無視し得ない程度に達するものと認められるようなときは、そのような事業の内容や手段は、事業目的を実現するのに適切なものとはいえず(事業の合目的性が認められず)、総合的にみて不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとは言えないと評価されることもあり得る」とする裁判例がある(令和元年10月30日 東京高等裁判所判決。平成31年(行コ)第26号, 令和元年(行コ)第125号)。

⑥ その他

事業の公益性を確保するために、法人が特に講ずることとしている措置を記載する。

(3) 既に認定されている公益目的事業に係る申請書記載事項の取扱いについて

既存の公益法人の新しい申請書(令和7年4月1日に改訂後の新様式)への切替えは、公益法人が、今後の変更認定の機会を捉えて行うことができるものとし、監督上、必要がある場合を除き、行政庁が、期限を定めて切替えを求めることはしない。

新しい申請書への切替えを行わない公益法人が「公益目的事業の種類及び内容」として備置き・閲覧等の対象とし、行政庁に提出する書類は、令和7年4月1日に改訂される前の旧様式によるものと記載する。

—
また、同様に軽微な変更として行政庁に変更届出を行う場合には、同様に旧様式で変更を行う²¹。

なお、旧様式において「(2)事業の公益性について」におけるチェックポイントに該当する旨の説明に係る記載は、申請書記載事項認定規則第9条第3号ハの「公益認定を受けた法第7条第1項第3号に掲げる事項を記載した書類(変更の認定を受けた場合又は変更を届け出た場合にあっては、それらのうち最も遅いものに係る当該書類)の記載事項に含まれるものとして取り扱う。

本記入要領に沿った記載となるまでの間の変更認定申請の必要性(申請書記載事項の変更に当たるかどうか)の判断については、第2章第1節第4(2)を参照する。

²¹ 新制度への移行に当たっては、行政庁において「公益目的事業の種類及び内容」として申請書記載事項を確認する必要があるため、変更認定申請の機会に行う必要がある。

<標準化前> (イメージ)

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	我が国の大学生・大学院生に対する奨学支援事業	XX. X

〔1〕事業の概要について (注1)

1. 趣旨 我が国の最先端技術の研究・開発に関連する学科等を有する大学・大学院に在籍する学生に対する奨学支援事業を通じて、有能な人材の育成を行い、豊かな社会の形成に寄与することを目的としている 2. 事業の内容 1) 対象者 ・文部科学省が〇〇として指定する大学・大学院に在籍し、工学、薬学又は化学を専攻する学生 ・心身が健康であること(今後も引き続き修学に耐え得るものと認められること。) ・学業・人物ともに優秀であると認められる者 ・経済的な理由により就学が困難であると認められる者 ・申請年の4月1日現在で30歳以下の者 ・対象地域は日本全国 (通信教育課程に在籍している学生、海外から我が国の大学又は大学院へ留学する学生はこの奨学金の対象に含まない。) 2) 募集方法 ・日本全国の対象大学・大学院の事務局を通じて募集要項を配布するとともに、当財団のホームページに掲載して募集を行う ・希望者は当財団所定の様式に従い、各大学長もしくは大学院長または学部長もしくは研究科長の推薦を受けた上で、在校する大学等の奨学金担当窓口を通じて当財団に応募する 3) 奨学金支給金額 ・1人あたりの奨学金 年額60万円(1月5万円×12か月)(初年度30名の採用を予定) ・奨学金は原則として返済の義務を負わない ・奨学金の給付期間は、採用決定年度の4月から正規の最短修学年限までとする ・奨学生は他の奨学金と併用することができる 4) 選考方法 ア) 選考方法 ・事務局での応募者の申請書類のチェックを経て、財団内に設置された学識経験者等で構成される選考委員会へ申請書類を提出 イ) 最終決定の方法 ・選考委員会は、選考結果を代表理事に報告する(利害関係者がいる場合は選考委員は選考できない。) ・代表理事は選考委員会の選考結果を理事会に諮った上で、対象者を決定する ウ) 通知 ・選考結果は、12月末までに在籍する大学または大学院を経由して申請者全員に通知する 5) 奨学金の交付 ・奨学金の交付は原則として1年に一度とし、奨学生の採用決定後1月末までに支給する ・奨学金は、受給者の指定する金融機関の本人名義口座へ振込により行う 6) 選考委員会 ・委員会は3名以上10名以内の委員をもって組織する ・委員は、学識経験者等のうちから理事会で選出し、代表理事が委嘱する 7) スケジュール ・募集期間(5月～8月) ・選考期間(9月～11月) ・決定通知(12月) ・支給時期(1月) 3. 事業実施のための財源 公益目的保有資産として保有する金融資産の果実および寄附金を充当する

<標準化後> (イメージ)

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業名等
公 1	我が国の大学生・大学院生に対する奨学支援事業

[1] 事業の内容について (申請書記載事項)

(1) 事業の趣旨・目的
我が国において、最先端技術に関する研究・開発を行う学生に対する奨学支援事業を通じて、有能な人材の育成を行い、豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。
事業の趣旨・目的は、HP で公表している。

(2) 事業の概要
我が国において最先端技術の研究・開発に関連する学科等を有する大学・大学院にあって、工学その他事業計画で定める学科等に在籍する学生のうち、修学可能な心身で、学力優秀でありながら経済的理由により就学困難な学生を対象として、奨学支援を行う。

(3) 受益の機会について
募集要項を財団が指定する全国の大学・大学院に配布するとともに、財団のホームページに掲載するなどにより幅広く募集を行う。

(4) 受益者の義務・受益の条件
・助成対象者である学生から学業成績表及び生活状況報告書等の提出を義務付ける。
・奨学金は原則として返済の義務を負わない。

(5) 事業の合目的性の確保の取組
助成対象者は、別に理事会が定める選考規程に従い、学識経験者が参画する選考委員会における公正な選考を経て理事会で決定する。

(6) その他
※対象の大学等、助成対象者、募集方法、奨学金支給対象予定者数(継続対象者・新規対象者)、支給予定金額については、事業計画等に記載し、実績(奨学金支給スケジュール、奨学金支給実績、法人の活動実績等)を事業報告に記載する。

注1 公益目的事業の内容については、ガイドライン第2章第2 (申請書記載事項) に沿って記載してください。

注2 [1] に記載した内容を変更する場合、記載を変更するには原則として変更認定申請が必要となります。

事業計画書（イメージ）

1. 奨学金支給事業

(1) 対象の大学等

文部科学省が〇〇として指定している大学とする。

(2) 助成対象者

令和6年の助成対象者は、以下のすべての要件を満たす者とする。

- ・対象大学・大学院に在籍し、工学、薬学又は化学を専攻する学生（通信教育課程に在籍している学生、海外から我が国の大学又は大学院へ留学する学生を除く。）
- ・心身が健康であること（今後も引き続き修学に耐え得るものと認められること。）
- ・学業・人物ともに優秀であると認められる者
- ・経済的な理由により就学が困難であると認められる者
- ・令和6年4月1日現在で30歳以下の者

具体的には、以下の者を予定する。

- ① 継続対象者 昨年度助成対象60名のうち、昨年度に学位取得予定の20名を除いた40名（支給予定額2400万円）。
- ② 新規対象者 (4)により選考した30名（支給予定額1800万円）

(3) 給付内容等

給付内容：1名当たり60万円（1月5万円×12か月）を上限に、支給対象者の経済状況等を踏まえて決定する。

給付期間：助成対象者が、学位を取得するまでに通常要する期間とする。

支給対象の有無は、毎年度、支給対象者の経済状況等を踏まえて決定する。

(4) 選考手続等

別添選考規程による。

事業報告（イメージ）

1. 奨学金支給事業

(1) スケジュール

- ・募集期間（令和5年5月1日～令和5年8月31日）
- ・選考期間（令和5年9月1日～令和5年11月30日）
- ・決定通知（令和5年12月15日）
- ・支給時期（令和6年1月25日）※年1回1年分をまとめて支給した。

(2) 支給実績

令和4年度の継続奨学生20名へ奨学金を支給した。

令和5年度の新規奨学生の募集を行い、当財団の選考委員会による厳正な審査を経て40名の学生へ奨学金を支給した。

令和5年度は、1名につき60万円／年を支給した。令和4年度からの奨学生は20名、令和5年度の新規奨学生は40名で、総額3600万円となった。

2. 選考手続等

別添選考規程による。

〇〇財団選考委員会

座長：〇〇大学教授 ××

委員：(株)〇〇代表取締役 ××

委員：公益社団法人〇〇会理事 ××

委員：公益財団法人〇〇研究員 ××

委員：学校法人〇〇理事 ××

3. 広報活動

日本全国の対象大学・大学院の事務局等を訪問し、当財団の紹介、当財団の奨学金制度の説明などの広報活動を行った。

当財団のホームページを更新し、財団の概要、募集要項などの周知を図った。

<標準化前> (イメージ)

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	我が国の大学生・大学院生に対する奨学金支援事業	XX.X

(1) 事業の概要について (注1)

趣旨
我が国の最先端技術の研究・開発に関連する学科等を有する大学・大学院に在籍する学生に対する奨学金支援事業を通じて、有能な人材の育成を行い、豊かな社会の形成に寄与することを目的としている。

2. 事業の内容
2.1 対象者
・文部科学省が〇〇として指定する大学・大学院に在籍し、工学、薬学又は化学を専攻する学生
・心身が健康であること(今後も引き続き修学に耐え得るものと認められること。)
・学業・人物ともに優秀であると認められる者
・経済的な理由により就学が困難であると認められる者
・申請年の4月1日現在で30歳以下の者
・対象地域は日本全国
(通信教育課程に在籍している学生、専ら我が国の大学又は大学院へ留学する学生はこの奨学金の対象に含まない。)

2.2 募集方法
・日本全国の対象大学・大学院の事務局を通じて募集要項を配布するとともに、当財団のホームページに掲載して募集を行う
・希望者は当財団所定の様式に従い、各大学長もしくは大学院長または学部長もしくは研究科長の推薦を受けた上で、応募する大学等の奨学金担当窓口を通じて当財団に応募する。

3) 奨学金支給金額
・1人あたりの奨学金 年額60万円(1月5万円×12か月)(初年度30名の採用を予定)
・奨学金は原則として返済の義務を負わない
・奨学金の給付期間は、採用決定年度の4月から正規の最長修学年限までとする
・奨学生は他の奨学金と併用することができる

4) 選考方法
ア) 選考方法
・事務局での応募者の申請書類のチェックを経て、財団内に設置された学識経験者等で構成される選考委員会へ申請書類を提出
イ) 最終決定の方法
・選考委員会は、選考結果を代表理事に報告する(利害関係者がいる場合は選考委員は選考できない。)
・代表理事は選考委員会の選考結果を理事会に諮った上で、対象者を決定する
ウ) 通知
・選考結果は、12月末までに在籍する大学または大学院を介して申請者全員に通知する

5) 奨学金の交付
・奨学金の交付は原則として1年1度とし、奨学生の採用決定後1月末までに支給する
・奨学金は、受給者の指定する金融機関の本人名義口座へ振り込みにより行う

6) 選考委員会
・委員数は3名以上10名以内の委員をもって組織する
・委員は、学識経験者等のうちから理事会で選出し、代表理事が委嘱する

7) スケジュール
・募集期間(5月～8月)
・選考期間(9月～11月)
・決定通知(12月)
・支給開始(1月)

3. 事業実施のための財源
公益目的保有資産として保有する金融資産の事業および寄附金を充当する

<標準化後の申請書記載事項> ※ガイドライン第2章第1節第2(2)に基づき記載

- 1) 事業の趣旨・目的
我が国において、最先端技術に関する研究・開発を行う学生に対する奨学金支援事業を通じて、有能な人材の育成を行い、豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。
事業の趣旨・目的は、HPで公表している。
- 2) 事業の概要
我が国において最先端技術の研究・開発に関連する学科等を有する大学・大学院にあって、工学その他事業計画で定める学科等に在籍する学生のうち、修学可能な心身で、学力優秀でありながら経済的理由により就学困難な学生を対象として、奨学金支援を行う。
- 3) 受益の機会について
募集要項を財団が指定する全国の大学・大学院に配布するとともに、財団のホームページに掲載するなどにより幅広く募集を行う。
- 4) 受益の義務について
・助成対象者である学生から学業成績表及び生活状況報告書等の提出を義務付ける。
・奨学金は原則として返済の義務を負わない。
- 5) 事業の目的性の確保の取組
助成対象者は、別に理事会が定める選考規程に従い、学識経験者が参画する選考委員会における公正な選考を経て理事会で決定する。
- ※対象の大学等、助成対象者、募集方法、奨学金支給対象予定者数(継続対象者・新規対象者)、支給予定金額については、事業計画等に記載し、実績(奨学金支給スケジュール、奨学金支給実績、法人の活動実績等)を事業報告に記載する。

「(1)事業の趣旨・目的」←「1. 趣旨」を記載
 「(2)事業の概要」←「2.1 対象者」の主要部分を記載
 「(3)受益の機会について」←「2.2 募集方法」の主要部分を記載
 「(4)受益の義務について」← 助成対象者に課される義務を記載
 「(5)事業の目的性の確保の取組」
 ←「2.4 選考方法」「2.6 選考委員会」を要約

<事業計画書> ※当該事業年度の事業計画を詳細に記載

【例】

1. 奨学金支給事業
 (1) 対象の大学等 (2) 助成対象者 (3) 給付内容等
 (4) 選考手続等(別添選考規程による。)

<事業報告> ※当該事業年度に実施した事業報告内容を記載

【例】

1. 奨学金支給事業
 (1) スケジュール (2) 支給実績
 2. 選考手続等
 (別添選考規程による。)(選考委員会委員名を記載)
 3. 広報活動(活動実績等)

(注) 標準化前の申請書記載事項(赤破線枠)のうち、ガイドライン第2章第1節第2(2)の記入要領の①～⑥に関する事項を端的に<標準化後の申請書記載事項>(赤枠)に記載することとし、他は<事業計画書>(緑枠)及び<事業報告>(青枠)に記載すれば足りることとする。

第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準

〇〇 内閣府及び公益認定等委員会は、公益目的事業該当性を判断する基準について、累次及び今後の判断実例の蓄積を踏まえ、継続的に明確化に取り組む。あわせて、「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」(以下「判断基準」という。[後掲69頁～79頁第2章章末](#)参照)を踏まえた具体的な判断事例については、可能な限り公表を行うことで透明性を確保する。

また、判断基準等については、公益法人や企業・国民の意見を受けつつ、不断の見直しを行っていくものとする。[\(第2章第1節第2\(1\)参照\)](#)

〇〇 公益事業を円滑に開始し、法人のチャレンジを促進する観点から、「事後チェック」の実施を前提に事前の審査は最小限とする。申請書の記載内容の確実性・合理性に関してリスクが想定される場合は、認定後、速やかに確認を行い、必要に応じ、勧告・命令等の措置を講ずる。(第1章第2節第3及び第6章参照)

(事業のまとめ方についての確認)

〇〇 事業をまとめた理由(類似、関連するものと整理できる理由)が、合理的であるかを確認する。また、公益目的事業該当性のない事業が含まれていないか確認する。

〇〇 事業の実態に照らし、他の事業と経理を区別して行う必要があるものが、まとめられていないかを確認する。例えば、将来のサービス提供等のため財産を確保しておくことが必要な事業や、特定の収入等に関して一定の目的以外に支出できないような事業をまとめると、適切な経理処理・財産管理を行うことが難しくなり、結果として受益者等に重大な不利益が発生する可能性がある。

(1) 事業の趣旨・目的についての確認事項

〇〇 公益目的(認定法別表[各号](#)に掲げる[事業の](#)目的)及び不特定多数の者の利益の増進が主たる目的として位置付けられており、適切な方法で明らかにされているかを確認する。

〇〇 なお、申請書記載事項や申請時の~~(添付書類を含む。)~~、法人の公表資料・公表態様その他一切の事情を考慮して、当該事業の実際の目的が別にあると判断することがあり得る²²。

〇〇 定款の目的の範囲から外れた事業や、定款に何ら根拠のない事業は、公益目的事業として認められないことがあり得る。定款上の事業や目的が抽象的である場合などには、当該事業

²² 例えば、崇高な公益目的が掲げられ、形式的に [HP ホームページ](#)において公表されていても、[HP ホームページ](#)等における情報の表示方法、法人役員の著書や発言内容等に照らすと、実質的な目的は、公益法人制度を利用して私的利益を実現することにあると考えざるを得ないような場合。

が定款上の事業や目的に根拠があるかの判断ができない可能性があることを踏まえ、定款には具体的に記載することが望ましい²³。

例1:この法人は、在宅療養中の患者が安心して療養生活を過ごせるよう訪問介護事業その他療養中の患者を支援する事業を行い、もって、県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

例2:この法人は、〇〇〇〇県の大学の在学学生で成績優秀で向学心を有する者に対し、学資の支給等を行うことにより、青少年の健全な育成に貢献することを目的とする²⁴。

〇〇 別表該当性の説明は、申請書の記載内容に基づき判断する。その際、社会通念に照らし、明らかに合理性を欠く場合を除き、合理性があると判断する²⁵。

〇〇 事業の趣旨・目的は、公益目的事業の関係者、法人関係者及び国民に対して明らかにされている必要がある。

(2) 事業の概要についての確認事項等

〇〇 幹となる事業の内容や事業構造にもよるが、概ね、幹となる事業の1割程度²⁶(単発の事業にあつては3割程度)を超える事業は、「小さな規模」には当たらない。社会通念に照らして、事業計画等に記載された付随的事業が、幹となる事業の効果的な実施等に資することの合理性が疑われる場合には、追加的に説明を求めることがあり得る²⁷。

〇〇 収益性の高い事業を公益目的事業の一部として実施する場合は、①及び②を満たす必要がある。

① 幹となる公益目的事業の趣旨・目的のために実施されるものであること

② 当該事業の規模・内容・実施の態様が、幹となる公益目的事業の趣旨・目的に即したものであり、かつ、必要な範囲を超えて行われないものであること

〇〇 営利企業等が行う事業と類似する事業については、なぜ公益法人が当該事業を実施する必要があるか、当該事業を通じてどのように社会に貢献しようとし、そのためにどのような態様で当該事業を実施しようとしているか等を確認する。その結果、公益目的事業としての特徴がなく、

²³ 定款上の目的は、公益目的事業を列挙して定める必要はなく、また、事業内容等によっては抽象的な記載とならざるを得ないことも想定されるが、一般的には、例に掲げる程度に、主な公益目的事業に即して定めることが望ましい。

²⁴ ~~FAQ問Ⅷ-1-④~~

²⁵ これは、公益法人が掲げる公益目的事業の「趣旨・目的」自体が、およそ公益目的(認定法別表各号に掲げる事業の公益目的)に含まれないという判断は慎重に行うという趣旨であり、公益目的事業の事業内容や手段について②～⑥の観点で確認し、当該公益目的事業が別表各号に掲げる事業に該当しないと判断することはあり得る。

²⁶ 一般的には経常費用で判断することを想定している。

²⁷ 説明を求めるに当たっては、合理性が疑われる理由を行政庁が示すものとする。

営利企業等による類似事業の実施状況を勘案して、高い税制上の優遇措置を受けるなどの社会的なサポートを受けてまで公益法人が実施する意義が認められない場合には、公益目的事業として認められない。

なお、公益法人が実施する意義については、多くの営利企業が社会貢献活動を行い、あるいは社会貢献を目的の一つとして活動を行うなど、同じ分野で、様々な種類の法人等が切磋琢磨しながら活動している実態に留意し、法人が事業を実施しようとする地域・社会の具体的な状況等に即し、かつ、法人全体の目的・事業内容との関連性(いたずらに小さな単位で事業を切り出すのではなく、公益目的事業全体として判断する。)を踏まえて判断する。

(3) 受益の機会についての確認事項

〇〇 不特定かつ多数の者に受益の機会が開かれているか、また、機会が限定される場合には、当該限定を行う合理性及び当該限定があっても利益が不特定多数の者に及ぶことについて合理的説明があるかを確認する。共益的に行われるものについては、受益の機会が開かれていると言いき難い。募集等を行う場合は、具体的な募集等の方法に照らし、実質的に一般に開かれていると言えるかを確認する(申請に係る審査時には、通常、募集要項など募集等に関する資料の提出が必要)。

例えば、高度な学術に係る講習会事業において、事業の質を確保するために参加者に資格要件を課す場合など、公益目的を達成するために必要な合理的な限定は認められる。ただし、事業の趣旨・目的に照らして対象者に不当な差別を設けることは許されない²⁸。

〇〇 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するには、できるだけ多くの人々が事業の恩恵を受けることができることが望ましいが、定款に定められた法人設立者の意思や資源提供者(法人のサービスに対価を支払う者を含む。以下同じ。)の意思を尊重することも求められる。「合理的な限定」であるか否かは、事業内容、事業規模、公益法人の成り立ち、収支の構造、濫用の可能性その他の事情を勘案し、「民間公益の増進及び活力ある社会の実現」の観点から判断する²⁹。

(具体例)

- ① 学校に関しては、入学の機会が不特定多数の者に開かれていることを踏まえ、同窓会法人が行う特定校の教育活動(同校の学生生徒の国際交流活動、社会貢献活動など)への助成や同校在学学生及び卒業生を対象とした奨学金支給について、公益目的事業として認めた事例

²⁸ FAQ問Ⅸ—⑤

²⁹ FAQ問Ⅸ—⑨

- ② 宗教精神に基づく社会貢献活動において、特定宗教関係団体からの申請に対して資金支援等を行う事業について、当該宗教のネットワークを活用して、より効果的な社会貢献活動を行うことができるとの説明を踏まえて公益目的事業として認めた事例
- ③ 特定企業の関係者のみを対象、特定企業職員等を主たる対象や特定企業職員の遺児を対象とした奨学金事業について、公益目的事業とすることは適切ではないと整理した事例

〇✕ 現時点での受益者が特定少数であるとしても、将来的・潜在的に不特定多数の者が受益することが想定されるならば、受益の機会が開かれていると判断し得る。例えば、現に発病しているのが特定の少数者である難病患者を救済する事業であっても、潜在的には不特定多数の者が同じ病気になる可能性があることを踏まえれば、受益の機会が開かれていると判断し得る³⁰。

〇✕ 直接の受益者が特定少数であるとしても、その背後の不特定多数の者に利益が及ぶ場合には、不特定多数の者の利益の増進に寄与していると判断し得る。例えば、公庫が行う教育ローンの債務保証事業について、直接の利益を受ける対象が公庫であるとしても、債務保証利用者に利益があると判断した。

〇✕ 受益の機会が開かれているか否かは、公益目的事業の内容に即して実質的に判断する。例えば、博物館事業において、開館時期がほとんどない(休眠)場合には、通常開かれているとは判断しない。

(4) 受益者の義務・受益の条件についての確認事項

〇✕ 受益者の義務・受益の条件は、申請書に記載された公益目的事業の趣旨・目的(第2章第2(2)①参照 以下同じ)に照らして合理的なものであるかを確認する。

〇✕ 当該義務により、営利企業等や法人関係者に、合理的な範囲を超える利益が生じると見込まれる場合には、公益目的事業としては認められない。例えば、奨学金の支給者に対し特定企業への就職を義務付けるような場合や、資格付与や表彰に当たり法人関係者に不透明な見返りを求めるような場合は、公益目的事業としては認められない。

〇✕ 当該義務や条件が、公益目的事業の趣旨・目的に照らして合理的なものであると言えず、社会通念に照らして不適切なものがある場合には、公益目的事業の合目的性が確保されていないと判断し得る。

(5) 事業の合目的性の確保の取組についての確認事項

〇✕ 事業内容に応じた適正運営の確保、事業内容に応じた専門家の関与、訓練、機材の確保、

³⁰ FAQ問Ⅸ—⑥

事業の趣旨に応じたプロセス(ニーズ調査や関係者の参加)の確保など、事業の趣旨・目的を踏まえ、必要に応じて、事業の質や成果を確保する取組がなされているかを確認する。

○✕ 選考等を行う場合は、原則として、以下を要する(申請に係る審査時には、通常、選考基準など選考等に関する資料の提出が必要)。

- ・ 選考過程における直接の利害関係者の排除
- ・ 事業内容に応じた専門家の関与³¹
- ・ 選考方法の透明性の確保(応募する可能性のある者、法人関係者、寄附者や国民に対して事前(合理的理由がある場合は事後)に明らかにされているか。✕(選考方法を示すことが適切でない合理的な理由がある場合には、その理由及び代替措置が講じられているか。○)○)

なお、理事会や既存組織の構成に係る説明(第2章第1節第2(2)⑤⑤ア参照)により、事業に求められる専門性や公正性が確保されると判断できる場合³²、選考委員会の設置は不要である。

また、選考委員会等を設置する場合、一般に、奨学金など直接的な受益者を選考する際は公正性が重視されるのに対し、事業の実施者等を選考する際は専門性が重視されるなど、事業の性質等に応じて委員が選考されることが重要である。外部の有識者を委員とすることは、選考等の公正性・客観性確保の観点から有益であることも多いが、法人自治を尊重し、特段の理由がある場合を除き、法人外部の者を選考に関与させることを求めない。

○✕ 研究・開発、博物館事業、表彰・コンクールなど公表が事業の趣旨・目的を実現するために当然求められる手段であることが多いほか、審査時点においては、キャンペーン・〇〇月間、資金貸付・債務保証など公表によって透明性が確保されることにより、事業の適正運営が確保されると判断することもあり得る。

○✕ このほか、公益目的事業の成果を適正に把握・評価し、公表するとともに、成果の評価を踏まえて事業内容を改善する取組は、事業の公益目的事業該当性を事前に評価することが容易ではない事業における、事業の合目的性の確保の取組として有効と考えられる。

○✕ 重大な不利益が発生するリスクのある事業について、当該リスクに応じた対応が確保されているかを確認する(申請に係る審査時には、事案に応じ、通常、個人情報保護、安全性確保、事業の透明性確保、不正防止、犯罪・違法行為防止、財産保全及び募集等に関する規程の提出が必要。財源については、第3章第1(2)①ア参照)。

³¹ 「専門家」とは、事業内容に応じて、企画、指導、審査等を行うのに必要な知識、技術、知見等を教育、訓練、経験等によって備えている者を言う。関与の形態として、必ずしも法人で雇用している必要はなく、事業を遂行するに当たって適切な関与の方法であればよい。

³² 事業内容や選考の趣旨に応じ、必ずしも組織体による選考が必須となるわけではない。例えば、公演事業において高い専門能力を有する監督が出演者の決定等を行うようなことも想定される。

(6) その他横断的な注記事項

① 飲食・パーティー

○✕ 飲食は、一般的には、その飲食を行う者が利益を得るに留まり、公益目的事業として費用を負担して飲食を提供することについては、当該公益目的事業の趣旨・目的に照らして合理性が必要となる。

○✕ 相応の対価を得て飲食を提供する事業については、法人税令第5条に掲げる事業に含まれると考えられるところ、事業の実態に応じて上記(2)により判断されることから、ここでは、公益法人が、相応の対価を得ることなく行う飲食の提供について注記する。

○✕ 公益法人が行う事業の趣旨・目的に照らして、当該飲食の提供を行うことに合理的な理由があり、相当の範囲で行う飲食の提供(公益目的事業の実施に係る費用として支出する場合を含む。)-は認められる。例えば、被災地における炊き出し、表彰等に係る「晴れ」の場としてパーティーの開催、重要な事業を遂行のために理解を得ることが不可欠な要人の接待、外部の関係者を招いて開催する会議における食事、弁当等の提供、公益目的事業への協力者等への茶菓の提供等が想定される。なお、幹となる事業の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行われる場合には、申請書への記載は不要である(第2章第2(2)②参照)。

○✕ なお、公益目的事業費か否かに関わらず、公益法人の関係者が参加する会合等における飲食の費用を公益法人が負担することについては、法人関係者に対して特別の利益を与えるおそれ、役員に関しては、役員報酬等の支給の基準に従った報酬等の支給(認定法第20条)への違反のおそれなどがあるほか、資源提供者の意思に反することも想定される。公益目的事業として合理性がある場合や、役職員の福利厚生の一環として行う場合などに、社会通念上相当の範囲で支出することは問題ないが、相当額の支出が想定される場合には、規程を定め、法人のガバナンスの下、透明性をもって支出を行うことが望ましい。

② 「寄附」事業(導管寄附)

○✕ 公益法人が、寄附金の使途(助成先)を具体的に指定して行われる寄附を受け入れ、当該指定された助成先に対して助成を行う場合がある。例えば、助成先を予め提示して寄附を募り、当該寄附を財源として助成を行う事業が想定される。国境を越える寄附の場合には、助成先を予め提示して寄付寄附を募る方が、支援の透明性が高まり、公益法人におけるテロ資金供与対策の面からも望ましいこともあり得る。

〇〇 また、寄附を行った後に、寄附者の「助言」を勧案して助成等を行う場合がある³³。

— 〇 こうした手法は、新たな社会貢献の手法として、近年増加している。一般に、寄附者は、寄附した財産が適切に活用されることに強い動機を持つと考えられ、寄附者の意思に沿った財産の活用は寄附者の満足度を高め、最終的には民間公益の活性化に資することにもなると考えられる。そのため、こうした手法は新たな社会貢献の手法として用いられてきている。

— 一方で、寄附者の意思のみに従って財産を使用した結果、公益目的事業に求められる公益性が確保されないという事態が生じる懸念がある。また、一方、本来、税制優遇を受けるべきではない寄附について、公益法人を単に経由(トンネル)することによって税制優遇の対象とすることは、公益法人に係る税制優遇を濫用した税逃れとして制度に対する信頼を失わせかねないものである。

— このためあり、制度の趣旨を踏まえて、財産が適切に活用されるよう行う必要性が特に高いことから、特に留意すべき事項について注記する(こうした事業は、付随的・小規模に実施される可能性もあることから、横断的な注記事項としている)。

(特に留意すべき事項)

- ア 助成先の選定は、公益法人が主体的に行うことが必要である。その際には、公益目的事業の趣旨・目的に照らして、適切な対象が選定されることが求められる(上記(5)に記載した、「選考等を行う場合」参照。)。寄附の後に、申請書に記載された公益目的事業の範囲で、寄附者の助言等を勧案して助成先等を選定することも可能であるが、その際には、公益法人が、主体的に、公益目的事業の目的に即した専門性・公正性を確保して選定することが担保される必要がある。
- イ 公益法人は、被助成者から提出される報告書等を通じ、助成した資金が適切に活用されているかを確認することが求められる。また、単に確認するにとどまらず、公益法人の事業の運営について透明性を高めるとともに、寄附者に対する説明責任を果たす観点から、HP における公表等の措置を講ずることが望ましい。
- ウ 助成先を予め提示して寄附を募る事業においては、公益法人が、被助成者に対する助成以外に使用する場合(手数料等)は、その額の算定が合理的であり、かつ、寄附者が当該事実を予め認識できる措置を講ずる必要がある(寄附の募集に関して、寄附をする財産の使途に

³³ 米国では、寄附者が、税制優遇を受ける公益的な団体に寄附者の Fund を設け、寄附した財産の運用方法、助成先等について寄附者の「助言」を踏まえて運用・助成を行う DAF(Donor Advised Fund)と呼ばれる仕組みが広く活用されている。日本においても、こうした仕組みを活用する法人が登場している。

ついて誤認させるおそれのある行為をすることは許されない(認定法第17条第3号))。

エ 助成先を予め提示して寄附を募る事業においては、寄附が集まらなかった場合に事業が実施できないことも想定され、そのような場合にも、適切な対応が行われる必要がある。

第4 変更認定事項と変更届出事項

(1) 基本的考え方

○³⁴ 基本的に、公益目的事業該当性の判断に影響する事業内容の変更は変更認定申請が必要であり、事業内容を変更しても、公益目的事業該当性に変更がないことが明らかな場合には、変更届出となる(第2章第2(1)、第4章第3及び第4参照)。

○³⁵ 具体的には、「第2章第2 申請書記載事項」に従って申請書が記載される場合に、申請書記載事項³⁴(字句の訂正その他の公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなものを除く³⁵)に変更がある場合は、原則として、変更認定申請が必要となる(認定法第11条第1項第2号規則第9条第3号ハ)。ただし、申請書記載事項に変更がある場合であっても、

(i) 事業の一部廃止(同号イ)、

(ii) 各公益目的事業の申請書記載事項に変更なく、ア:事業の単位の統合、分割及び再編を行う場合、イ:吸収合併消滅法人から公益目的事業を引き継ぐ場合、ウ:他の公益法人から事業譲渡により公益目的事業を引き継ぐ場合(同号ロ及び内閣総理大臣告示(令和6年内閣府告示第139号)1(1)~(3))

(iii) 字句の訂正その他の公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなもの³⁶

は届出となる。

なお、今後は、判断の蓄積に応じ、第2節に定める事業区分に応じて、軽微な変更として届出化する範囲を広げることを想定している。

○「第2章第2 申請書記載事項」に従って申請書が記載されておらず、申請書に詳細に記載されている場合についても、申請書の記載内容に変更がある場合は原則変更認定申請が必要となる。

他方、されるが、(2)に記載のとおり、その変更の一部を認定規則第9条第3号ロに基づく内閣総理大臣の定め(当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかである場合)に該当するものとして取り扱うことで行政手続の簡素化を行う。

³⁴ 第2章第2 申請書記載事項(1)に記載したとおり、「事業の公益性等に関する説明」は申請書記載事項に含まれない。

³⁵ 令和6年の制度改革以前と異なり、規則上、申請書記載事項に変更があっても軽微とされる事項が明記された新制度において、「公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなもの」の解釈は、限定的に行う必要がある。

³⁶ 令和6年の制度改革以前と異なり、規則上、申請書記載事項に変更があっても軽微とされる事項が明記された新制度において、「公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなもの」の解釈は、限定的に行う必要がある。

〇〇 また、緊急時において公益法人が機動的に公益活動を実施することが出来るよう、申請書に記載がない場合であっても、(3)の範囲では、届出により活動を行うことが出来ることとしている。

(2) 現行法人の移行措置について

〇〇 現状、「第2章第2 申請書記載事項」(2)②②～⑥⑤について申請書に細かく記載を置いている法人については、次に掲げる変更について、各公益目的事業の事業区分ごとの事業の特性及び内容等に照らして、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかである場合(認定規則第9条第3号ロに基づく内閣総理大臣の定め。内閣総理大臣告示(令和6年内閣府告示第139号)1(5)。)に該当するものとし、変更届出事項として取り扱う。また、事業の実績等については、変更申請時の状況を記載したものとして、申請書記載事項と考える。

- ① 事業計画・事業報告への記載を前提に、付随的事業の追加又は変更
- ② 事業計画への記載を前提に、受益の機会について、趣旨・目的及び定款の範囲内で申請書に記載した支給対象等を拡大する変更(~~その際、申請書記載事項は変更しないものとする~~)。一度広げた対象を、申請書の記載まで狭める変更も同様とする。
- ③ 事業計画への記載を前提に、選考に係る質の確保についてチェックポイントに係る説明事項に実質的な変更がないことが明らかな変更(~~認定時の考え方を示すものとして申請書の記載は変更しない~~)

〇〇 なお、複数の公益目的事業を実施している公益法人が公益目的事業について変更申請を行う場合には、変更認定の直接の対象ではない事業も含めた当該法人の公益目的事業全体について、ガイドラインに即して公益目的事業該当性の判断に当たって必要な事項を端的かつ簡潔に記載する形に申請書記載事項を改めることができる。³⁷

(3) 緊急事態における対応(内閣総理大臣告示(令和6年内閣府告示第139号)1(4))

○ 自然災害その他の緊急事態にあつて、当該法人の人材又は保有財産を活用して迅速に対応

³⁷ 例えば、既存の申請書記載事項として、公益認定の時点において実施していた事業の実績や、毎年の経営判断により変更が見込まれる事項(開催地や参加者数など)について記載している場合は、該当する内容の事業計画書や事業報告への記載を前提に当該記載を削除することが考えられる。

することが求められる場合において、短期間、対価収入（社会通念に照らしてその実施に要した費用を超えないことが明らかな対価収入を除く。）を得ることなく行う事業については、申請書に記載されていない事業であるとしても、当該法人の事業は、引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるとして、届出とする。この場合は、事業内容、事業の成果等について事業報告に記載する。なお、緊急事態を機に、当該事業を新たな公益目的事業として恒常的に実施しようとする場合には、変更認定が必要となる。

公益目的事業を特定の地域で実施することとしている法人が、緊急事態にあつて、短期間、当該地域以外の地域で実施する場合も同様とする。

第5 監督に当たって特に考慮すべき事項(第6章監督 参照)

- 「事前の審査から事後チェックへ」の考え方の下、監督の在り方を見直す。監督に当たっては、「申請書に記載された趣旨・目的に沿って事業が実施されているか」「申請書に記載された事業の質が確保されているか」など、第1から第3に記載のとおり申請書の記載をベースに監督を行うが、その際には、申請書の記載についての法人の解釈を十分に尊重し、細かな文言に拘ることなく、「公益目的の実現は確保されているか」「不特定・多数の利益が実現しているか」という実質的な観点を重視する。

(1) 事業の趣旨・目的について

- 法人の事業（付随的事业を含む。）は、法人が設定（国民に約束）した趣旨・目的に沿って、合目的に実施されている必要がある。法人の活動状況、法人の理事等の言動（法人外のものを含む。）その他一切の事情に照らして、公益法人の主たる目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断し得る。
- また、実質的に、公益目的事業の関係者、寄附者・社員等、及び国民が知り得る状況となっている必要がある。

(2) 法人の事業の概要について

- 付随的事业について、事業の趣旨・目的及び幹となる事業の内容に照らして、不合理な内容であってはならない。

なお、申請書に記載のない事業を実施することは許されないが、法人の個別の事業が「申請書記載事項」に含まれるか否かについては、社会通念に照らして無理のない範囲で、法人の解釈を尊重する。その際、法人の掲げる公益目的事業の趣旨・目的に沿って合目的に実施さ

れる事業については、申請書の記載に含まれると認め難いとしても、公益法人の創意工夫を阻害することは適切ではないこと、付随的事業については問題ではないことを勘案し、悪質性が認められない限り、まずは、変更認定申請を促すことを基本とする。

(3) 事業の受益の機会について

申請書の記載内容に反し、実質的に、特定の範囲にある者に限り、又は、特定の範囲にある者を不相当に優遇する運用となっていてはならない。また、実際の事業内容に照らし、受益の機会を特定の者や集団に限ることが不合理なものであってはならない。

—全体として、不特定多数の者の利益が実現していることが求められる。

(4) 受益者の義務・受益の条件について

受益者の義務により、特定の者に相当の範囲を超える利益が生じている場合には、認定法第5条第3号又は第4号に反すると判断し得る。また、義務の内容によっては、受益者等に事前に知らせることなく、社会通念に照らして当然に求められる範囲を超えた義務を課すことは、透明性を欠き公益目的事業として不適切と判断され得る。

(5) 事業の合目的性の確保

公益目的事業の趣旨・目的に照らし、申請書の記載内容に即して合目的的に事業が実施されている必要がある。また、リスクの高い事業について、申請書に記載された対応が適切に実施されている必要があるほか、現実のリスクを踏まえて対応されることが求められる。

第2節 具体的な事業区分ごとの当てはめ

〇〇 第1節において、公益目的事業該当性の判断に当たっての考え方を示したが、これは、過去の判断事例を帰納的に整理したものであり、これまでの考え方を改めるものではない。典型的な事業については、これまで旧ガイドラインにおいて(1)から(17)までチェックポイントが示され、多くの判断事例が蓄積しているところ、これを使用することで、より簡便に公益目的事業該当性を判断することができる。

〇〇 これに加えて、申請事例の多くを占める奨学金事業と、出資事業に関して、公益目的事業該当性を容易に判断できるよう、既存の17事業に2事業を加えて、19のチェックポイントを示すこととする。この19種類のチェックポイントは、多種多様な公益目的事業のうち一部の典型的と考えられる事業区分についての公益目的該当性の判断の考え方を整理したものであり、これ以外のチェックポイントに示されない事業は、第1節に示した考え方に従い、公益目的事業該当性が判断されることになる。具体的には、第2章第2節第3の「19事業区分非該当性事業の公益目的事業のチェックポイント」に基づき確認することとなるが、申請負担軽減等の観点から、その全てについてあまねく確認を求める趣旨ではなく、事業の特性に照らして軽重を判断し確認することにより、19事業と同等の確認を行ったものとする。

〇〇 また、公益目的事業該当性を法人及び行政庁が容易に確認できるよう、チェックポイントに該当する旨の説明について、申請書様式別紙2 2(1)[3]において記載を求めることとしている。これらは、申請書記載事項そのものではないが、公益目的事業該当性について説明責任を果たすため、認定規則第45条第1項第4号に掲げる書類の一部として、継続的に作成する必要がある。

〇〇 事業の概要に記載された事業単位を目途に、以下に示す事業の特性に応じた、(1)から(19)の事業区分ごとに、公益目的事業のチェックポイントによりチェックする。その際に、事業の目的に照らして、統合又は分割してチェックすることとする。

第1 基本的考え方

〇〇 第1節(総論)の記載は、旧ガイドライン現行の17事業を含むこれまでの公益目的事業該当性の判断から帰納的に導いたものであり、17事業の公益目的事業該当性チェックポイントについては、簡便に公益目的事業該当性を判断するためのものとして、原則、従来現在の判断の構造は維持されている³⁸。

³⁸ 従来、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点とされていたが、現実の運用においては、「別表に掲げる種類の事業」という事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点としても使われており、実際の判断の構造に変更はないと考えられる。

これまで「17事業に該当しない事業」とされてきた事業についても、過去の判断を変更するものではない³⁹が、今後の「19事業に該当しない事業」の公益目的事業該当性の判断に当たっては、第1節の記載を十分に留意するものとする。

〇〇 公益目的事業該当性は、申請書記載事項(申請書様式別紙2 2(1)[1]、[2])、事業の公益性に関する説明(チェックポイントに該当する旨の説明に係る記載)(申請書様式別紙2 2(1)[3])、事業計画及び事業報告その他の添付書類により判断するものであり、公益目的事業該当性の判断要素の明確化を図る観点から、チェックポイントごとに、審査に必要となる判断要素及び行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類・証憑類⁴⁰を明記する(第2章章末第2節第3別表「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」(69頁～79頁)参照)。

〇〇 事業については、関連するものをまとめた(第2章第1節第2(2)参照)結果、複数の事業区分に該当する場合には、該当する複数の事業区分のチェックポイントを用いて説明する必要がある⁴¹。(例えば、一定期間のセミナーの後、試験合格者に資格を付与する事業の場合、「講座、セミナー、育成」と「資格付与」の両方の事業区分のチェックポイントを用いる。)

〇〇 判断の予見可能性、連続性を確保する観点から、各事業の認定審査において参考となり得る事例については、随時、事例集に追記する。

〇〇 事業区分が示されている19事業については、審査事務の負担を軽減する観点から、以下の2段階で判断を行う。

① 第一段階

〇 申請書記載事項について、公益目的事業該当性の事実認定に当たり、個別事業ごとに、「事業の内容」、「事業名」、「公益目的事業として求められる趣旨」及び「有効な事実認定のための着目点」を明確にした上で、設定されたチェックポイント毎の「判断基準」(判断要素、添付書類)に基づき事実を確認する。(第2章章末「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」(69頁～79頁)参照)。

その際には、記載内容は合理性(常識的又は理論的に考えた結果として説得性があること)・現実性があるかに十分留意する一方、審査の現場に新たな負荷をかけるのではなく、過去の判断実例を踏まえ、現状行っている観点を明確化、具体化することとしたことに留意し、横出し、上

³⁹ これまで「17事業以外の事業」として公益目的事業として認められた事業については、認定規則第45条第4号に基づき「公益目的事業の種類及び内容」に係る書類を作成等するに当たり、従来どおりのチェックポイントに該当する旨の説明を行うものとする。

⁴⁰ 行政庁が必要と認める書類(第4章第2⑫)

⁴¹ FAQ問Ⅷ-2-①②③

乗せ審査を回避する観点から必要以上の具体性は求めない。

- なお、総論において示される横並びの確認事項（例：自主公演事業における受益の機会）・追加確認事項は、審査時点においては、申請書の記載内容に照らして特段の必要性がある場合を除いて、確認するまでもない事項として取り扱う。

② 第二段階

事業内容に照らし、第1節総論の考え方にに基づき、追加的に確認すべき特段の事情の有無を確認し、必要な確認を行う。

第2 19事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント

以下、事業の特性に応じた(1)～(19)の事業区分ごとに公益目的事業のチェックポイントを掲げる。

(1)検査検定

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容⁴²

「検査検定」は、申請に応じて、主として製品等の安全性、性能等について、一定の基準に適合しているかの検査を行い、当該基準に適合していれば当該製品の安全性等を認証する事業のことである。

イ 事業名

検査、検定、認証等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての検査検定は、製品の安全性、性能等について適切に確認することを趣旨としている必要がある。また、審査の質が低いとかえって、不特定多数の者の利益を害しかねない。

エ 事実認定の着目点

審査の公正性や質が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

⁴² 事業の内容は、本ガイドライン上の定義を示す。以下同じ。

オ 上記を踏まえた「検査検定」のチェックポイント

- (i) 当該検査検定が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 当該検査検定の基準を公開しているか。
- (iii) 当該検査検定の機会が、一般に開かれているか。
- (iv) 検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。
(例:個別審査に当たって、申請者と直接の利害関係を有する者の排除、検定はデータなど客観的方法による決定)
- (v) 検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。(例:検査機器の定期的点検と性能向上/能力評価の実施/法令等により求められる能力について許認可を受けている。)

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(2)資格付与

① 事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「資格付与」は、申請者の技能・技術等について一定の水準に達しているかの試験を行い、達していれば申請者に対して資格を付与する事業のことである。

イ 事業名

技能検定、資格認定等。文化及び芸術の振興に係るものについては、「(3)講座、セミナー、育成」を適用する。

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業として「資格付与」は、技能・技術について一定の水準に達しているかについて適切に確認することを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

審査の公正性や質が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「資格付与」のチェックポイント

(i) 当該資格付与が不特定~~多~~手数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置

付け、適当な方法で明らかにしているか。

(ii) 当該資格付与の基準を公開しているか。

(iii) 当該資格付与の機会が一般に開かれているか⁴³。

(iv) 資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。(例:個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除)

(v) 資格付与の審査に当たって専門家が適切に関与しているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(3)講座、セミナー、育成

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「講座、セミナー、育成」は、受講者を募り、専門的知識・技能等の普及や人材育成を行う事業のことである。

イ 事業名

講座、講習、セミナー、育成等。防災研修など社会的課題への対処、文化、芸術等の振興を目的とした専門的知識・技能等の講座等が挙げられる。

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「講座、セミナー、育成」は、専門的知識・技能等の普及や人材の育成を行うことを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

その事業内容につき、一定の質が確保されているか等に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

⁴³ ただし、高度な技能・技術等についての資格付与の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。

オ 上記を踏まえた「講座、セミナー、育成」のチェックポイント

- (i) 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」という。)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか⁴⁴。
- (iii) 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか⁴⁵。
- (iv) 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(4)体験活動等

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「体験活動等」は、公益目的のテーマを定め、比較的短期間の体験を通じて啓発、知識の普及等を行う事業のことである。

イ 事業名

○○○○体験、○○○○教室等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「体験活動等」は、公益目的として設定されたテーマについて体験を通じた啓発・普及活動を趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

本来の公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝に使われていないかに着目して事実認定をするのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「体験活動等」のチェックポイント

⁴⁴ ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル、性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。

⁴⁵ 専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。

- (i) 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマでうたっている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか。)
- (iii) 体験活動に専門家が適切に関与しているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(5)相談、助言

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「相談、助言」は、相談に応じて、助言やあっせんその他の支援を行う事業のことである。

イ 事業名

相談、助言、苦情処理等。支援を行うに当たっては、専門家を派遣することもある。

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「相談、助言」は、問題を抱える者に対して適切に助言等の支援を行うことを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

助言の質の確保に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「相談、助言」のチェックポイント

- (i) 当該相談・助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。
- (iii) 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公表している。)

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(6)調査、資料収集

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「調査、資料収集」は、あるテーマを定めて、法人内外の資源を活用して、意識や実態等についての調査、資料収集又は当該調査の結果その他の必要な情報を基に分析を行う事業のことである。

イ 事業名

調査、統計、資料収集等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「調査、資料収集」は、原則として、その結果が社会に活用されることを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

調査・資料収集等の結果の取扱いに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「調査、資料収集」のチェックポイント

- (i) 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか⁴⁶。
- (ii) 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していないかつたり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか⁴⁷。
- (iii) 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。
- (IV) 当該法人が外部に委託する場合、その全てを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)は

⁴⁶ 発行物が、何らかの公益目的事業についての情報を普及するための手段として発行されるものであれば当該発行も当該公益目的事業の一環と整理することが可能である。

また、例えば、学会誌の発行の場合には、論文の選考という事業が本体事業で、選考した論文を普及する発行が密接不可分になっている場合、この論文の選考が公益目的事業か否かという点をチェックすることとなる。発行物によって広く情報が普及されることが望ましいが、その分野を専攻する研究者の大半で構成される法人における学会誌の発行が学術の振興に直接貢献すると考えられる場合、配布が社員に限定されていても、上記1の「普及」に当たるものと考えられる。~~FAQ問IX-②~~

⁴⁷ ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。

ないか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(7)技術開発、研究開発

① 事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「技術開発、研究開発」は、あるテーマを定めて、法人内外の資源を活用して技術等の開発を行う事業のことである。なお、成果については、成果の発表や論文の発表を行うとともに、知的財産権の取得を行うのが一般的である。

イ 事業名

技術開発、研究開発、研究、システム開発等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「技術開発、研究開発」は、原則として、その成果が社会に活用されることを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

成果の普及をしているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「技術開発、研究開発」のチェックポイント

「(6)調査、資料収集」のチェックポイントと同じ。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(8)キャンペーン、〇〇ヶ月間

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「キャンペーン、〇〇ヶ月間」は、ポスター、新聞その他の各種広報媒体等を活用し、一定期間に集中して、特定のテーマについて対外的な啓発活動を行う事業のことである。

各種広報媒体等とは、ポスター、リーフレット、新聞、テレビ、ラジオ、車内広告、電光掲示板等。

なお、キャンペーンの手段として特定の機関等に対する要望・提案を行う場合がある。

イ 事業名

キャンペーン、〇〇運動、〇〇月間等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「キャンペーン、〇〇月間」は、公益目的として設定されたテーマについて啓発・普及を行うことを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

その趣旨から逸れて、販売促進や共同宣伝を行うのが主眼となっていないか、キャンペーンの一環として要望・提案を行う場合に、メリットが特定多数の者に限定されるような内容となっていないかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「キャンペーン、〇〇月間」のチェックポイント

- (i) 当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。（例：テーマでうたっている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか）
- (iii) （要望・提案を行う場合には、）要望・提案の内容を公開しているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(9) 展示会、〇〇ショウ

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「展示会、〇〇ショウ」は、展示という手段により、特定のテーマについて対外的な啓発・普及活動を行う事業（文化及び芸術の振興に係る事業を除く。）のことである。比較的短期間であるため、法人が会場を借り上げ、ブースを出展者に貸す場合が多い。

イ 事業名

展示会、博覧会、ショー、フェア等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「展示会、〇〇ショー」は、公益目的として設定されたテーマについて啓発・普及を行うことを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

その趣旨から逸れて、販売促進や共同宣伝を行うのが主眼となっていないか、また、出展者を選定するに当たって公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「展示会、〇〇ショー」のチェックポイント

- (i) 当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。
(例：テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催／出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている／テーマでうたっている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか⁴⁸／入場者を特定の利害関係者に限っていないか)
- (iii) (出展者を選定する場合、)出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。
(例：出展料に不当な差別がないか。)

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(10)博物館等の展示

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「博物館等の展示」は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集・保管し、展示を行う事業のことである。

⁴⁸ 公益目的と異なるプログラムになっていないかを確認する趣旨であり、公益目的と異なっていない限り、製品等の紹介も認め得る。

イ 事業名

〇〇館、コレクション、常設展示、企画展等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「博物館等の展示」は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料に直接接する機会を不特定多数の者に与えることを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

テーマを適切に定めるとともに、展示内容にそのテーマを反映させているか、一定の質が確保されているか等に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「博物館等の展示」のチェックポイント

(i) 当該博物館等の展示が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。

(ii) 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。

(例：テーマに沿った展示内容／出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている／テーマでうたっている公益目的とは異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか。)

(iii) 資料の収集・展示について専門家が関与しているか。

(iv) 展示の公開がほとんど行われず、休眠化していないか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(11)施設の貸与

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「施設の貸与⁴⁹」は、公益目的のため、一定の施設を個人、事業者等に貸与する事業のことである。

⁴⁹ 施設の貸与を行っている場合には、①当該施設貸与の目的は何であり、その目的となる事業が別表のどの号の事業に該当するか、②上記①の目的に照らして合理的な活動への貸与か否か(貸与先のどのような活動のために貸与するか)という視点で整理すること。

定款で定める法人の事業又は目的に根拠がない事業は公益目的事業と認められない場合があるので、万一、現在の定款では公益目的での貸与が読み込めない場合、定款を変更するのが望ましい(旧ガイドライン I 1. 参照)。FAQ 問IX—③

イ 事業名

〇〇施設の貸与、〇〇施設の利用等⁵⁰⁵¹

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「施設の貸与」は、施設を貸与することによって公益目的を実現しようという趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

公益目的として設定された使用目的に沿った貸与がされるか等に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「施設の貸与」のチェックポイント

- (i) 当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(12)資金貸付、債務保証等

①事業の概要等及びチェックポイント

⁵⁰ 施設を効率的に利用する等の理由から公益目的以外で貸与するとともに、貸与以外でも例えば公益目的の主催公演で使用することも多いが、この場合には、法人は公益目的での貸与(公益目的事業)、公益目的以外での貸与、公益目的の主催公演を区別した上で、費用及び収益を配賦する必要がある。配賦後の公益目的事業に係る費用が、公益目的事業費となる。~~FAQ問Ⅸ—③~~

⁵¹ 公益目的での貸与を区別するに当たり、以下の点に注意する必要がある。

- ・ 公益的な活動をしている法人に貸与する場合であっても、当該法人の収益事業、共益事業等のために貸与する場合は、公益目的での貸与とならない。

- ・ 定款で定める事業又は目的に根拠がない事業は、公益目的事業と認められないことがあり得る。~~FAQ問Ⅸ—③~~

ア 事業の内容

「資金貸付、債務保証等」は、公益目的で個人や事業者に対する資金貸付や債務保証等を行う事業のことである。

イ 事業名

資金貸付、融資、債務保証、信用保証等としている。また、資金貸付、債務保証のほか、設備導入の援助(リース、割賦販売)等も含む。

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「資金貸付、債務保証等」は、公益目的として設定された事業目的に沿って資金貸付、債務保証等を行うことを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

事業目的として公益の増進を掲げていても実質的には構成員の共通の利益に奉仕するに過ぎないものになっていないかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「資金貸付、債務保証等」のチェックポイント

- (i) 当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。
- (iii) 対象者(貸付を受ける者その他の債務者となる者)が一般に開かれているか。
- (iv) 債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。
- (v) 資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。(対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。)
- (vi) 当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(13) **出資**

①事業の概要等及びチェックポイント

○ ○ ここでいう「出資」は、公益目的で、企業等に対して資金等の財産を提供し、その持分を保有する事業のことである。出資の結果として経済的利益がもたらされることが期待されるが、公益目的事業として行う出資は、経済的利益を主たる目的とはせず、営利企業が行う出資とは異なる公益目的事業としての特徴が必要となる。特に、対価性のある事業の中でも、経済的リターンの不確実性が高く、その直接的な対象が営利企業となることもあり、他の事業と比べ、社会的サポートを受けて活動する公益法人が行うことの意義を確認する観点が必要となる。

○ ○ 公益法人は、自らが事業の実施主体になるだけでなく、資金提供等により他の社会的課題解決の活動を支援する事業も実施している。資金提供事業について、形態(助成、融資、株式保有等)、提供先(営利企業、個人等)は多様であり、その事業形態に応じて、公益目的事業該当性を確認するためのポイントは異なる。

主に特定の事業に対して行われる助成に対して、企業等に対して行われる出資の特徴としては、資金提供先に対して長期的に伴走した関わり方が可能となる、出資によって得られる配当や持分を処分した場合に得られる資金を次の支援に使うことができより多くの社会課題解決のための活動を支援できる、個別の事業ではなく法人に対する資金提供であるため、資金の使途について資金提供先の裁量が大きく、支援による成果の把握が重要となるなどが考えられる。

○ 社会的課題解決に取り組む企業の中には、営利企業から十分な資金調達が困難なもの、技術が未確立で経営が不安定なもの、社会的課題解決により広く取り組もうとするものもあり、そうした企業の資金需要に公益法人による出資が応えることで、未発掘や十分な対応がされていない社会的課題などの解決が推進されることが期待される。

【事業の留意点】

○ ○ 出資先が企業等である以上、出資後に事業内容を変更することや中心となる人材が離職することなども想定され、そのような場合でも引き続き当該出資が当該法人の事業目的の推進につながることを担保されている必要がある。そのため、出資先の事業内容を継続的に把握し、公益目的事業として出資する目的が達成された場合や、出資の意義が損なわれた場合に、適切に対応できる仕組みが必要である。

○ ○ 出資対象との関わり方に関連して、透明性を確保するため出資先に役員等を派遣する場合には、当該役員等が出資先から得ている報酬についても公表する必要がある。また、公益法人は、議決権の50%を超える株式の保有が禁じられている(認定法第5条18号)ことに留意が必要。

○ なお、公益法人における出資については、事例が限定されていることから、チェックポイントとあわせて以下の各項目を検討する際の参考になるように「例えば、…」として例を示している。これらは例示であり、これら以外の方法により各項目を満たすことが妨げられるものではない。

上記を踏まえた「出資」のチェックポイント

(i) 不特定多数の者の利益当該出資が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。

~~当該出資が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、
適当な方法で明らかにしているか。経済的利益の獲得を主たる目的とする出資は公益目的事業と
して認められない。~~

(ii) 条件

~~ア~~ 出資の条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか。営利企業が行う
出資と区別されるような公益目的事業としての特徴があるか。

例えば、社会的課題解決に主に取り組む企業であって営利企業から十分な資金調達が
困難なものを対象としている、出資の継続想定期間が出資先の事業内容(社会的課題解
決への取り組みは、通常、短期間で成果が上がりにくいと考えられる)に応じ適切に設定
されている、出資以外の支援(人的支援など)と一体的に実施されるなど。

~~(iii) イ~~ 出資時点だけでなく、出資による持分を保有している間において、公益目的事業として出
資する意義が継続される仕組みとしているか。

~~企業等である以上、出資後に事業内容を変更することや中心となる人材が離職することな
ども想定され、そのような場合でも引き続き当該出資が当該法人の事業目的の推進につな
がること担保されている必要がある。そのため、出資先の事業内容を継続的に把握し、公益
目的事業として出資する目的が達成された場合や、出資の意義が損なわれた場合に、適切
に対応できる仕組みが必要である。例えば、出資先の企業が当該法人の事業目的とは異な
る形で経営が行われるようになった場合には、出資の引き上げを行うといった内容を出資契
約に盛り込むことなども考えられる。~~

~~(iv iii) 機会の公正性~~ 出資を受ける機会の公正性が確保されているか。

~~出資を受けるための機会が実質的に開かれているか。~~

例えば、HP等で出資対象を随時募っている、公募型としている、想定される出資対象者に
幅広く情報提供等を行っているなど。事業目的のために最も望ましい者を選定するためにもで
きる限り機会が開かれていることは重要であるが、出資事業においては、適当なタイミングで
出資を行うことも重要であり、また、法人の目的遂行に合致する出資対象が限られているなど
公募に応じた者の中から選定するという手続を前提とすることが適当でないことも想定される
ため、事業目的に照らし合目的かについて判断される。

~~(v iv) 選考の公正性~~ 出資先の選考が公正に行われることになっているか。

~~出資対象の選定基準及び選考フローが明確であり、透明性が確保されているか(特定の者の意向
を反映した方針となっていないか。)。また、出資先から利益の供与を受けていないか。
例えば、出資先を選定するための選考のための委員会等を設け、出資先候補の役員や使用人と
なっている委員がいる場合には、当該委員は当該出資先候補の選考から外れる規定が設けられ
ているなど。~~

~~(vi-v) 当該出資の透明性が確保されているか透明性~~

~~出資先、金額、出資理由、出資先の活動状況、出資による成果⁵²等を公表しているか。併せて、出資先との関係について透明性を確保するため、出資先に役員等を派遣する場合には、当該役員等が出資先から得ている報酬についても公表する必要がある。~~

~~(vii-vi) 専門家の関与~~

~~専門家など選考に当たって専門家適切な者が適切に関与しているか。~~

②判断基準

~~後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。~~

~~例えば、出資先を選定するための選考のための委員会等に専門家が関与しているなど。~~

~~(vii) 対象との関わり方~~

~~公益法人は、議決権の50%を超える株式の保有が禁じられている(認定法第5条18号)ことに留意が必要。~~

【その他】

なお、公益法人に対する寄附金に係る寄附金控除及び別枠損金算入については、所得税法及び法人税法において、「出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金⁵³」を除くとされている。

○●所得税法(昭和四十年法律第三十三号)(抄)

(寄附金控除)

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄附金の額の合計額(当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する

⁵² (参考)提供された資金が公益の増進のために活用されていることを明確化するとともに資金による効果を高めるため、出資先の事業が社会に対して与えた影響を定量・定性的に測定し、測定結果に基づいて事業改善や意思決定を行うことを通じて、正のインパクトの向上、負のインパクトの低減を目指すインパクト測定・マネジメントを取り入れることも望ましいと考えられる。

⁵³ 出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金については、財務省「令和3年度 税制改正の解説」(386頁)において「具体的には、使途を出資に関する業務に限定して募集された寄附金や出資に関する業務に使途を指定して行う寄附金などは、「出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金」に該当するものと考えられます。一方で、出資に関する業務に充てられるかどうか寄附時点で不明確なものについては、今回の改正の対象外と考えられます。」とされている。

金額)

二 二千元

2 前項に規定する特定寄附金とは、次に掲げる寄附金(学校の入学に関してするものを除く。)をいう。

一・二 (略)

三 別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び前二号に規定する寄附金に該当するものを除く。)

四 略

3・4 略

〇〇法人税法(昭和四十年法律第三十四号)(抄)

(寄附金の損金不算入)

第三十七条 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額(次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。)の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2・3 略

4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうち、公共法人、公益法人等(別表第二に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合を除く。以下この項及び次項において同じ。)その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。)の額があるときは、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額)は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

5~12 略

(14)助成(応募型)

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「助成(応募型)」は、応募・選考を経て、公益目的で、個人や団体に対して資金を含む財産価値のあるものを原則として無償で提供する事業のことである。

なお、応募を前提としない助成については、非該当事業のチェックポイント(第3参照)により公益目的事業該当性を判断する。

イ 事業名

助成、給付(奨学金については(15)参照。)

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「助成(応募型)」は、原則として財産価値あるものの無償提供である。また、その事業の流れは、助成の対象となるべき事業者の設定及び対象者の選考の二段階である。

エ 事実認定の着目点

ウに示した二段階で、公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「助成(応募型)」のチェックポイント

- (i) 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 応募の機会が、一般に開かれているか。
- (iii) 助成の選考が公正に行われることになっているか。
(例:個別選考に当たって関係者の排除)
- (iv) 専門家など選考に適切な者が関与しているか。
- (v) 助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)
- (vi) (研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(15) 奨学金

①事業の概要等及びチェックポイント

〇✕ 奨学金事業とは、一般に、応募・選考を経て、学問その他を修める個人を対象に学費を給付又は無利息貸与・長期分割返済貸与などで支援する事業である。一般論として修学期間中の一方的な経済援助であることから、事業目的の公益性は認定され易い。

【事業の留意点】

・資金拠出者等の人材確保など実質的に資金拠出者の利益を目的とした事業運営が行われる

可能性がある(受け手である奨学生に資金拠出者等のための義務を課すなど)。

・多くの奨学生は経済基盤が脆弱であり、支給決定された場合には当該奨学金を前提に学業を継続する生活設計を行うこととなり、確実な奨学金の支給が特に重要となる。

・選考に当たり応募者の成績・将来設計・世帯構成や経済状況その他の機微な情報を扱う場合が想定され、その場合には個人情報保護の体制が特に重要となる。

〇〇 そこで、奨学金事業の公益目的事業該当性の判断に当たっては、応募及び選定の二段階での公正性が確保されているかに加え、事業の特性を踏まえ、特別の利益の排除、個人情報保護、奨学金給付の確実性の観点などから、以下の点から判定することが有効である。

上記を踏まえた「奨学金」のチェックポイント

- (i) 当該奨学金が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付けられており、適正な方法で明らかにされているか。
- (ii) 応募の機会が、一般に開かれているか。
- (iii) 奨学金の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)
- (iv) 奨学金給付対象者に当該奨学金事業の趣旨・目的に照らして、合理性のない義務(例:特定企業への就労など)を課していないか。また義務が有る場合その内容は応募者や奨学金給付対象者に明らかにされているか。
- (v) 奨学金の財源は、給付支給を約束した内容相応に確保されているか。
- (vi) 応募者及び奨学金給付対象者の経済状況・成績等の個人情報を取得する場合にその扱いは適切であり、その取得方法や仕組みが公表されているか。

②判断基準

＜応募の機会が一般に開かれているか＞

〇〇 奨学金事業においては、出捐者が縁のある特定の地域や後押ししたい特定分野など、特定地域の学校／特定校／特定学科等に属する者のみを応募要件とする事業が多い。制度の趣旨を踏まえると、応募の機会は、可能な限り広く開かれていることが望ましいが、奨学金事業(特に給付型)の必要性は大きく公益性を認め得る範囲は大きいと考えられること、出捐をしようとする者の希望に反しては必ずしも応募者の範囲を広げることを求めることにより、出捐される額が減少し、民間公益をかえって委縮させる効果をもたらしかねないことに留意する。

〇〇 このため、奨学金事業において、応募要件を一定の範囲に限定することがあっても、当該限

定の態様が、当該法人の目的、奨学金事業の趣旨・目的、当該奨学金事業の規模、財源等に照らして合理性がある場合には、応募の機会が一般に開かれていると認められる。

なお、応募の機会の実質的に開かれている必要があり、応募規定上対象に限定がなくとも、募集要項を特定校のみに送付するなど、事実上限定されている場合には、受益の機会が開かれているとは言えない。

そこで、下記(例)のような説明により当該チェックポイントの観点を満たすものと解した事例がある。

(例) 応募要件を特定の学校の在校生に限ることについて、①④不特定・多数の者が当該学——校に入学可能であること、②④法人の目的は在校生の経済支援を通じた人材輩出であり、③③社員(卒業生・教職員等の学校関係者)の寄附を奨学金の主要な財源としていること、④④在校生の数・事業目的等に照らして奨学金事業の規模が不相応に大きなものではないことなどの事情を踏まえて、応募の機会が開かれていると認めた。

(例) 応募要件を特定の町村居住者に限ることについて、①④当該地域への居住等は開かれていること、①④定款においては、有用な人材の育成、教育の水準の向上、地域社会の発展を目的に、特定の町村出身の学生に奨学金を給付する事業を行うとされており、②③当該地域出身者からの寄附金等を主な財源としていること、③④対象者数・事業目的等に照らして奨学金事業の規模が不相応に大きなものではないことなどの事情を踏まえて、応募の機会が開かれていると認めた。

<事業の財源との関係>

〇〇 奨学金給付の確実性の観点から、支給決定を予定している奨学生数(収入に応じて支給決定を行う対象数の調整を予定している法人にあつては、想定する最小の奨学生数とする。この場合は、約束期間確実に奨学金を支給することができるよう支給人員が調整される必要がある。)に対して約束した期間支給するだけの財源が確実に確保されている必要がある。

〇〇 過去の実績がある場合は、財務諸表等により確認する。

〇〇 実績がなく、外部からの寄附を予定されているとする法人については、必要に応じ、寄附確約の書面で寄附予定者の意思及び内容を確認する。寄附確約の書面で財源を確認した法人については、認定後、速やか(例えば認定後3か月)に実際の入金を確認し、入金が確認できない場合には、勧告等の措置を速やかに講じる。

〇〇この他、後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照

(16)表彰、コンクール

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「表彰、コンクール」は、作品・人物等表彰の候補を募集し、選考を経て、優れた作品・人物等を表彰する事業のことである。

イ 事業名

表彰、コンクール、〇〇賞等としている。なお、部内の者に対する表彰（職員の永年勤続表彰等）もあるが、ここでは対象から除く。~~者の意思及び内容を確認する。寄附確約の書面で財源を確認した法人については、認定後、速やか（例えば認定後3か月）に実際の入金を確認し、入金を確認できない場合には、勧告等の措置を速やかに講ずる。~~

~~○後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照~~

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「表彰、コンクール」は、適切な選考を通じて、優れた作品・人物等を顕彰することを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

選考の質や公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「表彰、コンクール」のチェックポイント

- （i）当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的と位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- （ii）選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除）
- （iii）選考に当たって専門家が適切に関与しているか。
- （iv）表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。
- （v）表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担（応募者から一律に徴収する審査料は除く。）を求めているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(17)競技会

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「競技会」は、スポーツ等の競技を行う大会を開催する事業のことである。

イ 事業名

競技会、競技大会、○○大会等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「競技会」は、競技者に対して技能の向上の機会を提供するとともに、当該競技の普及を図ることによってスポーツ等を振興することを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

競技会の質を維持・向上するような工夫がなされているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「競技会」のチェックポイント

- (i) 当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。(例：親睦会のような活動にとどまっていないか)
- (iii) 出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(18) **自主公演**

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「自主公演」は、法人が、自らの専門分野について制作又は練習した作品を演じ、又は演奏する事業のことである。

イ 事業名

公演、興行、演奏会等としている。芸術の鑑賞機会の提供のみならず高齢者、障害者が芸術

等に触れ、癒される機会を提供すること等の福祉的なものも含まれる。

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「自主公演」は、法人の専門分野の公演により、芸術等の振興や不特定多数の者に対する芸術等に触れる機会の提供を行うことを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

公益目的として設定された趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力が行われているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる⁵⁴。

オ 上記を踏まえた「自主公演」のチェックポイント

- (i) 当該自主公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 公益目的として設定された趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力が行われているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(19)主催公演

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「主催公演」は、法人が、主として外部制作の公演の選定を行い、主催者として当該公演を実施する事業のことである。

イ 事業名

主催公演、主催コンサート等としている。芸術の鑑賞機会の提供のみならず、高齢者、障害者が芸術等に触れ、癒される機会を提供すること等の福祉的なものも含まれる。

⁵⁴ 本事業区分の場合、特に当該事業が認定法の別表各号(例えば「文化及び芸術の振興を目的とする事業」)に該当するかが重要であるが、実質的に判断することとなる。

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「主催公演」は、外部制作の公演を活用して、芸術等の振興や不特定多数の者に対する芸術等に触れる機会の提供を行うことを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定することになっているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「主催公演」のチェックポイント

- (i) 当該主催公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定するためのプロセスがあるか。(例：企画・選定の方針等の適切な手続が定められている／(地域住民サービスとして行われる場合)企画段階で地域住民のニーズの把握に努めている。)
- (iii) 主催公演の実績(公演名、公演団体等)を公表しているか。

②判断基準

第2章章末後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」(69頁～79頁)参照。

第3 19事業区分非該当事業の公益目的事業のチェックポイント

〇〇 19の事業区分に該当しない事業のチェックポイント(以下「非該当事業のチェックポイント」という。)については、多種多様な事業が含まれており、19事業にならって、「事業の内容」、「事業名」、「公益目的事業として求められる趣旨」、「事業認定の着眼点」を特定することは困難である。

このため、非該当事業のチェックポイントについては、第2章第1節第3に示す確認事項を踏まえた以下のとおりとし、事業の特性に応じて軽重を付け、重要事項に集中して確認を行うこととする。

なお、事業の特性により、19事業との類似性が認められる場合において、19事業のチェックポイントを活用して公益性及び不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか否かを確認することは許容される。

- (i) 事業の趣旨・目的について、公益目的及び不特定多数の利益の増進を主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。

- (ii) 事業の概要が、事業の趣旨・目的等に則しているか。
 - (iii) 受益の機会が、一般に開かれているか。
 - (iv) 受益者の義務・受益の条件は、事業の趣旨・目的に照らして合理的なものとなっているか。
 - (v) 上記のほか、事業の合目的性を確保する取組が行われているか。
 - ・選考等を伴う事業において、選考等の専門性・公正性を確保する取組が行われているか。
 - ・事業内容に応じて、必要な透明性が確保されているか。
 - ・重大な不利益が発生するリスクのある事業について、当該リスクに応じた対応が確保されているか。
 - ・その他、事業内容に応じた適正な運営の確保、事業内容に応じた専門家の関与、訓練、機材の確保等、事業の趣旨に応じたプロセス(ニーズ調査や関係者の参加)の確保など、事業の質や成果を確保する取組が行われているか。
-

「公益性及び不特定多数の確認のためのチェックポイントの判断基準」

公益目的事業の 事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、CPという。)	審査に必要となる判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、 証憑類 (事業計画書等に内容等が記載されていれば可)
(1) 検査検定	①当該検査検定が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として、位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・検査検定が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款や HP に明示がない場合には、検査規程等で明らかにされていること
	②検査検定の基準を公開しているか。	・検査検定基準が示され、公開されていること	☐ 公開されている実施概要や検査規程における検査検定基準の示された部分
	③検査検定の機会が一般に開かれているか。	・検査検定の実施が一般に知り得る方法で公開されていること	☐ 募集要項、実施要領が HP 等で公開されていること(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	④検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。	・審査委員会の委員構成が適切(利害関係者が審査に加わらない旨の規定がある)であること ・検査検定方法が示されていること	☐ 審査委員会規程(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
		・審査委員の所属、役職等の記載があること	☐ 審査委員名簿(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
		・検定料又はその計算方法の明示があること (収益を目的とした体系になっていない)	☐ 料金表(事業の特性を踏まえこれに類する資料) ☐ 検査検定規程の条項(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
		・検査検定業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	☐ 個人情報保護規程
	⑤検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。	・検査検定検査検定に関わる人員や使用される機器について必要な能力を設定し、その水準に適合していることを確認することになっていること	☐ 検査検定に携わる人員や機器の水準を定めた規程や資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)

公益目的事業の 事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、CPという。)	審査に必要となる判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、 証憑類 (事業計画書等に内容等が記載されていれば可)
(2) 資格付与	①当該資格付与が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・資格付与が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款や HP に明示がない場合には、認定規程等で明らかにされていること
	②資格付与の基準を公開しているか。	・審査基準が明示され、公開されていること	☐ 公開されている実施概要や認定規程における認定基準の示された部分
	③資格付与の機会が一般に開かれているか。	・資格付与の機会が一般に知り得る方法で公開されていること	☐ 募集要項、認定規程が HP 等で公開されていること(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	④資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。	・認定委員会の委員構成が適切(選考に当たって、直接の利害関係者を排除していること)であること	☐ 認定委員会規程(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
		・審査料又はその計算方法を明示していること	☐ 料金表 ☐ 認定規程の条項
		・資格付与業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	☐ 個人情報保護規程
	⑤資格付与の審査に専門家が適切に関与しているか。	・専門家が関与していること	☐ 選考委員名簿
(3) 講座、セミナー、 育成	①当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・講座等が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款や HP に明示がない場合には、講座、セミナー、育成に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。	・受講の機会が一般に開かれていること	☐ 募集要項等が HP 等で公開されていること(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	③当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為に当たって、専門家が適切に関与しているか。	・確認行為がある場合には、専門家が関与していること	☐ 確認行為に関与する専門家の名簿(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	④講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	・講師等に過大な報酬が支払われることになっていないこと	☐ 謝金規程

第2章 公益目的事業該当性の判断

公益目的事業の 事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、CPという。)	審査に必要となる判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、 証憑類 (事業計画書等に内容等が記載されていれば可)
(4)体験活動等	①当該体験活動等が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・体験活動等が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款や HP に明示がない場合には、体験活動等に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。	・業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないこと	☐ プログラムの概要がわかる資料
	③当該体験活動に専門家が適切に関与しているか。	・専門家が関与していること	☐ 関与する専門家に係る資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
(5)相談、助言	①当該相談、助言が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・相談、助言が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款や HP に明示がない場合には、相談、助言に係る企画書
		・相談業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	☐ 個人情報保護規程
	②当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。	・当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれていること	☐ 申込案内等が HP 等で公開されていること(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	③当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。	・専門家が関与していること	☐ 関与する専門家に係る資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
(6)調査、資料収集	①当該調査、資料収集が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・調査、資料収集が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款や HP に明示がない場合には、調査、資料収集に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②当該調査、資料収集の名称や結果を公表していないかつ、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。	・結果を公表していること、又は公表できない場合は理由を明確にしていること (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。	☐ 調査、資料収集の結果の公表に係る資料
	③当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。	・専門家が関与していること	☐ 関与する専門家に係る資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	④当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。	・外部委託の場合、丸投げになっていないこと	☐ 外部委託契約書

公益目的事業の 事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、CPという。)	審査に必要となる判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、 証憑類 (事業計画書等に内容等が記載されていれば可)
(7)技術開発、研究 開発	①当該技術開発、研究開発が、 <u>不</u> 特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・技術開発、研究開発が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款や HP に明示がない場合には、技術開発、研究開発に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②当該技術開発、研究開発の名称や結果を公表していない <u>か</u> ったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。	・結果を公表していること、又は公表できない場合は理由を明確にしていること	☐ 結果の公表を明示した資料
	③技術開発、研究開発に専門家が適切に関与しているか。	・専門家が関与していること	☐ 関与する専門家に係る資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	④当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。	・外部委託の場合、丸投げになっていないこと	☐ 外部委託契約書
(8)キャンペーン、 〇〇月間	①当該キャンペーンが、 <u>不</u> 特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・キャンペーンが不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款や HP に明示がない場合には、キャンペーン等に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。	・業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないこと	☐ プログラムに係る資料
	③(要望・提案を行う場合には)要望・提案の内容を公開しているか。	・公開することになっていること	☐ 要望・提案内容の公開に係る資料
(9)展示会、〇〇シ ョー	①当該展示会が、 <u>不</u> 特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・展示会が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款や HP に明示がない場合には、展示会等に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。	・業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないこと ・入場者を特定の利害関係者に限定していないこと	☐ プログラムに係る資料

	③(出展者を選定する場合)出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。	・公正に選定することになっていること	☐ 選定方法に係る資料
--	--	--------------------	------------------------------------

第2章 公益目的事業該当性の判断

公益目的事業の 事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、CPという。)	審査に必要となる判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、 証憑類 (事業計画書等に内容等が記載されていれば可)
(10) 博物館等の展示	①当該博物館等の展示が、 <u>不</u> 特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・博物館等の展示が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款や HP に明示がない場合には、博物館等の展示に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。	・業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないこと	☐ プログラムに係る資料
	③資料の収集・展示について専門家が関与しているか。	・専門家が関与していること	☐ 関与する専門家に係る資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	④展示の公開がほとんど行われず、休眠化していないか。	・展示の公開が行われていること	☐ 展示の公開に係る資料
(11) 施設の貸与	①当該施設の貸与が、 <u>不</u> 特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・施設の貸与が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款や HP に明示がない場合には、施設 <u>の</u> 貸与に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。	・公益目的での貸与を優遇していること	☐ 貸与規程
(12) 資金貸付、債務保証等	①当該資金貸付、債務保証等が、 <u>不</u> 特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として、 <u>不</u> 位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・資金貸付、債務保証等が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款や HP に明示がない場合には、資金貸付、債務保証等に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。	・条件と公益目的が合致していること	☐ 資金貸付、債務保証等の条件に係る資料
	③対象者が一般に開かれているか。	・対象者が一般に開かれていること	☐ 対象者に係る資料
	④(債務保証の場合)保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。	・債務保証の対象が、社員である金融機関を行った融資のみに限定されていないこと	☐ 債務保証の対象に係る資料
	⑤資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。	・公表の明示又は公表していること	☐ 実績の公表に係る資料
	⑥当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。	・専門家が関与していること	☐ 関与する専門家に係る資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)

(13) 出資のチェックポイントについては、累次事例が少ないため、今後の事例の蓄積を踏まえ、記載していくことを検討している。

公益目的事業の 事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント	審査に必要な判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、 証憑類 (事業計画書等に内容等が記載されていれば可)
(13) 出資	①当該出資が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・出資が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ 出資に係る規程 (定款や HP に明示がない場合)
	②出資の条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか。営利企業が行う出資と区別されるような公益目的事業としての特徴があるか。	・出資対象が社会的課題解決に取り組むなど公益目的の実現に合致した企業等であること	☐ 出資の募集要項
		・出資の条件が公益目的の実現を促進する内容であること (例：出資以外の支援(人的支援など)を行う)	☐ 出資業務規程
	③出資時点だけでなく、出資による持分を保有している間において、公益目的事業として出資する意義が継続される仕組みとしているか。	・出資先の事業内容を継続的に把握し、出資の意義が損なわれた場合に、適切に対応できる仕組みがあること (例：出資先の企業が当該法人の事業目的とは異なる形で経営が行われるようになった場合には、出資の引き上げを行う)	☐ 出資契約書 ☐ 出資先企業等のモニタリング体制を示す書類
	④出資を受ける機会の公正性が確保されているか。	・出資を受ける機会が実質的に開かれていること (例：想定される出資対象者に情報提供が適切になされている)	☐ 出資の募集要項 ☐ 出資の選定規程
	⑤出資先の選考が公正に行われることになっているか。	・出資対象の選定基準及び選考フローが明確であり、透明性が確保されている。	☐ 出資の選定規程 ☐ 出資の選考基準
		・出資先からの利益の供与を防ぐ仕組みがある。	☐ 出資業務規程
	⑥当該出資の透明性が確保されているか。	・出資先の選定過程にあたって直接の利害関係者を排除していること(例：出資先の選考委員会に利害関係のある選考委員を選考から外す規定がある)	☐ 選定委員会規程
		・出資先、金額、出資理由、出資先の活動状況、出資による成果※等を公表していること ※(参考)提供された資金が公益の増進のために活用されていることを明確化するとともに資金による効果を高めるため、出資先の事業が社会に対して与えた影響を定量・定性的に測定し、測定結果に基づいて事業改善や意思決定を行うことを通じて、正のインパクトの向上、負のインパクトの低減を目指すインパクト測定・マネジメントを取り入れることも望ましいと考えられる。	☐ 情報公開規程 ☐ 事業報告書
	⑦選考に当たって専門家が適切に関与しているか。	・専門家など選考に適切な者が関与していること (例：出資先の選定委員会等に専門家が関与している)	☐ 選考委員名簿(事業の特性を踏まえこれに類する資料)

--	--	--	--

公益目的事業の 事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、CPという。)	審査に必要な判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、 証憑類 (事業計画書等に内容等が記載されていれば可)
(14)助成(応募型)	①当該助成が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として、位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・助成が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ 1) 助成に係る規程 (定款やHPに明示がない場合)
	②応募の機会が一般に開かれているか。	・応募の機会が一般に開かれていること	☐ 2) 募集要項 ☐ 、選考基準
	③助成の選考が公正に行われることになっているか。	・個別選考に当たって、直接の利害関係者を排除していること	☐ 3-1) 選考委員会規程
		・助成業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	☐ 3-2) 個人情報保護規程
	④専門家など選考に適切な者が関与しているか。	・専門家が関与していること	☐ 4) 選考委員名簿(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	⑤助成した対象者、内容等を公表しているか。	・個人名・団体名の公表に支障がある場合を除き、公表していること	☐ 5) 公表に係る資料
	⑥(研究や事業の成果があるような助成の場合)助成対象者から成果についての報告を得ているか。	・成果報告についてのルールがあること	☐ 6) 助成対象者からの成果報告に係る資料
(15)奨学金	①当該奨学金が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として、位置付けられており、適当な方法で明らかにされているか。	・奨学金が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ 奨学金に係る規程 (定款やHPに明示がない場合)
	②応募の機会が、一般に開かれているか。	・応募の機会が一般に開かれていること	☐ 募集要項 ☐ 、選考基準
	③奨学金の選考が公正に行われることになっているか。	・個別選考に当たって、直接の利害関係者を排除していること	☐ 選考委員会規程 ☐ 選考委員名簿
	④奨学金給付対象者に当該奨学金事業の趣旨・目的に照らして、合理性のない義務(例、特定企業への就労など)を課していないか。また、義務がある場合、その内容は応募者や奨学金給付対象者に明らかにされているか。	・奨学金給付に当たり、合理性のない義務を課していないこと。 ・奨学金給付に当たり、義務がある場合、その内容は応募者や支給対象者に明らかにされていること。	☐ 募集要項 ☐ 、奨学金規程
	⑤奨学金の財源は、給付を約束した内容相応に確保されているか。	・奨学金給付対象者に約束した給付内容を実施するために必要な財源が十分に確保されていること。	☐ 財務諸表 (継続的な事業財源に疑義がある場合は、寄附確約書等)
	⑥応募者及び奨学金給付対象者の経済状況・成績等の個人情報を取得する場合、その取扱いが適切であり、その取扱方法や仕組みが公表されているかにその扱いは適切であり、その仕組みが公表されているか。	・奨学金業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	☐ 個人情報保護規程

公益目的事業の 事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、CPという。)	審査に必要な判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要なと考えられる書類、 証憑類 (事業計画書等に内容等が記載されていれば可)
(16)表彰、コンクール	①当該表彰、コンクールが、 <u>不</u> 特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として、 <u>位置</u> 付け、適当な方法で明らかにしているか。	・表彰、コンクールが不特定多数の利益の増 <u>進</u> に寄与することを明示していること	<u>□1</u> 表彰、コンクールに係る規程 (定款やHPに明示がない場合)
	②選考が公正に行われることになっているか。	・個別選考に当たって、直接の利害関係者を排除していること	<u>□2-1</u> 選考方法に係る資料
	③選考に当たって、 <u>専</u> 門家が適切に関与しているか。	・表彰業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	<u>□2-2</u> 個人情報保護規程
		・専門家が関与していること	<u>□3</u> 関与する専門家に係る資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	④表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。	・公表することを明示していること	<u>□4</u> 受賞者等の公表に係る資料
	⑤表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担 (<u>応募者から一律に徴収する審査料は除く。</u>)を求めているか。	・金銭的な負担の有無を明示していること	<u>□5</u> 金銭的な負担の有無に係る資料
(17)競技会	①当該競技会が、 <u>不</u> 特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・競技会が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	<u>□1</u> 競技会に係る運営規程 (定款やHPに明示がない場合)
	②公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。	・親睦会のような活動にとどまっていないこと	<u>□2</u> 競技会の趣旨主旨に係る資料
	③出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。	・公正な競技ルールになっていること	<u>□3</u> 競技会ルールに係る資料
(18)自主公演	①当該自主公演が、 <u>不</u> 特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・自主公演が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	<u>□1</u> 自主公演に係る規程 (定款やHPに明示がない場合)
	②公益目的として設定された趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力が行われているか。	・公益目的としての趣旨が映されていること	<u>□2</u> 自主公演の企画書

公益目的事業の 事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント	審査に必要となる判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要なと考えられる書類、 証憑類 (事業計画書等に内容等が記載されていれば可)
(19)主催公演	①当該主催公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・主催公演が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ 主催公演に係る運営規程 (定款やHPIに明示がない場合)
	②公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定するためのプロセスがあるか。	・企画・選定の方針等の適切な手続きが定められていること	☐ 企画書
	③主催公演の実績を公表しているか。	・公演名、公演団体等を公表することを明示していること	☐ 主催公演を公表した実績に係る資料
(20) 19 事業区分 非該当事業	①事業の趣旨・目的について、公益目的及び不特定多数の利益の増進を主たる目的として位置付け、適切な方法で明らかにしているか。	・公益目的(認定法別表に掲げる目的)及び不特定多数の者の利益の増進が主たる目的として位置付けられており、適切な方法で明らかにされていること	☐ (例) 定款、HP
	②事業の概要が、事業の趣旨・目的等に則しているか。	・事業の内容や事業構造が事業の趣旨・目的の実現に資するものであること。	☐ (例) 事業計画書、事業報告
	③受益の機会が、一般に開かれているか。	・不特定かつ多数の者に受益の機会が開かれていること。 ・機会が限定される場合には、当該限定を行う合理性及び当該限定があっても利益が不特定多数の者に及ぶことについて合理的説明があること。	☐ (例) 実施規程
	④受益者の義務・受益の条件は、事業の趣旨・目的に照らして合理的なものとなっているか。	・受益者の義務・受益の条件は、申請書に記載された公益目的事業の趣旨・目的に照らして合理的なものであること	☐ (例) 実施規程
	⑤上記のほか、事業の合目的性を確保する取組が行われているか。	・事業の趣旨に応じたプロセス(ニーズ調査や関係者の参加)の確保など、事業の趣旨・目的を踏まえ、必要に応じて事業の質や成果を確保する取組がなされていること ・重大な不利益が発生するリスクのある事業について、当該リスクに応じた対応が確保されていること。	☐ (例) 実施規程 ☐ (例) 個人情報保護規程、コンプライアンスに関する規程

【参照条文】

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 （略）

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、
不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること
を目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上
を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

第3章 公益認定基準等

第3章 公益認定基準等

〇〇 具体的案件における審査及び監督処分等については、法令に照らし、個々の案件ごとに判断する。なお、個別に説明を求めても、法人からの申請内容が具体性を欠く場合には、内容が不明確であるために、結果として不認定となることがあり得る。

〇〇 審査は、法人の提出資料等に基づき判断することが原則であるが、行政庁が独自に取得した情報を参照することもあり得る。

第1 公益認定基準(認定法第5条)

(1) 法人の主たる目的(認定法第5条第1号)

〇〇 一般法人は、多種多様な事業を自由に行うことができるが、公益認定を受けるためには、認定法第2条第4号で定義される「公益目的事業」を安定的かつ継続的に実施するためにその利用可能な人的、経済的資源等を投下する意思及び能力等を有している必要がある。そこで、公益目的事業を行うことを主たる目的とすることが、公益認定基準として設けられている。

〇〇 「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」とは、法人が、「公益目的事業」の実施を主たる目的とするということである。申請時には、認定法第5条第8号の公益目的事業比率の見込みが50%以上であれば、公益目的事業を行うことを主たる目的とするものと判断する。

(2) 経理的基礎及び技術的能力(認定法第5条第2号)

〇〇 公益法人は、設立目的達成のため、将来にわたり安定的かつ継続的に公益目的事業を行うことが期待されており、そのために必要な財産、技術的能力を保有している必要がある。また、法人自身による適正な業務運営の確保や寄附者等に対する情報提供の前提として、その事業活動の実態等を正確に把握するため、当該法人が適切な会計処理を行う能力を備えている必要がある。そこで、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることが、公益認定の基準として設けられている。

なお、当該法人が事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合は、公益認定申請及び変更認定申請に係る手続において、認定法第5条第2号に規定する事由について、許認可等行政機関の長の意見を聴くこと(認定法第8条第1項第1号)とされており、公益認定又は変更認定における審査に当たっては、許認可等行政機関の意見も情報源となる。

① 経理的基礎

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、ア)財政基盤の明

確化、イ)経理処理・財産管理の適正性、ウ)情報開示の適正性とする。

ア 財政基盤の明確化

〇〇 公益法人が、安定的かつ継続的に公益目的事業を行うため、公益目的事業の性格や内容(例:資金不足等による中断等が社会に大きな不利益をもたらすか)、法人の事業計画書(例:確保できる財源に応じて事業規模を調節する仕組みになっているか)等に応じ、適切に財政基盤が確保されていることが求められる。

〇〇 必要な収益等が十分に確保されているような場合には、債務超過等であることが、直ちに経理的基礎を欠くことを意味するわけではないが、万一、破綻した場合には、公益目的事業に使用されることを期待して寄附等を行った者の信頼を裏切ることとなることに十分に留意し、財政基盤の確保に努めることが求められる。また、公益財団法人については、純資産額が2期連続で300万円を下回った場合に解散することとされている(法人法第202条第2項)ことに留意する。

(i) 行政庁は、申請時には、貸借対照表、収支(損益)予算書等により、財務状態を確認し、法人の事業規模を踏まえ、必要に応じて今後の財務の見通しについて追加的に説明を求める。公益認定後に事業内容を抜本的に変更することになる法人にあっては、事業内容を変更した後の財務状態が分かる資料の添付を求める。

その際、経理的基礎を有することを明らかにする書類(認定規則第7条第2項第4号。申請書別添 経理的基礎)として、寄附金収入については、寄附金の大口拠出上位5者の見込み、会費収入については積算の根拠(会費について定める定款の条項(細則を定めている場合には細則を添付する。))、借入の予定があればその計画について、情報を求め、法人の規模に見合った事業実施のための収入が適切に見積もられているか確認する。

行政庁は、奨学金に係る事業など確実な実施が必要な事業にあっては、最低限の財源が見込まれるかを確認することとし、必要に応じ、寄附等が確実に実施されることを示す文書(寄附を約束する文書等)の提出を求めるものとする。

また、行政庁は、必要に応じ、認定に当たり、事業内容に応じた財政基盤を速やかに確保しなければならない旨を法人に示すとともに、その確保(寄附の受領等)が認定後速やかに(例えば3か月以内)に行われない場合には、認定法第29条第2項に該当するものとして、直ちに認定法に基づく勧告等の措置を講ずるものとする(詳細は第6章第1節第1(2)参照。)

なお、寄附の意思及び能力ともに無いことが明白であるなど寄附等の確実な履行が見込まれないに関わらず、寄附を約束する文書を提出して公益認定を受けることは、不正の手段により公益認定を受けること(認定法第29条第1項第2号)に該当し得るものであり、直ちに認定取消しとなり得るとともに罰則等の適用があり得ることに留意する。

- (ii) 認定後においても、財政基盤は、継続的に確保されている必要があり、確保されない場合は経理的基礎を満たしていないこととなる。

イ 経理処理・財産管理の適正性

〇 公益法人は、財務規律を遵守しつつ、公益目的事業のための資金その他の財産を確実に公益目的事業のために使用することが求められる。また、適正な経理処理・財産管理は、適正な情報開示の前提である。

- (i) 財産の管理、運用については、法人の役員が適切に関与すること、開示情報や行政庁への提出書類の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること¹、不適正な経理を行わないこと²が求められる。
- (ii) 公益認定の審査に当たっては、不適正な経理処理や財産管理を防止するための最低限のルールが機関決定され、組織的に講ずる措置が整備されているかを確認するため、経理規程等の提出を求める(詳細は第4章第2参照。)。なお、公益法人の財産管理等は、公益法人のガバナンスの下、公益法人が自律的に行うものであり、行政庁が各法人の個別の財産管理の適正性の一つ一つについて確認する役割を負うものではないことに留意する。
- (iii) 不適正な経理等が発覚した場合には、速やかに適正な対応がとられる必要がある。悪質なものを除き、不適正な経理が単発的に発生したのみをもって監督処分等を講ずることはないが、隠蔽や、原因を明らかにせず、適切に再発防止策を講じない、公益法人が受けた財産上の損害の回復(賠償請求等)をしない等の場合には、経理的基礎がないと判断し得る。

○ また、財産の管理や契約(資産運用を含む。)資産運用を含む財産の管理や契約は、法人の役員による適切な関与の下、適切に行われる必要がある。理事会の権限である重要な財産の処分・譲り受けや多額の借財(法人法第90条第4項)、利益相反取引の承認(法人法第92条)をはじめ、財産管理に関する重要な取引に関する関与(関係する規程の制定を含む。)が行われていない等の場合には、経理的基礎がないと判断することがあり得る。³

¹ 法人が備え付ける会計帳簿は、事業の実態に応じ法人により異なるが、例えば仕訳帳、総勘定元帳、予算の管理に必要な帳簿、償却資産その他の資産台帳、得意先元帳、仕入先元帳等の補助簿が考えられる。区分経理が求められる場合には、帳簿から経理区分が判別できるようにする。

² 法人の支出に用途不明金があるもの、会計帳簿に虚偽の記載があるものその他のものを不適正な経理とする。

³ アセットオーナープリンシプル(2024年8月28日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/assetownerprinciples.pdf

(資産運用としての株式保有等について)

事業活動の財源を獲得する手段として、株式保有等の資産運用を行うことがある。資産運用は、法人の経営判断に属するものであり、「公益法人としてふさわしくない事業等(第3章第1(4)参照)」や「他の団体の意思決定に関与することができる財産(第3章第1(16)参照)」に該当しない限り、法人が自らの事業内容・財務状況、当該資産運用に係るリスクやリターン等を踏まえ、自主的に判断するものである。

なお、資産運用に当たっては、受益者等の最善の利益を追求するための備えがあることを自ら点検し、それぞれのステークホルダーあるいは対外的に示すことで理解や対話、協働につなげ、運用力の向上を図っていくことが重要である。こうした取組に当たっては、「アセットオーナー・プリンシプル」(アセットオーナーが資産を運用する責任を果たしていく上で有用と考えられる運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則をとりまとめたもの)を参考にすることが有用である。

また、こうした取組を対外的に示すため、「アセットオーナー・プリンシプル」の受け入れ(※)を表明することも考えられる。

なお、同プリンシプルは一律に対応を求めるものでは無いことを踏まえ、資産規模等に応じて限定的な受け入れも想定される。

(※)「アセットオーナー・プリンシプル」の受け入れを表明した法人については、内閣官房のウェブサイトで公表することとされている。

また、

—法人の資産運用に関する判断を客観的に裏付けるものとして「資産運用規程(※)」を作成することが考えられる。

—(※)項目としては、資産運用の目的、管理体制、資産運用の対象、運用主体等について定めることが考えられる。

(アセットオーナープリンシプルの原則)

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

ウ 情報開示の適正性

〇〇 計算書類その他財務関係の情報が適正に作成され、開示されていることは、社員・評議員などの公益法人関係者、公益法人に対する寄附者その他のステークホルダー(行政庁を含む。)

が、寄附等により公益法人に提供した資源の活用状況や、財務規律の遵守状況等を確認し、各種意思決定を行う上での大前提である⁴。

- また、適正な財務情報の開示は公益法人の適正なガバナンスの基盤であり、公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るよう努めなければならない（認定法第3条の2）。

（i）申請時には、経理的基礎を有することを明らかにする書類（認定規則第7条第2項第4号。申請書別添 経理的基礎）により、外部監査を受けているか⁵、そうでない場合には費用及び損失の額又は収益の額が1億円以上の法人については、監事（2人以上の場合は少なくとも1名）を公認会計士又は税理士が務めること、当該額が1億円未満の法人については営利又は非営利法人の経理事務を例えば5年以上従事した者等が監事を務めることが確認されれば、適切に情報開示が行われるものとして取り扱う。

この経理事務の経験者について、5年というの是一个の目安であり、形式的に簿記検定などの関連資格の保有者と定めることはないものの、会計について専門知識があり監事の職務を果たせる人物が求められる。

（ii）監事に上記（i）のような者をおくことを法人に義務付けるものではないが、このような体制にない法人においては、公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者が法人の情報開示にどのように関与するのかの説明を、申請書の添付書類に記載する。

経理事務の精通者については、形式的に企業会計の従事年数なり、一定の資格者なりを定めることはせず、有償無償も問わないが、どのような者が会計に関与しているかの説明をもとに個別に判断する。

このほか、申請書に添付された計算書類に重大な誤りがある場合又は計算書類若しくは収支予算書等の添付書類の内容に疑義（当該疑義が解消されなければ公益認定を行うことができないものに限る。）がある場合において、申請法人に修正又は説明を求めても、相当の期間⁶内に適切な修正又は回答がない場合には、経理的基礎を有するものと認められないと判断することがあり得る。

⁴ 令和6年会計基準（1 財務報告の目的 公益法人における財務報告の目的）において、公益法人の財務報告の主要な目的は、その活動基盤となる資源提供者を念頭に置いた情報（資源提供者の意思決定に有用な情報、資源の受託者としての説明責任を果たすための情報）を提供することとされている。

⁵ 会計監査人による外部監査は、公益法人の運営体制の充実を図り、財務報告の適正を確保し透明性の向上を図る上で有意義であり、認定令第6条に定める基準に達しない法人にあっても、自発的に外部監査を受けることは推奨される。なお、会計任意監査人を設置しなければならない法人以外の場合は、会計基準運用指針Ⅰ-会計基準適用対象関係に規定する「会計監査人設置法人以外の法人」に該当し、キャッシュ・フロー計算書、財務規律適合性に関する明細のを作成し等を行わないことも可能である。

⁶ 相当の期間は、修正又は説明を求める内容により異なるが、通常は1か月程度、理由がある場合であっても3か月程度が限度と考えられる。

- (iii) 認定後は、上記(i)又は(ii)の要件を満たしていることについて、説明責任を全うする必要がある⁷ことから、これらを説明する書類について、行政庁への提出・公表等の対象としている(認定規則第46条第1項第2号ト)。
- (iv) 財務に関する情報であつて、法人において作成・備置・開示(認定法第21条第2項第1号及び第4号)するとともに、公表(認定法第22条)することとされる情報が、法令の定めに従って作成等されていない場合には、適正な情報開示が行われていないことになる。特に最終報告を踏まえた制度改革は、財務規律の柔軟化に見合う説明責任の充実を図るものであり、適切な情報開示の重要性は従来以上に高まった。単純な記載誤りや誤解に基づく間違いが単発的にあったとしても、直ちに監督上の措置の対象となるものではないが、複数回にわたり期限内に開示すべき財務情報に係る書類を提出しなかった場合や、提出してもその内容が著しく正確性に欠け、又は社会通念に照らして明らかに不適切な場合などには、経理的基礎がない疑いがあるものとして、認定法第28条第1項の規定に基づき勧告を行うなど、果敢な措置を講ずるものとする(第6章参照)。

② 技術的能力

- 〇✕ 適切に実施されれば公益目的事業に該当する事業であっても、専門技術を欠き、あるいは、コンプライアンスが確保されないなど不適切に実施されれば、想定した利益は実現せず、逆に大きな不利益が生じることにもなる。認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な」「技術的能力」とは、コンプライアンスを確保しつつ事業を適正に実施するための技術、専門的人材や設備、体制などの能力の確保とする。
- 〇✕ 申請時には、公益目的事業の内容に係る申請書記載事項及び添付資料(以下、「申請書記載事項等」という。)により、判断する。例えば検査検定事業においては、検査に携わる人員や検査機器の能力の水準の設定とその確保や、審査に当たって公正性を確保する仕組みが「公益目的事業のチェックポイント」に掲げられており、申請書記載事項等を踏まえ、当該チェックポイントを満たすことを確認する。
- 〇✕ このほか、申請書又は添付書類の内容に関して疑義(当該疑義が解消されなければ公益認定を行うことができないものに限る。)がある場合において、申請法人に説明を求めても、相当

⁷ 財務を含む監査機能の強化は、法人の運営体制の充実という観点からも重要であり、法人の自発的取り組みについては事業報告に記載することもあり得る(第5章第2節(2)⑤)。国(内閣府)としても、公益法人の運営体制の充実・財務に関する情報の開示等に係る取組みについて、優良事例等に係る情報提供や研修などにより、公益法人の自発的な取組に対して支援を行^つう^ている。(例えば、「公益法人の自主的・自律的ガバナンス強化のための調査報告書(令和7年3月31日)」)

の期間内⁸に適切な回答を得ることができない場合には、技術的能力を有するものと認められないと判断することがあり得る。

〇〇 また、事業を行うに当たり法令上許認可等を必要とする場合においては、認定法第7条第2項第3号の「書類」及び第8条第1号の意見の提出をもって技術的能力を確認する。

〇〇 コンプライアンスに関しては認定法及び法人法に定める体制があること（事業を行うに当たり法令上の許認可等を必要とする場合は、当該法令で求められている体制があることを含む）をもって技術的能力があると判断することを原則とする。ただし、事業内容に照らしてコンプライアンスの確保が特に必要な事業である場合又は当該法人についてコンプライアンスの確保に疑義がある場合には、追加的に説明を求めることがあり得る。

〇〇 事業に必要な技術的能力は、法人自らが全てを保有していることを求めるものではない。しかし、実態として自らが当該事業を実施しているとは評価されない程度にまで事業に必要な資源を外部に依存しているときには、技術的能力を備えていないものと判断される場合もあり得る。

〇〇 認定後においては、公益法人として、コンプライアンスを確保し、法令、定款等を遵守して法人運営を行い、また公益目的事業を実施しなければならず、これができない場合には、技術的能力を有していないと判断され得る。その際、根幹となる業務に関する明確なルールの存在は、理事会等のガバナンスを確保し、適正な法人運営を実現する第一歩であると考えられる。重要性の乏しい業務や個別の統制（理事会の関与など）が確保されている場合などに一律に規程等の整備を行う必要はないが、事業内容や規模など法人の実情に応じて、規程を整備することは重要である。

悪質な場合を除き、不祥事の発生をもって、直ちに技術的能力が欠如していると判断することはないが、例えば、容易に防止し得るにも関わらず漫然と不祥事を生じさせた場合、不祥事の発生に対して適切な対応措置が取られていない場合、法人の内外からの指摘等にも関わらず定款の定めに従った法人運営がされない場合などには、技術的能力を有していない疑いがあるものとして、認定法第28条第1項の規定に基づき勧告を行うことがあり得る。

〇〇 また、公益法人がテロ資金供与に悪用されないことは重要であり、リスクの高い活動等を行う場合には、適切な対応を執ることが求められる（参照：公益法人におけるテロ資金供与対策について（令和4年6月内閣府大臣官房公益法人行政担当室））。

〇〇 技術的能力の判断における公益法人の事務所について、総務機能のアウトソーシングが進められる中、書類の備置き・閲覧請求対応等を適切に実施することが確保されるとともに、公益目的事業等の内容に即して必要な事務所機能が確保されることを前提として他法人等との事

⁸ 相当の期間は、説明を求める内容により異なるが、通常は1か月程度、理由がある場合であっても3か月程度が限度と考えられる。

務所の同居や間借り、複数法人での事務所共有も許容され得る。

他法人等の事務所と同居する場合には、各法人の権利又は義務が混同されないように注意する。個人情報保護、営業秘密等については、法人として特に注意が必要である。認定後においては、申請時における法人の独立性を確保するための適切な財産管理・情報管理等の措置が講じられていないと認められる場合には、監督措置(認定法第27条第1項の規定による報告徴収及び立入検査、同法第28条第1項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、又は同法第29条第1項若しくは第2項の規定による認定取消し等(行政指導を含む。))をいう。)を講ずる(第6章参照)。

(3) 特別の利益(認定法第5条第3号及び第4号)

① 社員、理事等、使用人その他の当該法人の関係者に対し、特別の利益を与えないものとした趣旨(認定法第5条第3号)

公益法人は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益目的事業を行うことから、特定の者に対してのみ特別な利益を供与することは、公益法人として適当ではない。そして、当該法人の社員、理事等(理事、監事及び評議員)、使用人は、その法人における地位を利用して、自ら又は自らの親族等に対して利益を誘導し得ることから、特別な利益の供与を禁止すべき対象として特に考慮することとしたものである。そこで、公益法人が事業を行うに当たり関係者に対して特別の利益を与えないことが、公益認定の基準として設けられている⁹¹⁰。

② 株式会社その他の営利事業を営む者等に特別の利益を与えないこととした趣旨(認定法第5条第4号)

○ 社会的サポートを受けて蓄積された公益法人の財産は、公益目的事業(公益目的事業の実施のために必要な収益事業や管理業務等を含む。)に使用されることが本来の姿であり、公益法人から他の団体等に寄附等によって財産が移転し、当該財産が受入先において公益目的事業以外の事業等に使用されることは適当ではない。また、利益の分配を行う株式会社にあつては、当該寄附が配当を通じて株主に分配される可能性もある。

⁹ 認定法第5条第3号及び認定令第1条に規定する者(ただし、認定令第1条第5号で規定する者にはいわゆる同性パートナーが含まれることに留意が必要)は、令和6年会計基準における「関連当事者」に含まれており、同会計基準に基づき、関連当事者との取引について財務諸表の注記に記載する必要がある(当該情報、法令上も、法人において作成・備置きする必要があるとされており、公表対象となる)(認定法第21条第2項第4号、認定規則第46条第1項第3号ホ、同条第3項、同法22条)(第5章第2節第1(2)ウ(iii)参照)。なお、関連当事者の範囲については、令和6年会計基準において、従来より広げられている(同上)。

¹⁰ 他の団体の意思決定に関与可能な財産の保有状況については、作成・備置きが必要な書類とされ(認定法第21条第2項第4号)、公表対象となる(同法第22条)(第5章第2節(2)④ウ(ii)参照)。

〇〇 公益法人への寄附者としても、自らが寄附をした財産が公益のために使用されることを期待しており、当該財産が営利企業等に流出する事態となれば、公益法人に対して不信感を抱き、公益法人制度に対する疑念を呈されることとなり得る。

〇〇 このようなことを防止するため、営利事業を営む者等に特別の利益を与える行為を行わないことが、公益認定の基準として設けられている。

○ 「株式会社その他の営利事業を営む者」につき、この場合の「営利事業」とは、最終的に事業による利益が会員又は設立者に帰属するかどうかに関わらず、「利益をあげる事業」を指すものである。したがって、この「営利事業を営む者」には、営利事業を行う一般法人や営利事業を収益事業等として行う公益法人（公益法人の行う公益目的事業や、公益信託の信託財産へのために寄附その他特別の利益を与えるものは特別の利益供与に当たらない¹¹。認定法第5条第4号及び認定令第2条第1号括弧書き）も含まれる。

○ また、法人関係者（認定法第5条第3号）でも営利事業者でもないものを介在させることにより、本規定の趣旨を容易に潜脱することが可能となる場合がある。このような潜脱行為を防止するため、営利事業者に特別の利益を供与する活動を行う個人又は団体への特別の利益の供与を禁止している（認定令第2条第1号）。さらに、不特定多数の者の利益となることが期待できない社員等に対する共益的な活動を主たる目的とする団体への特別の利益の供与を禁止している（認定令第2条第2号）¹²。

③ 特別の利益

〇〇 認定法第5条第3号及び第4号の「特別の利益」とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事業に即し、「社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇」がこれに当たり、「その事業を行うに当たり」とは、公益目的事業の実施に係る場合に限られない。その判断は、当該法人が行う事業の具体的な内容等に基づいて個別に行われ、申請時には提出書類等から判断する。

〇〇 なお、法人の関係者や、関係者が役員等を務める法人に対して、資金その他の財産の貸付や、事業の委託その他多額の費用の支出を伴う契約がある場合等には、当該貸付や契約等について説明を求めることがあり得る。この場合において、合理的な説明が得られないときは、「特別の利益」を与えないものであると判断できない可能性がある。

¹¹ ただし、当該法人の公益目的事業の一環として当該寄附が認められる内容である必要がある。また、公益信託の信託財産への寄附については、既存の公益信託に限らず、公益法人が公益信託の委託者となって公益信託を新たに設立し、その信託財産に拠出することも含まれる。

¹² 認定令第2条第2号での会員又はこれに類するものとして内閣府令で定めるもの（認定規則第2条）には、例えば、会員以外で会員に類するものとして、「会員」という呼称を使用しないメンバー、構成員、組織員などが考えられる。

〇〇 認定法第5条第4号の「寄附その他の特別の利益」についても、「社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与」に当たるもののみが問題となる。例えば、営利企業等に対して、公益目的事業として、公正な手続を経て助成金¹³を支給するような場合は、一般には、特別の利益に該当するものではない。

〇〇 設立者や資源提供者である企業(以下「設立企業等」という。)に何らかの利益が生じることは否定されないが(例えば、財団名に企業名を入れること自体、一定の宣伝効果があると考えられる。)、受益者に対し設立企業等のための義務を課す(例:奨学金の受給者に対し、設立企業等への就職を義務付ける)、事業の実施に当たって合理的理由なく設立企業等と独占的な契約を結ぶ場合などは、特別の利益に該当し得る。

〇〇 認定後においては、公益法人関係者との取引について情報開示(第5章第2節第1(2)④ウ(iii))や他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有に係る情報開示(第5章第2節第1(2)④ウ(ii))、や利益相反取引に係る理事会への報告等の義務を果たすことは当然として、特定の営利企業と多額の支出を伴う契約を継続的に行うなど国民の疑念を招き得る行為を行う際には、できる限り情報を開示し、透明性を確保することが望ましい。

〇〇 確定的に利益が移転する場合に至らなくても、そのおそれがあると認められる場合には報告徴収(認定法第27条第1項)を求め、法人の回答から「特別の利益を与えないもの」とであると判断できない場合には、認定法第28条第1項の規定に基づき勧告を行うことがあり得る。

(4) 公益法人としてふさわしくない事業等(認定法第5条第5号)

〇〇 公益法人は、公益認定を受けることで社会的信用を獲得し、その信用に基づいて広く国民各層に寄附等の支援を募ることが可能となる。ある公益法人が社会通念上不適当と認められる事業を行い、信用失墜を招いた場合、当該法人のその後の事業遂行に支障をもたらすおそれが生じるばかりか、公益法人一般の社会的信用も傷つけられ、公益法人一般の事業活動に支障が生じ得ることとなる。

〇〇 このような事態を防ぐため、社会的信用を維持する上でふさわしくない一定の事業や公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであることが、公益認定の基準として設けられている。

〇〇 当該法人が事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合は、公益認定申請及び変更認定申請に係る手続において、認定法第5条第5号に規定する事由について、許認可等行政機関の長の意見を聴くこと(認定法第8条第1項第1号)とされており、公益認定又は変更認定における審査に当たっては、許認可等行政機関の意見も情報源となる。

¹³ 公益的な活動を行う法人の運営体制の充実・透明性の向上等のための助成金等も含まれる。

① 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業

〇〇 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業とは、それを行うこと自体は、法令に定める必要な手続等を踏まえている限り法令違反になるものではないが、具体的に行われる事業の内容、その実施方法等が社会通念等に照らした場合、公益法人が行うものとしては適当ではないと考えられる事業である。

〇〇 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業は、認定令第3条で、ア)投機的な取引を行う事業、イ)利息制限法の制限を超える利息の契約等を行う事業、ウ)性風俗関連特殊営業が定められている。

〇〇 ア)「投機的な取引を行う事業」に該当するかどうかは、社会通念(個別の取引自体の客観的なリスク)や当該法人における専門的知見の有無、取引の運用方針、取引の規模・内容等具体的事情に照らして判断される。例えば、社会一般において「賭博」と称されるような事業は、投機的な取引を行う事業となる。ポートフォリオ運用の一環として行う公開市場等を通じる証券投資等はこれに該当しない¹⁴。

② 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事業

公益法人が行う場合に限らず、社会の秩序若しくは一般の利益又は社会一般の道徳を害する可能性があり、違法となる恐れがある事業を一般的に指すものである。これに該当するかどうかは当該法人が行おうとしている具体的な事業に即して、公益認定等委員会等が個別に判断する。

(5) 公益目的事業の収入及び費用(認定法第5条第6号)

＜第5章第1節第1 参照＞

(6) 公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ(認定法第5条第7号)

〇〇 公益法人は、他の公益認定基準(認定法第5条第5号、第8号等)に反しない限り、公益目的事業以外の事業(収益事業等)を行うことができるが、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないことも公益認定基準として求められる。これは、「公益法人」として事業活動を行う以上、その本来の目的である公益目的事業の実施に支障を及ぼすようなことがあれば、民間公益を増進するという公益法人制度の趣旨を損なうことになるためである。

¹⁴ 公益法人の「資産運用としての株式保有等」については、認定法第5条第2号経理的基礎、イ経理処理・財産管理の適正性参照。

〇〇 「公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ」とは、収益事業等の事業内容、法人全体での資源配分の状況等に照らして、公益目的事業の円滑な実施が妨げられる可能性があることをさす。例えば、公益法人の行う収益事業等が構造的に赤字になる性質のものであり、当該事業を継続することによって当該法人の財政基盤を損なう可能性がある、公益法人が収益事業等へ投入する人員が過大になり、公益目的事業へ十分な人的資源を割り当てられない、といった状態が考えられる。また、公益法人の信用を利用して不適切な収益事業等を行う場合には、当該公益法人に対する信頼を毀損し、公益目的事業の実施に支障を及ぼすことにもなる。

〇〇 このような状態にあるか否かについては、当該法人が行う公益目的事業の内容や人員等の資源の利用状況その他の活動実態等を踏まえ、個別具体的に判断されることとなる。

(7) 公益目的事業比率(認定法第5条第8号)

＜第5章第1節第2 参照＞

(8) 使途不特定財産額の保有の制限(認定法第5条第9号)

＜第5章第1節第3 参照＞

(9) 理事・監事と特別利害関係があるものの割合(認定法第5条第10号)

〇〇 公益法人が特定の一族等から支配されるような場合には、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという公益法人本来の目的に反した法人の私物化や専横的な運営が行われるおそれがあることから、同一の親族等が理事又は監事において占める割合に制限を設けている。

〇〇 具体的には、各理事について ① 配偶者、② 三親等以内の親族、③ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者¹⁵(認定令第4条第1号)、④ 当該理事の使用人(同条第2号)、⑤ ③④以外の者で当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの(同条第3号)、⑥ ④⑤の者の配偶者(同条第4号)、⑦ ③④⑤の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの(同条第5号)である理事が理事の総数の三分の一を超えてはならないこととしている(①～⑦の関係を「特別利害関係」という)。

〇〇 監事についても同様である。

¹⁵ 本規定には同性パートナーも含まれる。なお、役員(役員候補者)に確認を行う場合においては、特別利害関係にある者(相手)を申告させるのみとし、特別利害関係のうちどの事項(配偶者なのか、事実婚なのか等)に該当するのかなど、不必要に当該役員(役員候補者)の意思に反して、必要以上の情報を収集することがないように留意する必要がある。また、確認の際に知り得た情報については、第三者に漏洩することがなきよう適正な管理する必要がある。

〇〇 上記認定令第4条各号(③～⑦)に掲げる者については、社会通念に照らして判断する。

〇〇 認定申請に当たっては、法人において基準に抵触することがないことを確認の上、確認書¹⁶を作成し、認定法第5条第10号から第12号まで、第15号及び第16号等に適合することを説明した書類(認定規則第7条第3項第3号)として提出する。確認書は、役員変更の届出等を行う際には添付する必要がある。

(10) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事・使用人等の割合(認定法第5条第11号)

〇〇 公益法人が特定の利害を代表する集団から支配されるような場合には、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという公益法人本来の目的に反した業務運営が行われるおそれがあることから、同一の団体(公益法人を除く。以下同じ)関係者が理事及び監事に占める割合について制限を設けている。

〇〇 同一の団体は、人格、組織、規則などから同一性が認められる団体ごとに判断する。ある他の同一の団体の関係者である公益法人の理事が当該基準の規律対象であるか否かは、それらの者が「他法人の理事や使用人」などと同視し得る程度に当該他の団体に支配・従属の関係にあるか、当該他の同一の団体の行動原理によって公益法人の運営が歪められるおそれがあるかという観点から判断する。

〇〇 同一の団体は、国の機関についてどこまで同一と捉えるかは、本号の趣旨に照らすと、当該法人の目的、事業との関係において利害を同じくする範囲と考えられ、一般的には事務分掌の単位である省庁単位となる。

〇〇 他の同一の団体の対象となる団体は、法人格の有無を問わないため、権利能力なき社団もこれに含まれる。

<3分の1の考え方>

規制の対象は、他の同一の団体の理事又は使用人等の「合计数」である。例えば、監事の総数が2人の場合に別の団体からそれぞれ1人ずつ監事を受け入れたとしても、各々の団体に属するものは1人であり、「合计数」を観念することはできない。したがって、この場合は本基準に抵触することはない。また、監事の総数が1人の場合も、同様に「合计数」を観念することができないため、本基準が問題となることはない。一方、監事の総数が2人の場合に他の同一の団体から2人の監事を受け入れたときは、監事の「合计数」が2人となり、監事の総数の3分の1を超えてしまうため本基準に適合しないことになる。

¹⁶ 様式30頁参照。確認書は、複数の確認事項をまとめて作成する。

(11) 理事と監事間の特別利害関係の排除(認定法第5条第12号)

- 〇〇 監事が本来の役割を発揮し、法人の適正な運営を確保する上で、理事と監事との間の特別な関係を排除し、理事からの独立性を高めることが必要であることから、同一の親族等が理事又は監事に占める割合についての規律((9))に加え、他の同一の団体の理事・使用人等の占める割合(特別利害関係(第3章第1(10)参照))についての規律が設けられている。
- 〇〇 監事は、理事の職務の執行を監査する立場にあり(法人法第99条第1項及び第197条)、監事は公益法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない(法人法第65条第2項及び第177条)ほか、監事の任期が原則理事より長い(法人法第66条及び第67条等)、監事の報酬等については定款又は社員総会で定める(法人法第105条等)など、監事の地位を強化し、その独立性を担保するための仕組みが法人法において整備されている。
- 〇〇 理事と監事の親族関係については、立法当初、規律は置かれていなかったが、理事の配偶者が監事に就任していた法人で、不適切な財産管理が行われた事例等がみられたことも踏まえ、令和6年の制度改革において規律が設けられた。
- 〇〇 令和7年4月1日において特別利害関係にある理事及び監事がある場合であっても、当該理事及び監事の任期中に解任等を行う必要はなく、いずれかの改選期に対応すれば足りる(令和6年改正法附則第5条参照¹⁷)。

(12) 会計監査人の設置(認定法第5条第13号)

- 〇〇 公益目的事業のための財産の使用及び会計処理が適正になされているかどうかの監査を厳正に行うことは、公益法人の財務の透明性を高め、国民の信頼を確保する上で重要である。
- しかし、会計監査人の設置を全ての公益法人に義務付けることは、特に小規模な公益法人の負担となる。
- 〇〇 このため、①法人法第2条第2号又は第3号に規定する最終事業年度に係る損益計算書(令和6年会計基準を適用する法人にあつては活動計算書を指す。以下同じ。)の収益の額が100億円(認定令第6条第1号)、②①の損益計算書の費用及び損失の額が100億円(同条第2号)、③負債の額が50億円のいずれの基準にも達しない法人(同条第3号)を除いて、会計監査人を設置しなければならないこととしている。事業年度後の計算書類等の提出に当たりこれらの基準額を超えることが判明した場合には、あらかじめ社員総会等において当該計算書類等の承認に併せて会計監査人の設置及び選任をしておくなど対応が必要となる。

¹⁷ 施行の際に現存する公益法人については、改正法附則第5条第1項により、当該公益法人の全ての理事及び監事の任期が満了する日の翌日から、当該規定が適用されることとなる。施行日前に公益認定の申請をした一般法人についても同様である。

〇〇 一方で、突発的に①～③のいずれかの基準を超えた法人等に直ちに会計監査人を設置することは容易ではなく、会計監査人を公益認定基準とした趣旨に鑑みれば、適切な者を選任することが重要であり、会計監査人の選任には一定の期間を要するものと考えられる。また、新制度の施行日(令和7年4月1日)から新たに会計監査人を設置する必要がある法人は、就任前の事業年度を対象とする監査を適切に行うことができない等を理由に、会計監査人の選任及び設置を直ちにを行うことが困難となる場合も想定される。これらを踏まえ、会計監査人の設置に係る監督については、法人に対し会計監査人の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて説明を求めることとし、法人の置かれた状況や諸般の事情¹⁸を考慮して行うこととする。

〇〇 公益認定を申請する法人は、認定法第5条第13号に基づく上記①～③の基準額を超える場合(一般法人が設立後最初の計算書類を作成する前に申請を行う場合は、③の基準額を超える場合)には、公益認定時に会計監査人が置かれていることが必要であり、申請書別添(法人の組織)において会計監査人の名称又は氏名を示すことが求められる。また、会計監査人の氏名又は名称については、開示・公表等の対象となる(認定規則第46条第1項第2号二)。

(13) 役員等の報酬等の支給基準(認定法第5条第14号及び第20条)

①役員等の報酬等の支給基準(認定法第5条第14号関係)

〇〇 公益法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益目的事業を行うことを期待した国民からの寄附や税制上の優遇措置を受けて事業の実施や財産の取得・形成を行うものであることから、本来、このように取得した財産は公益目的事業に適正に使用されるべきものであり、役職への正当な対価としての報酬額を超えて、法人の理事等の利益のために費消されるべきものではない。

〇〇 このような観点から、公益法人の理事・監事・評議員(以下(13)において「理事等」という。)の報酬等が、一般の民間事業者の役員の報酬等や当該公益法人の経理の状況に照らして、不当に高額である場合には、公益目的事業に本来使用されるべき財産が、理事等に支払われる報酬等として費消されるという、本来の目的や寄附者等の意思に反する使用がなされることになり、法人の非営利性を潜脱するおそれがある。この場合、当該法人が継続的かつ安定的に公益目的事業を実施する上で支障が生じるおそれもある。

〇〇 以上のことから、公益法人について、理事等に支払われる報酬等が不当に高額なものとな

¹⁸ 新制度施行直後に提出予定の事業報告の数値により会計監査人を選任する必要が生じた法人は、直ちに会計監査人を選任することは困難と考えられることから、会計監査人の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて行政庁から法人に対して説明を求めることとし、やむを得ず困難であると認められる場合には、基本的に本件に対する監督は行わないこととする。

らないように支給の基準を定めていることが公益認定基準とされたものである。

〇〇 理事等に対する報酬等の支給の基準については、行政庁において、公益法人から提出を受けた書類の公表の一環として公表される。また、公益法人においては、支給基準を記載した書類を事務所に備置き、閲覧請求等に応じる義務があるほか、運営の透明性の向上の観点から、自らも HP ホームページ 等において支給基準を公表することが望ましい。

②役員等の報酬等の支給(認定法第20条関係)

〇〇 公益法人が、理事等に対する報酬等の支給の基準を適正に定めたとしても、社員総会又は評議員会で当該基準に基づかない不当に高額な報酬等の支給等を決議してしまう事態が生じるおそれがある。この場合でも、適切な額の報酬等が支給されることを担保するため、公益法人には、報酬等の支給の基準に従って、理事等に対する報酬等を支給しなければならないことを義務付ける。

ア 支給の基準について

(i) 報酬等について

理事等に対する報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当と定められていることから(認定法第5条第14号)、理事に対して、交通費実費相当額をお車代として支給する場合には、報酬等には該当しない。「お車代」などの名称の如何を問わず、実費相当額を超えて支給する場合には、支給基準に盛り込むことが必要である。

役員が職員を兼務する場合において、職員としての勤務の対価として相応の給与を受ける場合には、当該給与は、報酬等に該当しない¹⁹。

(ii) 無報酬について

報酬等の支給基準を定めるといっても、報酬等の支給を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題はない。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めることになる。

非常勤理事や評議員に対し、職務遂行の対価として、各々の責任に見合った報酬等を支給することも可能である。職務遂行の対価として支給する日当や、交通費実費相当額を超えて支給するお車代等は、本基準でいう報酬等に含まれる。

¹⁹ なお、職員の勤務の対価としては不相応に高額な給与を受けることは、制度を潜脱するものであり、許されない。また、法人の職員等に対して、勤務の対価としては不相応に高額な給与を支給することは、当該者に対して特別の利益(認定法第5条第3号)を与えると判断され得ることに留意する。社員についても同様である。

定款において無報酬と定めている場合には、別途支給基準を定める必要性はない。定款において「原則」無報酬であるとしながらも、常勤役員等に対して支給することも「できる」と規定する場合には、支給する場合について定めておくことが必要である。定款で支給ができる旨の規定はあるものの、当面の間は役員報酬を支給する予定がないような場合は、支給基準において無報酬である旨を定める(この場合は、将来支給することとなった場合には支給基準の改訂が必要になる。)。

(iii) 報酬等の区分、額の算定方法、支給の方法及び支給の形態²⁰

理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとされている(認定規則第3条)。「理事の報酬額は理事長が理事会の承認を得て定める」のような支給基準とすることは報酬科目や算定方法が明らかにされず、公益認定基準を満たしたとは認められない。

なお、報酬等の額については、理事が自らの報酬等の額を定めることによるお手盛りを防止する観点から、社員総会又は評議員会の決議により定めることが必要である(法人法第89条)。したがって、理事長が理事の個々の報酬等の額を決定することは認められない²¹。

〇〇 理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分

理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分とは、常勤役員、非常勤役員の報酬の別等をいい、例えば、常勤理事への月例報酬、非常勤理事への理事会等への出席の都度支払う日当等²²になる。

〇〇 その額の算定方法

その額の算定方法とは、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数等により構成される基準等をいい、どのような過程をたどってその額が算定されるかが第三者にとって理解できるものとなっている必要がある。

例えば、役職に応じた一人当たりの上限額を定めたとえ、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については社員総会(評議員会)が決定するといった規定は、許容される(国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程(該当部分の抜粋も可)を支給基準の別紙と位置付け、支給基準と一体のものとして行政庁に提出することになる。)。

²⁰ 対象は、社団法人については理事及び監事、財団法人については理事、監事及び評議員であるため、これらを漏れなく定めていることが必要である。

²¹ 理事によるお手盛りを防止するという法人法の趣旨からは、定款又は社員総会若しくは評議員会において、理事の報酬等の総額を定めることで足り、理事が複数いる場合における理事各人の報酬等の額を、その総額の範囲内で理事会の決議によって定めることは差し支えないと解されている。

²² 非常勤の理事等に対する日当等が、交通費実費相当額を超える場合は、報酬等に該当する場合がある。

一方、社員総会(評議員会)の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定では、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、公益認定基準を満たさないものと考えられる。

また、退職慰労金について、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については社員総会(評議員会)が決定するという方法も許容されるものと考えられる。

なお、いずれの報酬についても、不当に高額なものとならないよう支給の基準を定める必要がある。

〇〇 支給の方法及び形態

支給の方法とは、支給の時期(毎月か出席の都度か、各月又は各年のいつ頃か)や支給の手段(銀行振込みなど)等をいう。

支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段必要ない。

イ 役員報酬額の開示・公表について

(i) 基本的な考え方

公益法人は、公益の増進に寄与するものとして社会から高い信頼を得て活動することが求められる存在であり、各公益法人及び制度全体に対する国民の信頼性を確保するため、役員報酬に関して、実質的な配当又は利益配分が行われていると誤解されることのないよう、その支払いの状況や額の妥当性について一般の企業等よりも高いレベルで透明性の確保が要請されていること、及び令和7年の今般の制度改正において、法人の経営の自由度を高める一方、国民の信頼を獲得する観点から、支給基準の公表に加え、実際の支給実績についても、一定の情報開示を行うことにより、国民に対する説明責任を果たすことが求められる。その際は、個人情報保護の必要性や、法人の事務負担等も考慮する必要がある。

このため、民間企業の中でも比較的大規模な企業の役員報酬の水準(認定規則において、取締役の役員報酬水準を参考に、2,000万円とされた)より高額な報酬を役員が受け取る場合は、個別の金額及びその額とする理由について、一律に法人に説明責任を果たすよう求めることとしている。

なお、あくまで法人の説明責任を求めるものであり、後述ウに記載の場合を除き、当該水準を超える報酬を否定する趣旨ではない。例えば、職員が千人を超えるような法人、高度の専門人材(≡高額給与)を多数抱える法人等の役員や、国・国際機関や大企業の長等と高度な折衝を行う役員など、法人に相当の報酬を必要とする場合や、法人の業務内容等に照

らして、特に必要な人材を得るために高い水準の報酬を用意する必要があることも想定される。

また、説明責任を求める趣旨を踏まえると、「職員給与」や「顧問料」として受ける給与・報酬(旅費その他の経費の実費相当額の支給を除く。)を含めて透明性の確保を図ることとする。

具体的には、「理事・監事等毎の報酬等の総額」については、認定法第22条第1項に基づき提出される財産目録等の書類により公表される。(事業報告書等に係る提出書(様式第5号)7記載の「施行規則第46条第1項第2号に掲げる書類」中の「運営組織に関する重要な事項」(2)参照)

法人が法令の規定に基づき適正に文書の作成・開示等を行わず、当該説明責任を果たさない場合には、認定法の規定を遵守しておらず、又は経理的基礎若しくは技術的能力を欠くものとして、監督措置を講ずることとなる。

ウ 「不当に高額」と考えられる報酬等について

(i) 基本的な考え方

民間の法人である公益法人の役員報酬等については、法人の業務や活動内容、財務の状況、役員の職務の責任や困難度、経営戦略を踏まえた人材確保の必要性等を踏まえ、法人の適切なガバナンスの下で決定されるべきものである。法人に対する資源提供者を始めとするステークホルダーに必要な情報を開示し、その理解を得て支給される報酬に対して、行政庁が介入することはやむを得ない場合に限るべきである。公益法人の円滑な運営を図り、各事業においてより高い成果を生むためには、役員の人材として、当該高い成果を達成し得る優秀な者の確保が求められ、そのような者に対して、公益法人が相当の報酬を支給することは、法人自治の範囲と考えるべきである。公益法人の役員報酬は低額でなければならないという考え方は、場合によっては、公益法人が質の高い人材を得ることを難しくし、民間の公益活動の発展を妨げることになりかねない。

一方、仮に、法人のガバナンスが適切に機能していないような場合に、公益法人の役員の報酬等について法人自治に全面的に委ねるとして、高額な報酬を支給し続けた場合には、上記(13)①において記載した趣旨に反し、当該法人の信用失墜に留まらず、公益法人全体に対する国民の信頼を毀損する懸念も想定される。

したがって、不当に高額な役員報酬の支給額については、行政庁として「不当に高額」に関する考え方を提示することにより、真に国民の理解と支援の下に民間公益の活性化を図る上で必要であり、このような対応をとることが法人の理解を深め、法運用の予見可能性を高めるとともに、国民に対して考え方を明らかにすることに資すると考えられる。

(ii) 「報酬等の支給の基準」との関係性について

実際の役員報酬等の支給額は、「報酬等の支給の基準」によって機械的に定まることもあるが、多くの場合、当該基準に従い、法人において具体的な支給額を決定することとなる。

認定申請の審査時は、報酬等の支給の基準が、「不当に高額な報酬等とならないよう」定められているか否かについては、法人のガバナンスにより、適切に支給額が決定されるとの前提に立って判断する。

監督に際しては、法人の実際の運用を踏まえて、「不当に高額な報酬等とならないよう」定められているか否かをその実施状況に照らして判断する。例えば、法人のガバナンスが適切に機能しておらず、実態として、高水準の報酬が継続的に支給されている場合は、当該運用に係る「報酬等の支給の基準」が「不当に高額な報酬等とならないよう」定められていない、又は、「報酬等の支給の基準」に従った合理性のある支給が行われていないとして、認定法第20条に違反した支給が行われていると判断し得る。

(iii) 不当に高額の判断について

(i)で述べたとおり、役員報酬については、法人の自律的なガバナンスの下で判断されるべきものであり、公益法人において適切に情報開示が行われている場合には、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、通常想定される額を著しく上回り、これを放置すると公益法人制度に対する国民の信頼・信任を得られなくなると判断される場合に限り、行政庁として「不当に高額」と判断するものとする。

その際、「不当に高額な報酬」の額については、金額の絶対値のみに着目して判断することは、法人の多様な実態に照らして現実的ではなく、また、安易に上限を定めることは適切ではない。

以上を踏まえれば、例えば、合理的な理由がないにも関わらず、「同種・類似法人の役員報酬の2倍超」の役員報酬が支給されるような場合は、不当に高額な報酬に該当すると考えられる。

なお、役員報酬に関する情報開示が適切に行われていない場合には、法人のガバナンスが機能していないと考えられることから、社会通念に照らして通常想定される額を大きく上回るときには、行政庁として「不当に高額」とみなし、必要な監督措置を講ずる余地がある。

(14) 理事、監事の外部からの選任(認定法第5条第15号及び第16号)

⊕ 公益法人が適正に運営されるためには、理事会(理事)による職務執行の監督、監事による職務執行の監査等を通じたけん制機能が発揮されることが不可欠であり、理事会や監事がその機能を発揮する上で、法人外部からの視点を取り入れることが重要であることから、理事及び監事の各一人以上は、法人外部の人材を選任することを公益認定の基準としている。

〇〇 立法当初にはなかったが、一部の法人において、理事による公益法人の私物化や内輪のみの法人運営が行われ、法人の機関が健全に機能しない例が見受けられたこと等を踏まえ、会社法における社外取締役等も参考に、令和6年改正法により公益認定基準として追加された。

〇〇 理事については、小規模な法人の事業や運営の実情などを考慮し、一定規模に達しない法人については適用除外としているが、監事については、監事の法人内における役割の重要性に鑑み、適用除外規定は設けられていない。

〇〇 外部理事の適用除外については、外部理事を確保し、外部理事が理事会等法人運営に適切に関与できるように情報提供等を日常的に行うための事務負担を考慮し、小規模な法人においては、常勤職員が1人もいないなど事務体制が特に脆弱な法人が多いことを踏まえ、損益計算書の収益の額が3,000万円未満、かつ費用及び損失の額が3,000万円未満の法人について適用除外としている（認定令第7条）。事業年度後の計算書類等の提出に当たりこれらの基準額を超えることが判明した場合には、あらかじめ社員総会等において当該計算書類等の承認に併せて外部理事の設置及び選任をしておくなどの対応が求められる。

〇〇 一方で、突発的に収益、費用・損失のいずれかが3,000万円以上となった法人等に直ちに外部理事を選任することや定款の改訂等を行うことは容易ではないところ、外部理事を公益認定基準とした趣旨に鑑みれば、適切な者を選任することが重要であり、外部理事の選任には一定の期間を要するものと考えられる。これらを踏まえ、外部理事の設置に係る監督については、法人に対し外部理事の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて説明を求めることとし、法人の置かれた状況や諸般の事情²³を考慮して行うこととする。

〇〇 外部理事は次の全てを満たす者とする。

- ① 当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に当該法人又は子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者
- ②-1 公益社団法人である場合はその社員でない者（認定規則第4条第1号）
- 2 社員が法人である場合は、その役員又は使用人でない者（同条第3号）
- ③-1 公益財団法人である場合は、その設立者でない者（同条第2号）

²³ 外部理事の設置について、施行の際に現存する公益法人は、令和6年改正法附則第5条第2項により、当該公益法人の全ての理事の任期が満了する日の翌日から当該規定が適用されることとなる。また、外部監事の設置について、施行の際に現存する公益法人は、改正法附則第5条第3項により、当該公益法人の全ての監事の任期が満了する日の翌日から適用されることとなる。

外部理事・監事について、改正認定令及び改正認定規則の公布（令和6年10月30日）以降、遅滞なく、外部理事・監事の選任、定款等の改訂等の準備を開始したにも関わらず、外部理事・監事の設置を行うことができなかった場合や、外部理事について、新制度施行直後に提出予定の事業報告の数値により外部理事を選任する必要が生じた法人が、急遽の外部理事の選任、定款等の改訂等を行うことができない場合には、外部理事・監事の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて行政庁から法人に説明を求めることとし、やむを得ず困難であると認められる場合には、基本的に本件に対する監督は行わないこととする。

- 2 設立者が法人である場合は、当該法人又はその子法人の役員又は使用人でない者（同条第4号）

〇〇 外部監事は次の全てを満たす者とする。外部監事については、外部理事と比較して更に外部性を求めることとしており、業務執行理事以外の理事及び理事であった者についても、外部監事にはなれないこととしている。

- ① 当該法人又はその子法人の理事又は使用人でなく、かつ、その就任前10年間に当該法人又は子法人の理事又は使用人であったことがない者
- ②-1 公益社団法人である場合はその社員でない者（認定規則第5条第1号）
 - 2 社員が法人である場合は、その役員又は使用人でない者（同条第3号）
- ③-1 公益財団法人である場合は、その設立者でない者（同条第2号）
 - 2 設立者が法人である場合は、当該法人又はその子法人の役員又は使用人でない者（同条第4号）

○ 「子法人」、「業務執行理事」、「社員」、「設立者」について

- ・ 子法人とは、一般社団法人又は一般財団法人がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう（法人法第2条第4号）とされており、法人法規則第3条に規定されている。
- ・ 業務執行理事とは、①代表理事、②代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人 又は一般財団法人 の業務を執行する理事として選定されたもの（法人法第91条第1項第2号及び第197条）及び③当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事（個別の委任により業務を執行した理事）をいう。③は、対象となる理事が法人の事業に関わる業務を執行したかどうかで判断されるものであり、当該理事が行った行為が、（1）業務の都度又は内部規定等によって個別に委任されていたか、（2）その内容は、当該理事が単独で法人の事業に係る意思決定又は意思表示を行うものであるか、あるいは法人内部における指揮命令権を行使するものであるか等を踏まえ判断する。したがって、例えば、理事が法人内部の委員会において委員を務め、助言や審議を行う行為は、当該理事が単独で法人の事業に係る意思決定を行う行為ではないことから、業務を執行したとはみなされない。
- ・ 社員とは、法人法第11条第1項第5号の規定に基づく定款上の社員を指す。代議員制度（第4章第9（3）参照）の各会員は含まれない。各会員を外部理事・外部監事として選任することについては、制度の趣旨を踏まえ、その役割を適切に発揮し得る者が選定されることになるか、慎重な判断が望まれる。
- ・ 設立者とは、法人法第153条の規定に基づき定款に記載のある設立者を指す。対象の 一般財団法人 が、旧民法第34条の規定に基づき設立された法人で、行政庁の 認定又は認可 を受けた公益法人 又はいわゆる移行法人等 である場合は、旧民法下における設立者につい

て定款に記載がなく、その他の資料等からも遡って確認ができない等の事情があれば、設立者を特定することは要しない。

〇〇 申請に当たっては、外部理事及び外部監事について、理事等の氏名、生年月日及び住所を記載した書類(認定規則第7条第3項第2号)において明らかにするとともに、法人において公益認定基準の外部理事又は外部監事の要件を満たすことを確認の上、確認書を作成し、認定法第5条第15号・第16号、認定規則第4条・第5条に適合することを説明した書類(認定規則第7条第3項第3号)として提出する。確認書は、役員変更の届出等を行う際には添付する必要がある。

また、代表理事、外部理事及び外部監事については、開示・公表等の対象となる役員等名簿(認定法第21条第2項第2号。第5章第2節第1(2)②参照)において明らかにするものとする。

○ 外部理事・外部監事については、その役割を適切に発揮し得る者を選定するとともに、当該者がその機能を発揮できるよう法人として情報提供その他必要な支援を行うことが重要である。外部理事・外部監事の選任の方針や、外部理事・監事に対する支援等の取組みについては、事業報告(第5章第2節第1(2)⑤参照)に「運営体制の充実を図るための取組」として記載することが考えられる。また、国(内閣府)としても、優良事例の提供など、公益法人において、外部理事・外部監事の機能が適切に発揮されるよう、情報提供その他必要な支援を行うことが求められる。

(15) 社員の資格得喪に関する条件等(認定法第5条第17号)

〇〇 公益社団法人が、社員資格の得喪に関して不当に差別的な取扱いをするような条件(社員資格を合理的な理由なく特定の要件を満たす者に限定している等)を設けている場合には、社員総会の構成員である社員の意思が一定の傾向を有することで、当該法人が、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという公益法人本来の目的に反した業務運営を行うおそれが生じる。そこで、公益社団法人においては、当該条件を付していないことを公益認定の基準としている。

〇〇 認定法第5条第17号イの「社員の資格の得喪」に関する定款の定めにおいて「不当な条件」を付しているかどうかについては、社会通念に従い判断する。当該法人の目的、事業内容に照らして当該条件に合理的な関連性及び必要性があれば、不当な条件には該当しない。例えば、専門性の高い事業活動を行っている法人において、その専門性の維持、向上を図ることが法人の目的に照らして必要であり、その必要性から合理的な範囲で社員資格を一定の有資格者等に限定したり、理事会の承認等一定の手続的な要件を付したりすることは、不当な条件に該当しない。

〇〇 認定法第5条第17号ロの「社員の議決権」に関する定款の定めにおいて「不当に差別的な

取扱い」等を付しているかどうかについても、同号イと同様に、社会通念に従い判断し、当該取扱いに合理的な関連性及び必要性があれば、不当に差別的な取扱い等には該当しない。

〇〇 定款において、資格を有する者(会員等)の中から社員(代議員等)を選出する規定を設けている法人については、第4章第9(3)代議員制度を踏まえて判断する。

〇〇 申請に当たっては、社員の資格の得喪及び議決権に関する定款の条項(定款の他に細則がある場合は当該細則を含む。)、資格得喪に関する条項が法人の目的・事業内容に照らして合理的な関連性及び必要性があることについての説明、社員の議決権に関して社員ごとに異なる取扱いをしている場合に法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることの説明を記載し申請書に添付する(申請書別添 法人の組織について)。これらは、社員その他の構成員の状況として、開示・公表等の対象となる(認定規則第46条第1項第2号イ。第5章第2節第1(2)④イ(i)参照)。

(16) 他の団体の意思決定に関与することができる財産(認定法第5条第18号)

〇〇 公益法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とするが(認定法第5条第1号)、株式等の保有を通じて他の営利法人等に対して実質的な影響力を及ぼすことにより、営利法人としての活動を行うことが可能となり得る。このような行為は、一定の条件の下で公益法人に認められている収益事業等が無制限に拡大することを許容し、公益認定の基準、遵守事項の潜脱につながることから、認められるべきではない。

〇〇 このため、他の団体の意思決定に関与することができる株式等の保有をしていないことが、公益認定の基準として設けられている。

〇〇 公益法人は、議決権の過半数の株式を保有することはできない。無議決権株式を保有していたとしても、当該株式を発行する会社に対する実質的な支配権を与えられるものではないため、規制の対象とはならない。

〇〇 なお、他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有状況については、作成・備置が必要な書類とされ(認定規則第46条第1項第3号二。第5章第2節第1(2)④ウ(ii)参照)、公表対象となる(同法第22条)。

(17) 不可欠特定財産(認定法第5条第19号)

〇〇 公益法人に「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産」(以下「不可欠特定財産」という。)がある場合、その安易な処分を認めれば、当該事業の実施に支障が生じるおそれがあるため、公益法人の自律的な意思決定を阻害しない範囲で、当該財産の処分について規制する必要がある。そこで、公益法人が当該財産の存在並びに維持及び処分の制限について必要な事項を定款で定めているということが、公益認定の基準として設けられている。

〇〇 不可欠特定財産とは、法人の目的、事業と密接不可分な関係にあり、当該法人が保有、使用することに意義がある特定の財産をさす。例えば、一定の目的の下に収集、展示され、再収集が困難な美術館の美術品や、歴史的文化的価値があり、再生不可能な建造物等が該当する。

〇〇 不可欠特定財産は、公益目的事業財産とされており(認定法第18条第6号)、その性質に鑑みると、継続的に公益目的事業の用に供する公益目的事業財産(公益目的保有財産。第5章第1節第3(2)①ア参照)に該当すると考えられる。

〇〇 不可欠特定財産がある場合には、財産種別や場所・物量等を列記するなどの方法により、どの財産が不可欠特定財産に該当するのかが分かるように具体的に特定して定款に定めておく必要がある。当該事業に係る不可欠特定財産がある場合には、全て申請時にその旨を定めておく必要があり、認定審査時には、不可欠特定財産として記載されたものが、不可欠特定財産に当たるかを確認する。なお、公益認定前に取得した不可欠特定財産については、公益目的取得財産残額の算定から控除される(認定法第30条第2項第1号括弧書き)。

〇〇 一般財団法人における不可欠特定財産²⁴に係る定款の定め²⁵は、基本財産としての定め(法人法第172条第2項)も兼ね備えるものとする。

〇〇 法人において定款に不可欠特定財産と定めた財産であっても、結果として当該財産が、不可欠特定であるとは認められなかった場合、公益目的事業に認定された事業の用に供されていない場合等には、不可欠特定財産とはならない。そのため、公益認定の申請書においてどの事業の用に供するか明らかにする必要がある。

〇〇 不可欠特定財産については、財務諸表においてその旨の表示を行う。公益認定前に取得した財産については、その旨もあわせて記載する²⁶。

(18) 残余の財産の贈与、帰属先(認定法第5条第20号及び第21号)

○ 公益法人が公益認定を取り消された場合には、一般社団法人又は一般財団法人として存続し、その保有する財産は、原則として認定取消しを受けた法人が保有し続けることになる。しかし、

²⁴ 金融資産や通常の土地・建物は、処分又は他目的への利用の可能性などから必ずしも上記のような不可欠特定という性質はないと考えられることから、法人において基本財産として定めることは可能であるが、不可欠特定財産には該当しない。

²⁵ 定款での定め方のイメージについては、モデル定款を参照。

²⁶ 令和6年会計基準では、貸借対照表の「資産及び負債の状況」に関する注記(記載することにより財産目録とみなされる)に、公益目的保有財産かつ不可欠特定財産である旨(公益認定前に取得した財産についてはその旨も)の表示を行う。また、当該財産が基本財産と定められている場合は、その旨を表示することができる。同会計基準に移行するまでの間、平成20年会計基準を適用する場合には、貸借対照表において基本財産として表示するとともに、財産目録において基本財産かつ不可欠特定財産である旨表示する。

公益法人は、「公益」の名の下で、社会的な信用を得るとともに、税制上の優遇措置を受けるなど、広く社会的なサポートを受けて活動しており、そうした社会的なサポートを受けつつ取得した財産については、公益目的事業のために使用等することが必要であり(第5章第1節第4(1)参照)、かつ、当該公益法人が公益認定を取り消された場合には、当該財産が私的な領域に流出することなく、その目的に類似する公益活動に引き続き使用等される必要がある。公益法人が合併により消滅する場合であって、その権利義務を承継する法人が公益法人ではない場合も同様である(第4章第5参照)。

○ このため、

- ・ 公益認定取消し等の場合には、公益目的のために使用等することが求められる財産(公益目的事業財産)のうち、未だ費消等していないものの額(公益目的取得財産残額)に相当する額の財産を、類似の事業を目的とする他の公益法人等に対して贈与する旨を定款で定めている法人のみを公益認定することとし(認定法第5条第20号)、
- ・ 公益認定取消し等の場合には、取消し等の日から1か月以内に定款で定めるところにより他の公益法人等に対して贈与を行わせ、
- ・ 期限内に贈与されない場合には、国又は都道府県に贈与する旨の契約が成立したものとみなして国等に贈与させる(認定法第30条第1項)等の仕組みとしている。

~~○ 公益法人が清算をする場合には、公益認定を取り消された場合と異なり、法人として存続し活動が継続することはないため、残余財産が引き続き公益活動に使用されるよう、清算の場合において、残余財産を、類似の事業を目的とする他の公益法人等に対して又は国若しくは地方公共団体に帰属させ贈与する旨を定款で定めている法人のみを公益認定することとしている(認定法第5条第21号)。~~

ア 財産の贈与、帰属先

- 公益認定の取消し等の場合には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、次に掲げる、国、地方公共団体、法人等(以下「国等」という。)~~に対して贈与する又は類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産にする~~旨を定款で定めていることを、公益認定の基準としており(認定法第5条第20号)、この定款の定めは変更できない(認定法第30条第5項)²⁷。

²⁷ 令和8年4月、認定法第5条第20号及び第21号は改正されて、類似の公益事務を目的とする公益信託が残余財産の帰属先に追加された(公益信託法附則第27条)。公益目的取得財産残額相当の財産の贈与・帰属先として公益信託を含めない形で定款規定を定めている法人は、認定法第30条第5項の規定に関わらず、1回に限り、公益信託を帰属先として定めるための定款変更を行うことができる(公益信託法附則第28条)。

なお、既存の類似の公益事務を目的とする公益信託の信託財産への寄附等に限らず、公益法人が公益信託

○ 認定申請時には、公益目的取得財産残額の贈与先を「認定法第5条第20号に掲げる者」と定めることのみで足りる²⁸。

(帰属先)

- ・ 国又は地方公共団体
- ・ 類似の事業を目的とする①他の公益法人、②学校法人、③社会福祉法人、④更生保護法人、⑤独立行政法人、⑥国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人、⑦地方独立行政法人、⑧特殊法人(株式会社であるものを除く)(認定令第9条第1号)、⑨日本赤十字社(同条第2号)、⑩これら以外の法人で公益認定取消し後に処分される財産が、確実に公益目的に使用されること、及び帰属先の法人の関係者に分配されるものでないことを満たす法人²⁹(認定令第8条第3号)又は⑪【令和8年4月1日以降】類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産(新公益信託法に基づき制度の下で認可されたものに限る)

○ 公益法人が清算をする場合には、公益認定を取り消された場合と異なり、法人として存続し活動が継続することはないため、残余財産が引き続き公益活動に使用されるよう、清算の場合において、残余財産を、上述の帰属先に帰属させる旨を定款で定めている法人のみを公益認定することとしている(認定法第5条第21号)。

第2 欠格事由(認定法第6条)

○ 認定法第6条においては、第5条に規定する公益認定の基準等を満たす場合であっても公益認定を受けることができない場合を定めている。なお、公益認定基準とは異なり、本条が適用

の委託者となって類似の公益事務を目的とする公益信託を新たに設立し、(公益信託認可後)信託財産に当該財産を拠出することも含まれるが、公益信託を設立する場合には公益信託の認可を受けることに要する時間も踏まえて、事前に行政庁に相談することが望ましい。

²⁸ 定款での定め方のイメージについては、モデル定款を参照。なお、今回の法改正により、残余財産の贈与先に関する規定が移動しているが(認定法第5条【第17号⇒第20号】)、既存の定款の定めについては、当然に読み替えるものと解釈して差し支えない。

²⁹ 要件は以下のとおり。イ 法令の規定により、当該法人の主たる目的が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する事業を行うものであることが定められていること。ロ 法令又は定款その他の基本約款(木において「法令等」という。)の規定により、各役員について、当該役員及びその配偶者又は三親等内の親族である役員の合計数が役員の総数の三分の一を超えないことが定められていること。ハ 社員その他の構成員に剰余金の分配を受ける権利を与えることができないものであること。ニ 社員その他の構成員又は役員及びこれらの者の配偶者又は三親等内の親族に対して特別の利益を与えないものであること。ホ 法令等の規定により、残余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国若しくは地方公共団体に帰属させることが定められていること。

されるかについては、公益認定等委員会等³⁰における審査・監督を経ることなく、行政庁において事実関係に基づいて判断を行う。このため、欠格事由を理由として不認定とする場合（認定法第43条第1項第1号括弧書き）及び欠格事由に該当するとして認定取消しを行う場合（認定法第29条第1項第1号）に、公益認定等委員会等への諮問は行わない。

〇〇 公益認定の申請に当たっては、本条に規定する欠格事由（第1号イ及び第2号を除く。）に該当がないことを確認した旨を申告する確認書（様式集30頁参照）を提出しなければならない。各法人は、理事等から必要事項を聴取し、文書等で確認するとともに、必要な場合には調査等を行った上で確認書を作成することが求められる。公益認定後に確認事項に反する事実が判明した場合には、当該事実について十分に確認した上で、認定法第29条第1項第2号の規定に基づく取消しとなる可能性があるほか、罰則の適用があり得る。

〇〇 なお、確認書における確認事項を確認するために法人において取得した文書（例えば、理事等から提出を受けた誓約書、他の団体の理事等の兼務状況の届出書等）については、公益認定を申請するに当たり行政庁へ提出する必要はないが、10年は事務所等で保存しておくことが望ましい。

〇〇 確認書は、事業内容を変更する場合、役員を変更する場合等に行政庁に提出することとされている。ただし、変更認定申請の場合に確認を要するのは当該変更に係る部分に限定され、例えば、役員等に変更がない場合には、役員構成に係る公益認定基準及び役員等に関する欠格事由に該当しないことの確認は不要である。

〇〇 行政庁は公益認定に当たり、本条第3号及び第4号に係る事由については、申請法人が行おうとする事業に対して許認可等を行う行政機関に、本条第1号二及び第6号に係る事由については警察庁長官（行政庁が内閣総理大臣である場合）若しくは警視総監又は都道府県警察本部長（いずれも行政庁が都道府県知事である場合）に、本条第5号に係る事由については国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長に意見を聴くものとされている（認定法第8条各号）。

① 理事、監事及び評議員の人的属性（認定法第6条第1号）

〇〇 一般法人の理事、監事及び評議員（以下第3章第2において「理事等」という。）の中に公益法人の理事等として相応しくない人的属性を有する者がある場合には、その者の属性に鑑み、公益認定を受けられないこととしている。

〇〇 本号における欠格事由としては具体的には次のようなものがある。

- ・ 公益認定取消し（公益法人の申請に基づく取消しを除く。）の事実があった日以前1年以内に

³⁰ 公益認定等委員会及び都道府県における合議制機関を指す。

当該公益法人の業務を行う理事であった者で取消しの日から5年を経過しない者が理事等であること(認定法第6条第1号イ)。なお、令和6年改正法によって、公益法人が自らの経営判断に即して法人形態(公益認定を受けるか否か)を選択しやすくするとともに、公益法人における理事等の人材の流動性を確保する観点から、公益法人の申請に基づく取消しの場合は除くこととされた。

- ・ 認定法、法人法、一定の刑罰法規³¹又は税法に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者が理事等であること。(同号ロ)
- ・ 禁固(令和7年6月1日から拘禁刑に名称変更)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者が理事等であること。(同号ハ)
- ・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が理事等であること。(同号ニ)

〇〇 なお、認定法第6条第1号イにおける「当該公益法人の業務を行う理事」とは、取消し原因となった事業に係る業務の執行を担当していた理事を指す。したがって、業務執行理事ではない者や、当該業務を担当していなかったことが明白な者は、対象とはならない。この規定は、取消し原因となった事実に係る業務の執行に責任がある不適切な者が他の公益法人の役員等となる場合には、適正な運営等に支障があることから、欠格事由に含めるものであり、単に取消しを受けた法人の理事であることを理由に認定取消しを無制限に連鎖させることを意図するものではない。したがって、当該者が理事等として在職している他の公益法人について自動的かつ当然に認定取消しとなるものではないが、当該他の公益法人において、認定取消しに係る事実を知り得たときから遅滞なく解任等の措置を講じていない場合には、行政庁は欠格事由に該当するとして公益認定を取り消す処分を行うことになる。

〇〇 公益認定時には、法人から提出された確認書、警察庁長官等の意見等により判断する。また、理事等が変更する場合も同様である。

認定(変更届出)後に、理事等が当該属性を持つに至った場合は、公益認定を取り消さなければならないこととされている(認定法第29条第1項第1号及び第2号)。このため、法人は、理事等の状況を適切に把握し、これらに該当する蓋然性がある場合には速やかに当該理事等を解任するなど必要な措置を講ずることが求められる。

³¹ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)、刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)第1条、第2条若しくは第3条の罪

② 一般法人の適格性(認定法第6条第2号)

○✕ 公益法人が公益認定の取消し(公益法人の申請に基づく取消しを除く。)を受けた場合について、当該取消しを受けた旧公益法人は、一定の期間、再び公益認定を受けることができない。行政庁を変更しても、公益認定を受けられないことに変わりはない。公益認定の取消しの事実は、確認書(様式集30頁参照)及び行政の記録等に基づき判断する。

○✕ これは、公益認定取消しを受けた一般法人が公益認定の取消しの直後に改めて申請を行い、直ちに認定を受けることができるとすれば、行政庁が制裁の一つとして行う公益認定の取消し処分の意義を失わせしめることとなる等、制度的意義を確保するためのものである。従来、本号の適用については、公益法人の都合により公益認定及びその取消しを安易に繰り返させないようにする等の観点から、申請に基づく公益認定取消しの場合も含め公益認定の欠格事由としていた。しかしながら、公益法人が自らの経営判断に即して法人形態(公益認定を受けるか否か)を選択しやすくする等の観点から、令和6年改正法において、公益法人からの申請に基づく取消しについては本号の適用対象から除くこととする見直しが行われた。なお、公益認定を受けることができない一定期間は、一般法人の自由な活動を過度に制約することを避ける観点から5年としている。

③ 定款及び事業計画書の適法性(認定法第6条第3号)

○✕ 定款及び事業計画の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反している場合には、公益認定を受けることができない。本号は、公益法人の組織体制及び事業運営について法令等に違反していないことを確保することを目的としている。なお、法人法の趣旨を没却・潜脱するような定款の規定は違法・無効となり得る(第4章第9参照)。

○✕ 申請時においては、定款及び事業計画書並びに申請書に記載された事業の内容、法人が提出する確認書等により確認する。なお、定款及び事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反していると疑うに足る理由があるときは、法人に追加的に説明を求めることができる。また、行政庁は認定法第8条の規定により許認可等行政庁の意見を聴くこととされているほか、勧告等を行おうとする場合には認定法第28条第5項の規定により許認可等行政庁の意見を聞くことができる。さらに、必要に応じ他の行政機関等に照会する(認定法第56条)。

④ 事業の適法性(認定法第6条第4号)

行おうとする事業に必要な許認可等を受けることができない場合には、公益認定を受けることができない。許認可等を受けることができない場合とは、申請に係る事業の内容や法人の組織体制等が許認可等に係る規制法令の基準を満たすことができない場合や欠格事由に該当する場合等が考えられる。本号は、公益認定の申請又は処分時までには許認可等を要するものではないが、少

なくとも申請に係る事業内容を変更することなく許認可等を受けられる見込みがある必要がある。

⑤ 納税の履行(認定法第6条第5号)

- 国税又は地方税について滞納処分が継続している場合又は当該処分が終了してから一定の期間を経過していない場合には公益認定を受けることができない。租税を納付せず滞納処分を受けている場合には将来も適切に納税しない蓋然性があり、そのような法人が公益認定を受け、税制上の優遇措置の適用を受けることは、国民等からの理解は得難いこと等を理由とする。なお、公益認定を受けることができない一定期間は、一般法人の自由な活動を過度に制約することを避けること、また、滞納の理由が単なる納税忘れや資金不足など悪質性が高くない場合も想定されることから、他号の場合より比較的軽減させ、3年としている。
- 申請時には、納税証明書及び国税庁長官、関係都道府県知事等の意見に基づき判断する(認定法第8条第3号)。認定後においては、納税証明書(認定規則第57条第1項第1号)によるほか、関係行政機関、関係地方公共団体等から情報提供を受ける。

⑥ 組織の健全性(認定法第6条第6号)

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者によって事業を支配されている場合には公益認定を受けることができない。公益法人が暴力団員等の活動あるいは資金源に利用されることを排除することを目的としている。事業活動を支配するとは、社員、設立者、寄附者等であることを背景にして事業活動に相当の影響を及ぼすこと、資金提供、人材の派遣、取引関係、威力等により意思の自由を掌握するなど相当程度の影響力を及ぼすことである。